

名古屋 市政資料

NO. 184 *
2014年9月定例会
(2013年度決算ほか)

発行

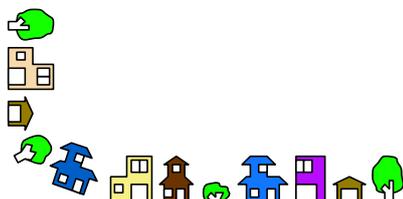
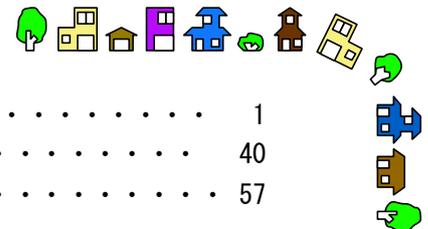
2014年10月30日

日本共産党

名古屋市会議員団

主な内容

- | | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 名古屋市9定例会（2014年9月12日～10月15日） | 1 |
| 2 | 愛知県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会（8月19日） | 40 |
| 3 | 資料・その他 | 57 |



河村市長に2015年度
の予算要望を行う日
本共産党市議団



目次

1	名古屋市9月定例会（2014年9月12日～10月15日）	
(1)	9月定例会について	1
(2)	議案外質問	
	◇さはしあこ議員 学童保育の基準の改善を／学校運動場の面積拡大を	3
	◇田口一登議員 リニアより暮らし優先の総合計画に／子育て新制度について	8
(3)	【補正予算等】	
	◇補正予算等の議案の内容	14
	◇山口清明議員の反対討論 リニア頼みの再開発中心で福祉後回しの総合計画だ	15
	【補正予算に対する各会派の態度】	16
(4)	請願・陳情について	
	【受付された新規請願・陳情】	18
	◇岡田ゆき子議員の討論 集団的自衛権の閣議決定反対の意見書を求めるのは当然	26
	【請願・陳情に対する各会派の態度】	27
(5)	意見書・決議	31
(6)	2013年度決算について	
	◇わしの恵子議員 福祉の削減などをすすめ、新たな大型事業に踏み出した決算だ	36
	【決算認定案に対する各会派の態度】	39
2	愛知県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会（8月19日）	
(1)	決算認定案への質疑	
	◇わしの恵子議員 短期証をなくせ／医療費窓口負担の減免の拡充を	40
	◇坂林卓美議員（日進市議） 健診の受診率向上と保健指導の充実を	44
	◇木村冬樹議員（岩倉市議） ジェネリック医薬品の利用促進を／保険料の見直し	46
	【決算認定案への反対討論】	
	◇わしの恵子 保険料値上げで負担増を押し付け、年金を差し押さえた制度だ	50
(2)	一般質問	
	◇わしの恵子議員 懇談会の公募委員の選定方法見直しを	51
	◇◇木村冬樹議員（岩倉市議） 頻回受信者指導について	52
(2)	請願審査	
	◇趣旨説明、賛成討論3件	54
3	その他	
(1)	声明・申し入れ	57
(2)	資料	58

9月定例会について

- 一、9月市会定例会は、9月12日に開会。父子家庭に母子家庭並みの支援をするための条例や補正予算案、子ども・子育て支援「新制度」関連の条例案、レゴランド建設支援に地代を免除する議案、総合計画2018などの他、2013年度決算認定案が審議されました。
- 一、日本共産党市議団は、総合計画2018と「新制度」関連3条例、レゴランド支援議案に反対、補正予算案など他の23件には賛成しました。
- 一、総合計画2018に対し、田口議員が本会議で質疑を行い、各常任委員会で審査のうえ、山口清明議員が、市長の姿勢を厳しく批判した反対討論を行いました。
- 一、総合計画が議案にあるため、従来の議案外質問ではなく、個人質問を行い、さはし議員が学童保育と学校運動場について、田口議員が、総合計画と保育「新制度」について質問しました。
- 一、意見書は、日本共産党をはじめ各会派から提案された13件のうち、日本共産党議員団が提案した3本の意見書案のうち「ゼロメートル地帯の防災対策」の意見書は一部修正で可決、全体で9件が可決しました。
- 一、10月1日に閉会中審査で不採択や審査打ち切りになった請願のうち、意義申してを行った4件の請願の採決が行われ、「集団的自衛権の行使容認に反対する請願」について岡田ゆき子議員が採択を求める討論を行い、自民・公明・民政・維新などの反対で不採択になりました。減税は3人が賛成しましたが大多数が退席しました。その他、新規請願が7件、陳情は10件が受理され、日本共産党は請願6件を紹介しました。
- 一、台風の影響で10月6日の委員会が中止になり、7日に決算審査を2日分同時に行うことになり、全体日程の変更はありませんでした。
- 一、2012年度一般会計決算認定の審議において日本共産党は市民の暮らしの実態を明らかにする立場で奮闘しました。市民税5%減税の完全実施された年であり、その影響を明らかにし、市民の暮らしの実態を明らかにするために奮闘しました。一般会計歳入歳出決算をはじめ、8件の認定案について反対。わしの議員が、金持ち大企業減税で格差が拡大、「行革」推進で市民サービスの切り捨てが行われたこと、名古屋城天守閣の木造再建や、名古屋駅前の再開発・巨大地下通路建設、レゴランドへの駐車場建設などの大型開発を指摘し、反対討論を行いました。他会派はすべての決算に賛成しました。
- 一、9月11日に来年度予算編成への147項目の要望を提出し、市長と懇談しました。
- 一、議会開会中の10月3日に、民政クラブの山寄議員が会派を離脱し、一人会派「創名会（創名）」を結成しました。これにより、共産党と民政クラブが同数となり、協議の結果、議席順、名簿順、着席順などは民生・共産の順に、質問順、発言順は共産・民政の順になりました。その後、山寄議員は民主党の市議候補（中川区）となるという報道がありました。
- 一、10月15日の議会閉会后、民政クラブの堀田団長、片桐幹事長が離脱。維新での立候補をみこして、それぞれ一人会派（ナゴヤの会、市民クラブ）を立ち上げました。その結果、民政クラブは交渉会派の要件を失い、議会運営委員、および同理事を失い、新たにさはしあこ議員が議会運営委員に就任しました。
- 一、減税日本の5人の議員が連名で発行したビラに対し、議会運営を不当に攻撃したり、地域委員会に関する事実関係をあやまって記載していることが問題となって、議運理事会や総務環境委員会で減税が陳謝し、総務環境委員会では委員会真偽を延長するなどの問題となって混乱。是正の「決議」も行われま

9月定例会日程表

月日	曜	時間	会議	備考
9月12日	金	11時	本会議	補正予算等提案説明
		1時	委員会	質疑・父子家庭支援
9月16日	火	11時	委員会	意思決定
9月18日	木	10時	本会議	議案質疑 個人質問 採決（父子家庭）
9月19日	金			
9月22日	月			
9月24日	水	10時 30分 など	委員会	補正予算や条例改正案などを審議
9月25日	木			
9月26日	金			
9月29日	月			
9月30日	火			
10月1日	水	1時	本会議	補正予算などの採決 決算の提案説明
10月2日	木			予備日
10月3日	金	1時 10時	委員会	決算審議
10月6日	月			
10月7日	火			
10月8日	水			
10月9日	木			
10月10日	金	11時		
10月15日	水	1時	本会議	決算の議決

した。

一、議会報告会の予算を付けるよう市長に求めましたが、今回も査定で却下されました。

一、10月16日現在での名古屋市会の会派構成は右記の通り。

共産党と自・公・民、減税に諸派12会派となりました。

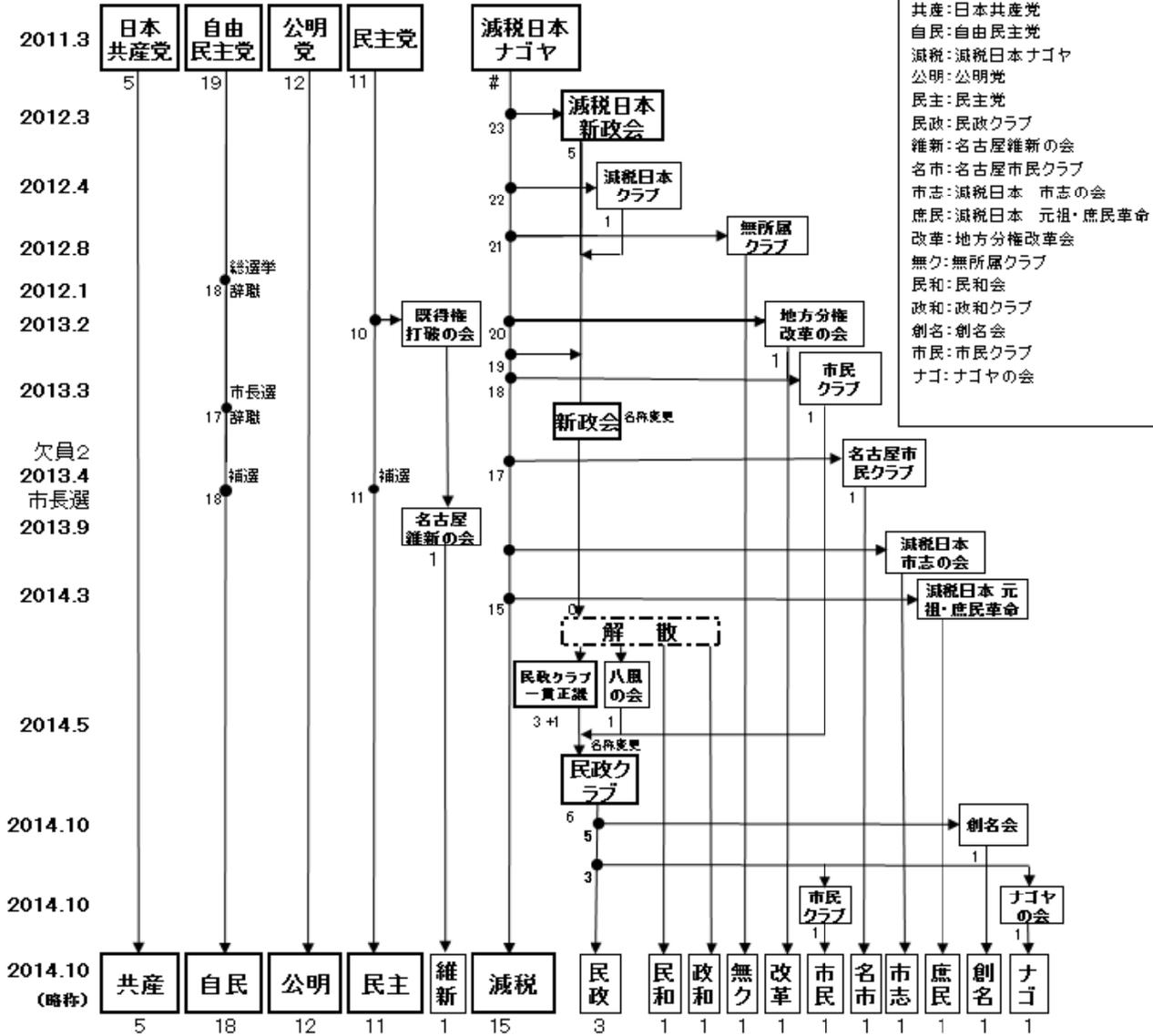
名古屋市議会の会派構成 (2014.10.16)

・日本共産党名古屋市議団 (共産)	5
・自由民主党名古屋市議団 (自民)	18
・減税日本ナゴヤ (減税)	15
・公明党名古屋市議団 (公明)	12
・民主党名古屋市議団 (民主)	11
・民政クラブ (民政)	3
・名古屋維新の会 (維新)	1
・名古屋市民クラブ (名市)	1
・市民クラブ (市民)	1
・減税日本 市志の会 (市志)	1
・減税日本 元祖・庶民革命 (庶民)	1
・創名会 (創名)	1
・地方分権改革会 (改革)	1
・無所属クラブ (無ク)	1
・ナゴヤの会 (ナゴ)	1
・民和会 (民和)	1
・政和クラブ (政和)	1

正常な審査求め 減税に対し決議
 その中には、地域委員会の付帯決議について、自ら提案し、賛成したにもかかわらず、提案者になつていないと受け取られかねない表現や事実と異なる記載が見られた。総務環境委員会に所属する鹿島敏昭団長のブログにも「似たような内容が記載されていたことがわかり、審査を混乱させたなどとして、決議が提案された」として、決議が提案されたことについて、深くおわびしたいなどと陳謝した。

2014年10月11日 読売新聞

名古屋市議会の会派の変遷(2011年3月～2014年10月)



個人質問(9月18日)

学童保育の基準改善、指導員や施設の確保などに支援を。運動場が基準(10㎡程度)より小さい小学校の格差是正を



さはしあこ 議員

放課後児童健全育成事業の 基準改善を

資格をもった複数の専任指導員の配置を

【さはし議員】子ども青少年局長に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてお伺いします。

放課後児童健全育成事業、すなわち学童保育は、子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられました。そして、設備および運営について、条例で定めることが義務づけられましたが、議題となっている本市の条例案は、省令で示された国の基準をほとんど踏襲するものとなっています。

省令第3条で、市は最低基準向上させるように努めると努力にとどまっています。第4条(最低基準と放課後児童健全育成事業者)において、「事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。」など事業者は義務となっています。名古屋市における学童保育所の運営は、父母会が地域運営委員会より委託され運営主体となっているため、補助金給付という市の責任を明らかにし、体制・設備・運営において水準向上のために必要な基準は、市が具体的な改善を規定に盛り込む必要があると考えます。

そこで、学童保育の質を向上させるために、いくつかの改善点を提案します。

まずは、指導員の配置基準の引き上げについてです。省令第10条第2項では、放課後児童支援員、すなわち指導員の数は、2人以上としています。ただし書きで、そのうち有資格者が1人いれば、あとは補助員でよいとされています。さいたま市では、資格を有する専任指導員を複数配置しています。

ただし書きを削除し、資格を有する指導員を2

人以上配置するようにはすべきではありませんか、お答えください。

基準以上になると運営できなくなるが出てくるので基準通りにする(局長)

【子ども青少年局長】今回、新たに国基準が定められたが、国が示す基準以上の内容を設けると、現に運営している事業所の一部で、基準を満たせず運営できなくなる可能性があります。今回の基準について、国は最低基準と位置づけており、市としても、各事業者が継続的に安定した運営を行うに当たり、国基準が適当であると考えている。

積極的に財政支援を行って有資格の指導員複数配置を(意見)

【さはし議員】どの問題も現状のままであるとしか思えない答弁です。

有資格者の指導員を2人以上設置することについて、ただし書きにあるように、資格を有する指導員を一人のみとするならば、その一人が病気になったり、育児休暇を取得した場合、責任をもてる指導員が不在となってしまうことが危惧されます。また、さまざまな環境、状況の子どもたちが一緒に生活をする第二の家庭であるため、指導員は一人ひとりに寄り添い、子どもたちの成長、悩み、変化に気づき、父母に伝えるなど大切な役割を持つため、専門性も必要です。助成金の拡大を含め、積極的に財政支援を行って有資格の指導員複数配置を進めることを要望いたします。

土地や施設の確保に対する支援の強化を

【さはし議員】留守家庭児童育成会の設置増に向けた対応についてですが、省令第10条第4項では、「支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下」とされています。ところが、本市の留守家庭児童育成会の学童保育では、40人を超えているところが21か所あります。条例案には経過措置

「当分の間」が設けられています。市は、子ども子育て事業計画の中で「分割要件の緩和等、設置数増に向けた対応に努める」としていますが、分割要件をどこまで緩和するか、また、分割により新たな学童保育を設置するためには、土地や施設の確保が課題になります。いまでも立ち退きなどで、土地や施設探しに苦労している育成会があります。

そこで、分割や新設を促進するために、市が土地や施設の確保に対する支援を強化する必要があると思いますが、支援策を講じるべきではありませんか、お答えください。

様々な支援策について今後も検討したい (局長)

【子ども青少年局長】現在も、留守家庭児童育成会が常時40人以上の児童数となった場合には、分割ができることにしています。

育成会が分割する際の新たな運営場所の確保への支援は、これまでも、本市独自の支援策として、市が設置した留守家庭児童専用室を育成会に無償で貸与しており、借家で運営する育成会には家賃補助も行っています。

土地や家屋の提供の呼び掛けを広報なごやで行うことや、不動産関係団体を通じ、当該団体の会員へ土地や家屋の情報提供の呼び掛け等を行っています。また、土地や家屋を無償貸与した方には、国定資産税及び都市計画税を減免するなど運営場所確保へのさまざまな支援を行っています。

各育成会が基準を満たすよう分割等を行うにあたり、その運営場所を確保できるよう支援することは重要なものであると認識している。本市の特長的な支援策を活かしていくとともに、事業のより安定的な継続に向けた様々な支援策について、今後も検討したい。

市有地の斡旋や家賃補助の増額なども検討すべき (意見)

【さはし議員】これまでも土地確保が課題であることは申し上げてきており、2013年の2月の本会議で、私は「学童保育が一番困っていることは土地や施設を見つけることなので、土地や施設の確保は名古屋市が責任を持って行っていただきたい」と要望しました。市有地の斡旋や家賃補助の増額

なども検討すべきだと申し上げます。

専用区画をきちんと確保せよ

【さはし議員】最後に、専用区画についてです。省令第9条第3項では、「専用区画（生活・遊び・静養の場）並びに設備及び備品等は開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」としていますが、ただし書きで、



利用者の支援に支障がない場合は、この限りでないとされています。「この限りでない」は範囲がわかりにくく、この解釈では、支援に支障がなければ、学童の子ども以外が事業所に自由に入ることが可能になるなど、利用者のプライバシーの保護が守られず、あいまいな規定となります。

学童保育は、安心できる第二の家庭です。誰でも入れるような意味にもとれるただし書きを削除すべきではないでしょうか、お答えください。

児童同士で、仲良く遊び、交流しており、 国基準が適当 (教育長)

【子ども青少年局長】専用区画や設備、備品等につき、開所時間中は、原則として専用とされているものの、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでないとして、他の事業と共用できるとされています。共用できる場合の例として、本市でいう、「トワイライトルーム」を挙げています。留守家庭等の児童が過ごす専用区画を確保した上で、開設時間中、一定の時間は、専用区画においても、留守家庭等の児童はもちろん、参加するすべての児童同士で、仲良く遊び、交流するなど、放課後等の時間を豊かに過ごしています。したがって、国の規定の趣旨や本市の現状を踏まえたと、国基準が適当と考える。

トワイライトルームに対するただし書き は必要ない (意見)

【さはし議員】国は、放課後児童健全育成事業は、学童保育とトワイライトルームを一体的に進めよ

うとしています。トワイライトルームは、学童保育の機能を十分にはたしているとは考えていないので、トワイライトルームに対するただし書きは必要ないと申し上げます。

小学校の運動場について

263の全小学校が国の定めた基準面積を満たしているのか

【さはし議員】小学校の運動場は子どもたちにとってかけがえのない空間です。

小学校中学校の設置基準は、文部科学省令に基づいて、平成14年に初めて制定されました。この設置基準は、小学校および中学校を設置するのに必要な最低限の基準としています。ここでは運動場の面積が定められています。体育館については、基準がありません。小学校の場合、運動場の面積の基準は、「児童数1人以上240人以下に対して運動場の面積は2400㎡」「241人以上720人以下は2400+10×(児童数-240)」そして「721人以上は7200」つまり一人当たり約10㎡となっています。ただし、附則があり、施行前に設置された学校においては、当分の間は、現在の運動場の面積が設置基準とみなすとしています。

緑区内の小学校が、この基準を満たしているかどうか調べてみました。

緑区の小学校の運動場面積は、一人あたりの面積が最も広い学校で45㎡、最もせまい学校は5㎡でした。ところが、この学校は平成14年以前に建てられたということで、すべての学校の運動場は一応、省令の基準を満たしているとのことでした。

名古屋市内の小学校も調べてみました。児童一人当たりの運動場面積の平均は14㎡、最大で107㎡、最小は3㎡でした。想像以上の差があると思いました。

小・中学校設置基準(平成14年3月29日文部科学省令)

	児童数	面積(㎡)
小学校	1人以上240人以下	2,400
	241人以上720人以下	2,400+10×(児童数-240)
	721人以上	7,200
中学校	1人以上240人以下	3,600
	241人以上720人以下	3,600+10×(生徒数-240)
	721人以上	8,400

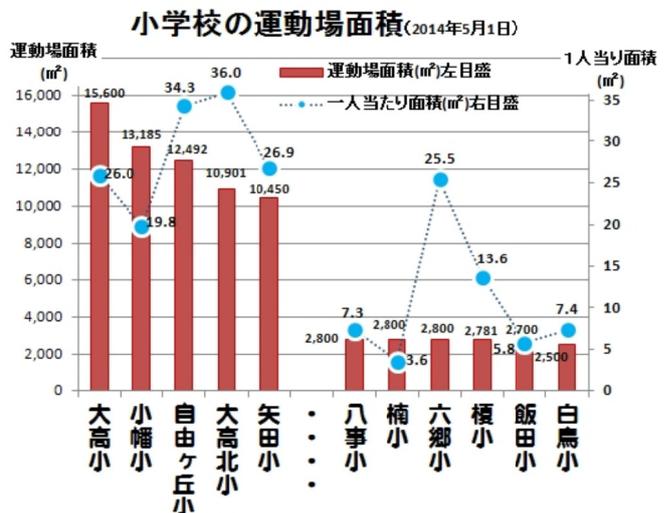
緑区内の28校は、基準を満たしているということでしたが、名古屋市内の小学校263校はすべて設置基準を満たしているのでしょうか、お答えください。

基準制定後に設置された学校のうち1校だけが基準を満たしていない(教育長)

【教育長】平成14年に制定された文部科学省令の「小学校設置基準」には小学校の校舎及び運動場の面積についての定めがある。施行日以降に設置された学校のうち、この面積を満たしていない学校が1校ある。この学校は、校舎内にオープンスペースや子ども達の遊び場となる隠れ家的スペース、中庭などを設けたり、子ども達が運動場などに遊びに出やすいよう2階建としたりするなど、児童の教育環境に配慮したことで、設置基準にある例外規定の適用を受けることとなった。

運動場が狭い現状をどうするのか

【さはし議員】設置基準では平成14年度までの設置された学校は従前の通りとされ、設置基準には「設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」とあります。運動場の狭い学校が少なくない数存在し、格差もあります。文部科学省は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果による報告書を公表しています。中学校に関してですが、「中学校の運動場の面積が9000㎡に満たない学校では、体力が低くなる傾向がある」と分析しています。中学校の例示ですが、小学校についても同じことが言えると思



います。

運動場が狭いことは、子どもの教育上、発達上、見過ごすことはできないと私は考えますが、教育長は現状をどのように認識してみえますか。お聞かせください。

少なくとも校舎や運動場など施設面積は省令でも定められているとおり、子どもたちの教育に必要な基準に近づける努力が必要です。西区の榎小学校では、隣接する公園の一部を運動場として活用し、運動場を広げる工夫をしました。

狭い小学校で体力が低いわけではなく問題ない。それぞれ工夫している（教育長）

【教育長】本市においては、運動場の狭い小学校で必ずしも体力が低いという状況ではなく、教育上、必ずしも大きな問題があるとは考えていないが、子どもの健やかな成長を育むためには、それぞれの学校の状況に応じて運動場や体育館などの体育施設を工夫しながら有効活用することが重要であると認識している。

児童増により運動場面積の確保が課題となっている学校への対応は

【さはし議員】地域の人口が増加することにより、児童数が増え、運動場がせまくなることもでてきます。

緑区の大高南小学校では、平成26年5月1日現在の児童数は447人ですが、6年後の平成31年には、児童数は現在の約2倍になる見通しです。

人口急増地帯のこの小学校では何らか手をうたないと、学校設置基準が定める最低基準を下回るのではないかと危惧しています。

小学校設置基準では、「校舎及び運動場は、同

一敷地内または隣接する位置に設けるものとする」としており、さらに「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全性に支障が無い場合は、その他の適当な位置に設けることができる」とも定められています。

この小学校の運動場に隣接して市の調整池があります。このように地域や学校周辺の運動場として利用できそうな土地や代替地などの活用などにより、一人当たりの運動場面積を確保し、その水準向上を図るためにどのような手立てを考えていますか。お答えください。

体育館やプールの重層化など限られた土地の有効活用を図る（教育長）

【教育長】校舎を新・改築する場合には、体育館やプールの重層化を検討するなど、限られた土地の有効活用を図り、出来る限り運動場面積を確保に努めたい。

プールも運動場面積にカウントされるのか（再質問）

【さはし議員】緑区の最も運動場の面積がせまい学校は、一人あたり5㎡です。この学校の運動場面積は5100㎡とのこと。運動場とは、トラックのみかと思っていたら、プールも含めた面積と聞きました。この設置基準の運動場とはどこを指すのですか。正確にお答えください。

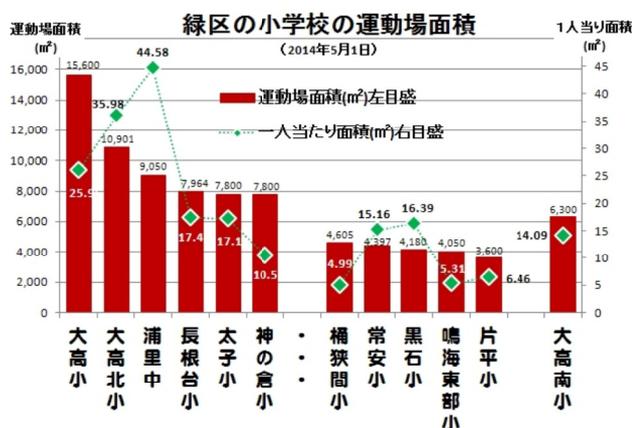
プールや中庭も運動場に含む（教育長）

【教育長】文部科学省の定義で「運動場」には、トラック以外にプールや子ども達が遊ぶことが出来る中庭などの面積の合計となっています。

基準適用前に設立された基準を満たさない学校は何校か（再々質問）

【さはし議員】プールは、夏はカウントしてもいいかもしれませんが、一年の半分以上は使用しません。そこを運動場とカウントするのは、いかなものでしょう。国の基準にも私は疑問を感じます。

ところで、教育長の答弁では基準を満たさなかった学校は1校だけと答弁されましたが、特例や附則があるからクリアできているのではないですか。問題は、面積です。この基準が出来た、平成14年



以前からある学校で、一人あたり10㎡という運動場の面積をクリアしていない学校は名古屋市内で何校ありますか。

現状の児童数で試算すると、約50校が基準を満たさない（教育長）

【教育長】「小学校設置基準」は、施行時に既に設置されている学校には適用されない。仮に現在の人数と運動場面積を比較すると、学校数は50校程度となるのではないかと。

改築・新築時の運動場面積をどう確保しているのか（再々々質問）

【さはし議員】約50校もあるのです。市内の小学校の約5分の1が事実上、設置基準を満たしていません。教育長は、面積を満たしていない学校は1校と答えられましたが、これが現実ではありませんか。認識を改めていただきたいと思えます。

教育長は、答弁では「校舎を新・改築する場合には、出来る限り運動場面積を確保する」とおっしゃいましたが、現実、運動場の敷地内に校舎が新たにつくられて、せまくなると心配される学校があります。先ほど紹介しました大高南小学校では、現在、運動場をつぶして増築工事が始まっています。小学校に子どもを通わせているお母さんたちからも、運動場がせまくなってほしくないという声を聞きました。教育長、もう一度答弁を求めます。運動場を今よりせまくしないとほつきり言えますか。

新築や改築の場合は重層化などの工夫で基準を確保したい（教育長）

【教育長】既存の学校運動場の拡張は、たいへん困難な課題であり、その対応に苦慮している。

「新築」する場合には、校舎配置等を工夫し、「小学校設置基準」に定められた面積を確保するよう努めたい。建て替えて「改築」する場合には、体育館やプールの重層化を検討するなど、限られた土地の有効活用を図り、運動場面積を出来るだけ確保するよう努めたい。

学校の運動場面積はせめて国の最低基準をクリアせよ（意見）

【さはし議員】教育長の答弁には児童増に対する

増築についてはふれていません。将来、子どもたちが多くなるから新たに校舎をつくるのであって、体育館やプールの重層化など限られた敷地の中だけの対策ではなく、提案しましたが、周辺の土地の活用も含めて考えてください。子どもたちがのびのびと走り回れる広さを確保すべきです。

「子育て世代に選ばれるまちをつくる」というのならば、学校の運動場面積はせめて国の最低基準をクリアするように、そして少なくとも今までより運動場の面積をせまくすることがないようにしっかり取り組んでいただきたい。大高南小学校の運動場は、みんなが注目しています。教育委員会のさらなる努力を求めて質問を終わります。

個人質問(9月19日)

リニア関連開発よりも暮らし・福祉優先の総合計画に／子ども・子育て支援「新制度」でこども園への移行を押し付けるな

田口一登 議員



総合計画2018の策定について

市内のどこに住んでいても、安心して快適に暮らせるまちづくりこそ

【田口議員】総合計画は、「長期的展望に立ったまちづくり」の重点戦略の3に、「国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋をつくる」を掲げています。これは、リニア中央新幹線の開業を前提に、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」をめざして、名古屋駅周辺の大規模な開発を進めようというものです。

リニア関連の開発には巨額の税金を投入する道を開く一方で、福祉は、「助け合い」という美名のもとに、自立・自助を強いる方向性が、重点戦略の1から透けて見えます。しかも、河村市長は、1000メートルタワーなど、総合計画にも掲げられていない見かけの派手さだけを追い求める巨大箱物まで、一人思いめぐらしておられます。

しかし、いま名古屋では、私が昨年11月定例会の議案外質問で取り上げたように、高齢者などが買い物に不自由する買い物困難地域が増えています。また、老朽化が進んでニーズに合わなくなり、子育て世帯から敬遠されている市営住宅も少なくありません。

十数年先の名古屋が、名古屋駅前には超高層ビルが林立し、高速道路のインターもでき、活気にあふれる一方で、高齢者が買い物にも困り、市営住宅など市の施設は廃れてみすぼらしい姿をさらす——こないびつな名古屋のまちづくりでいいのでしょうか。市内のどこに住んでいても、安心して快適に暮らせるまちづくりこそめざすべきではありませんか。市長の答弁を求めます。

1000mタワーも色々考えれば儲かること

はでき、福祉にまた影響してくることで、どえりゃあええこと（市長）

【河村市長】福祉や教育は、非常に重要な分野ですが、同時に産業というか、金儲けというか、稼ぐ、経済学的に言うと総生産。国民総生産をまずつくって、それが分配されて所得になって、それが商品になるというのが基本中の基本。とにかく、都市の力を絶対落とさんように、特に産業の力を絶対落としちゃいかんということが、それが福祉を充実させるための非常に重要なエッセンスになるという考えです。

1000mタワーもちゃんと何処に造るかとか考えれば、儲かることはできる。それが福祉に影響してくることで、どえりゃあええことじゃないですかね。そう思います。

総合計画に掲げるキャッチコピーや構想だけでは物足りないのか（再質問）

【田口議員】産業を興す、発展させることは大事です。しかし名古屋を見れば商店街はすたれたり、中小企業が事業を閉めるところも増えている。名古屋駅前だけが高層ビルなどで活性化しても、ほかの廃れてはいけないということを言っている。市長は、先の本会議の提案理由説明の中で、世界中の人を惹きつける「世界に冠たるナゴヤ」と言われました。しかし、総合計画の中に「世界に冠たるナゴヤ」というキャッチコピーはありません。重点戦略3の中にある文言は、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」です。市長は、「スーパーターミナル」という言葉をわざわざ外しておられます。

そして、市長が構想されている1000メートルタワーも、熱田神宮と伊勢神宮をSLでつなぐ構想も、総合計画にはありません。名古屋城天守閣については、総合計画では「整備に関する検討調査

等」とされていて、木造復元という文言はありません。

市長、あなたは、「国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋をつくる」という重点戦略を推し進めるためには、総合計画に掲げるキャッチコピーや構想だけでは物足りないというお考えですか。お答えください。

基礎的な市民サービスを中心に、あの時点で描けるものを提案（市長）

【河村市長】総合計画は、どっちかという基礎的な市民サービスを、あの時点で確定的にいえるものについて提案した。

中村区での集会でも、「もっと夢があるのを書いてくれ」という話もありましたけど、それらについては、これから議論を経て議会の承認を得ながらやってかなかん。あの時点において基礎的な市民サービスを中心に描けるものをご審議お願いしとる。

リニア関連開発や巨大箱物構想よりも、市民の暮らし・福祉・子育て優先の総合計画への転換を（意見）

【田口議員】総合計画は基本構想に基づく中長期的計画、中期ですよ、5年ですから。さらに長期的な街づくりの展望にもたっとうえで中期的な5年間の計画を出されているわけですよ。だから、その中に、やはり市長の思いがあるんだったらきちんと反映されてなければならない。

市長は、先の本会議の提案説明で、1000メートルタワーなどの構想を実現するために、市職員にたいして、強い精神を持って取り組む必要があると求めておられました。今議会に総合計画を提案する端から、総合計画に掲げていない構想の実現を市職員に求めるというのでは、職員は混乱するでしょう。市の事務を執行し管理する市長として、これではいかがかと思えます。

リニア開業を口実に、名古屋駅周辺の大開発にとどまらず、巨大箱物づくりに莫大な税金が投入されるようなことがあってはなりません。

私たち共産党市議団が実施した市政アンケートでは、アンケート用紙を各戸に配布したところ、4700通を超える回答が寄せられましたが、「くらしが以前と比べて苦しくなった」と答えた方が

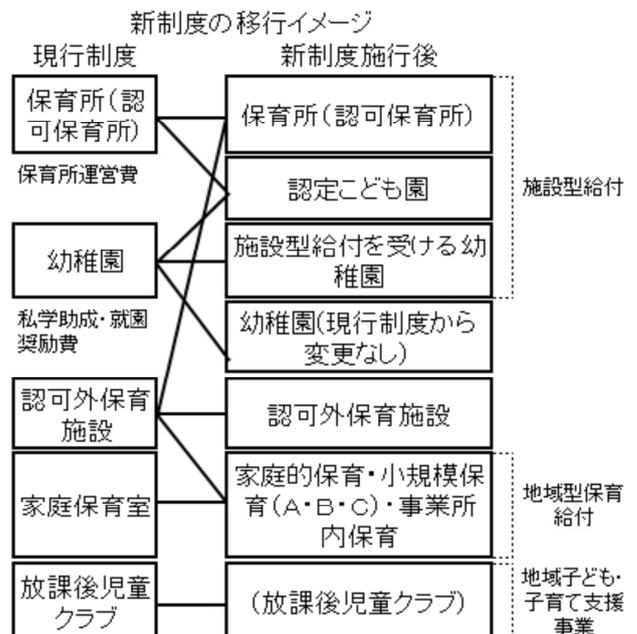
76%にのぼっています。行政の責任者である市長が、毎日、朝から晩まで考えるべきことは、苦しくなっている市民の暮らしのことではないでしょうか。リニア関連開発よりも、ましてや巨大箱物構想よりも、市民の暮らし・福祉・子育て優先の総合計画へと転換することを求めて、質問を終わります。

子ども・子育て支援新制度について

保育の必要量の確保は認可保育園の整備を基本に

【田口議員】子ども・子育て支援新制度について質問します。新制度は、これまでの幼稚園と保育園に加えて、新たな「認定こども園」や地域型保育事業を始めるというものです。最大の特徴は、これまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の仕組みを改め、利用者と事業者の直接契約を基点にする現金給付の仕組みに変更したところにあります。高齢者福祉の分野では、介護保険化を機に営利企業の参入が一気に進みましたが、新制度も、保育分野への営利企業の参入促進など、保育の市場化をめざして提起されました。

これにたいして、福祉としての保育制度の根幹が揺らぐという批判が広がり、本市会も国へ意見書を提出しました。国会では法案の修正が行われ、市町村の保育実施責任をうたった児童福祉法24条



※移行は各施設の判断で決める

1項が復活。これにより、新制度になっても、保育所は現在と変わらず、市町村の責任で保育が実施されることになりました。

新制度への移行にあたっては、市町村の保育実施責任が最大限に活かされ、現行の保育水準を維持し、拡充するという観点が大切であると考えます。この点に立って、子ども青少年局長に数点お尋ねします。

第1は、子ども・子育て支援事業計画における保育の必要量の確保についてであります。

新制度の実施にあたっては、ニーズ調査をふまえて、子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられており、本市では現在、事業計画案のパブリックコメントが行われています。事業計画案では、2015年度から17年度までの3年間で、保育・教育事業の必要な量に対する不足分を確保するとして、3歳以上の保育が必要な子ども——「2号認定子ども」といいますが——については2461人分、3歳未満の保育が必要な子ども——「3号認定子ども」といいますが——については3163人分を確保する計画となっています。

ところが、確保する方策は、保育所や認定こども園、小規模保育、家庭的保育などを「分離して考えず、一体的に確保していく」とされており、

<地域型保育事業の主な認可基準(国の基準)>

	職員		設備・面積	処遇等
	職員数	資格	保育室等	給食
保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士 ・保健師又は看護師の特例有(1人まで)	0・1歳 乳児室1人当たり1.65㎡ ほふく室1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等1人当たり1.98㎡	自園調理 ・公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員
小規模保育事業	A型	保育所の配置基準+1名	保育士 ・保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	自園調理(連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員
	B型	保育所の配置基準+1名	1/2以上保育士 ・保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ・保育士以外には研修実施	
	C型	0~2歳児 3:1 補助者を置く場合、5:2	家庭的保育者※1	
家庭的保育事業	0~2歳児 3:1 補助者を置く場合 5:2	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)※1	0~2歳児1人当たり 3.3㎡	自園調理(連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員(3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)
事業所内保育事業	定員20名以上 保育所の基準と同様		定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	自園調理(連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員
居宅訪問型保育事業	0~2歳児 1:1	※1	—	—

※1:市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの

市町村の保育実施責任が明確な保育所で、どれだけ確保するのか明示されていません。

本市が昨年実施したニーズ調査では、3歳未満の子どもを持つ保護者では、保育所の利用希望が50%にのぼる一方で、認定こども園は3.5%、家庭保育室は1.3%にすぎず、保育所への入所希望がきわめて高くなっています。

保育の必要量の確保は、こうした保育ニーズからも、また、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任を果たす立場からも、認可保育所の整備を基本に進めるべきではありませんか。答弁を求めます。

保育所の整備を中心に行ってきたが、新制度でも同様にすすめる

【子ども青少年局長】子ども・子育て支援新制度は、市が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、必要量の見込みに対応した整備を計画的に行うことになっている。

一方、これまでの待機児童対策は、直近の保育所入所申込の状況等を踏まえ、地域の実情も合わせ効果的な対策となるように進めてきました。

平成22年度から平成25年度までに保育所を80か所新設するなど、これまで保育所の整備を中心に

行ってきましたが、新制度でもこうした考え方に基つき、進めたい。

小規模保育事業の保育士配備の割合を引き上げよ

【田口議員】定員が6人から19人までの小規模保育事業には、3つの類型がありますが、職員の配置基準が異なっています。国の基準では、A型は全員が保育士ですが、B型は保育士の割合が2分の1以上に緩和され、C型は保育士資格がなくても市町村の研修を終了した家庭的保育者でよいとされています。

児童福祉法はその第1条で、「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定されていることから、すべての子どもに教育・保育を受ける権利を等しく保障するためには、保育の基準に格差を生じさせてはならないと考えます。本市は、C型については本市の現行の基準に合わせて、「家庭的保育者は保育士とする」と基準を引き上げますが、B型については国基準のままであります。

保育に格差を生じさせないためには、B型も保育者は全員保育士とすべきですが、国はB型の基準をA型とまったく同一にすることを認めていません。しかし、自治体が、国を上回る基準を設定することは認めており、北九州市は4分の3、札幌市、仙台市、横浜市では3分の2以上に引き上げることを予定しています。

本市でも、小規模保育事業B型の保育士割合を国の基準以上に引き上げることを求めます。お答えください。

現行水準を確保するため半数を保育士とする

【子ども青少年局長】小規模保育事業及びグループ実施型家庭保育室は、従事者の半数が保育士であることを求めています。新制度での小規模保育事業は、職員の資格要件等によりA型、B型、C型の3類型に分かれており、いずれの類型でも市の現行水準は確保しなければならないと考える。

小規模保育事業C型は、国の基準では従事者の保育士資格に関する要件がないため、国の基準に上乘せし、半数を保育士とする予定ですが、小規模保育事業B型は、国の基準も従事者の半数が保

育士であるため、本市の現行水準を確保できる。

新制度では、保育士の割合が高ければ公定価格が加算されるということも踏まえ、引き続き保育の質が確保できるよう、努めたい。



民間社会福祉施設運営費補給金制度の堅持を

【田口議員】民間社会福祉施設運営費補給金制度は、公私間格差を是正するためのものであり、これにより民間保育所の保育士などの給与が、公立保育所の職員並みに保障され、国基準を上回る職員の配置が保障されています。

先日、共同保育所から認可園となった保育所などで行う愛知県小規模保育所連合会と名古屋市との話し合いがもたれ、私も同席させていただきました。ある民間保育所の父母の方が、「保育園の先生たちが、専門性を発揮して保育をすすめるためには、安心して働き続ける保障が必要です。新制度においても運営費補給金制度を堅持してほしい」と訴えておられました。

保育水準を維持するために、民間社会福祉施設運営費補給金制度は堅持すべきです。明快な答弁を求めます。

これまでの経過や公定価格の水準等を総合的に勘案し、慎重に検討したい

【子ども青少年局長】民間社会福祉施設運営費補給金制度は、これまで、保育所の安定的な運営に一定の役割を果たしてきたと認識している。しかし、国の子ども・子育て支援新制度の詳細はまだ確定していない状況で、今後の予算編成の中で議論していくことになっている。

子ども青少年局としては、これまで補給金制度で民間施設の処遇の向上を図ってきた経過や公定価格の水準等を総合的に勘案し、慎重に検討したい。

公立保育園は幼保連携型認定こども園へ移行すべきでない

【田口議員】幼保連携型認定こども園は現在、本

市に2か所あります。これまでは認可幼稚園と認可保育所を一本化した施設でしたが、新制度では、内閣府所管の新しい単一の施設となります。

国は幼稚園、保育所からの移行を推奨していますが、幼稚園関係者からすると、3歳未満児の保育については新たな取り組みであり、躊躇する向きがあります。そこで、国は幼稚園から移行する場合、3歳未満児の保育を必要とする子どもの定員は設けなくてもよいとしたために、多くが3歳未満児である待機児童への対策は後景に追いやられてしまいました。

保育所から幼保連携型認定こども園に移行する際には、3歳以上の保育の必要がない子ども——「1号認定子ども」といいますが——の定員枠を設けなくてもよいとされています。本市では、1号認定子どもにたいする幼稚園の供給量は、現状でもほぼ需要を満たしており、保育所が認定こども園に移行して、1号認定子どもを受け入れる必要性はまったくありません。むしろ、幼稚園の経営を圧迫しますので、1号認定定員を設けるべきではありません。

であれば、保育所が認定こども園に移行しても、政府が喧伝するメリット、「保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できる」というメリットはもたらされません。保育所の認定こども園への移行は、児童福祉法24条1項の位置づけをはずすことによって、市の保育実施責任を後退させるだけであります。

公立保育所の移行については、市が判断することになりますが、以上の点から、私は、公立保育所は幼保連携型認定こども園に移行すべきではないと考えますが、いかがお考えですか。

様々な課題があり、制度全体の実施状況も踏まえながら、総合的に検討したい

【子ども青少年局長】国からは、市町村が幼保連携型認定こども園の普及に取り組むことを求められている。しかし、公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行には、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を保有した教育公務員となる保育教諭の配置や園舎・園庭の面積基準の充足などの様々な課題があり、制度全体の実施状況も踏まえながら、総合的に検討したい。

保育料は据え置きを

【田口議員】なごや子ども・子育て支援協議会の教育・保育部会から、「平成27年4月当初の新制度に基づく教育・保育施設の利用者負担の額は、現状維持を基本とすること」「第3子以降3歳未満児保育料無料制度も継続すること」との意見具申が示されました。

この意見具申を踏まえて、保育料は据え置くことを求めます。お答えください。

現状維持を基本とする意見具申の内容を踏まえ、予算編成で検討したい

【子ども青少年局長】子ども・子育て支援協議会「教育・保育部会」で議論し、「平成27年4月当初の新制度に基づく教育・保育施設の利用者負担の額は、現状維持を基本とする」との意見具申をいただきました。子ども青少年局も、現状維持を基本とする意見具申の内容を踏まえ、予算編成の中で検討したい。

上乗せ徴収は認めないようにすべき

【田口議員】新制度では、施設・事業者による保育料以外の上乗せ徴収や実費徴収を認めています。保育所ではこれまで、上乗せ徴収という考え方で費用徴収は行われていませんが、新制度では、「保育の質の向上を図るため」として、英会話や音楽教室、体操教室などのオプション保育が容認され、これに要する費用が上乗せされて、低所得者の負担が重くなりかねません。

上乗せ徴収について新制度では、私立保育所は自治体と協議し承認を得るとされていますので、保育所における上乗せ徴収は、原則として認めないようにすべきではありませんか。また、認定こども園や小規模保育事業などでは施設・事業者ごとに設定できるので、高額な別料金を設定するところが出てくるかもしれません。直接契約の施設・事業者による上乗せ徴収についても、行政が関与する仕組みを設けるよう国に求めるべきではありませんか。

保育所はケースごとに判断し、認定こども園等は適正な運用を指導したい

【子ども青少年局長】上乗せ徴収をする際には、

額や徴収理由をあらかじめ書面表示をして説明し、同意を得ることが必要であり、従前よりも明確に手続きが定められました。

保育所の上乗せ徴収では、この手続きに加え、自治体との協議が必要とされている。協議があったら、保育料が応能負担であることや、今後、国から示される制度運用の詳細を踏まえて、個々のケースごとに判断をする必要がある。

認定こども園等、直接契約の施設・事業者による上乗せ徴収は、幼児期の学校教育・保育の質的改善を図るという制度の趣旨を踏まえ、適正に運用されるよう、指導したい。

保育の質の向上という新制度の趣旨をふまえ、運営費補給金制度は堅持を（意見）

【田口議員】子ども・子育て支援新制度につきましては、今後の委員会における条例案の質疑に委ねますが、1点だけ要望させていただきます。

民間社会福祉施設運営費補給金制度について、この制度が仮に維持されないとすると、民間保育所の職員の給与が下がり、加配もできなくなり、保育の水準が下がってしまいます。新制度は、保育の質の向上をうたっているのですから、保育の質の水準が下がるようなことは絶対あってはならない。ですから、運営費補給金制度は、今度の予算の中できちんと確保して堅持されることを強く要望しておきます。

各常任委員会の概要(補正予算案等の質疑)

2014年9月議会 補正予算等の委員会日程の予定 (決算は10月1日から)

月日	曜	開会時間	総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
9月12日	金	13時		質疑	質疑			
9月16日	火	11時		意思決定	意思決定			
9月24日	水	10時 (3分演説)	2人		2人	2人		1人
		10時 5分 ~30分	10時10分 質疑(総務)	10時30分 質疑(財政)	10時10分 質疑(子ども)	10時10分 質疑(土木)	10時30分 質疑(経済)	10時05分 質疑(住都)
9月25日	木	10時30分	調査(環境局の 総合計画2018)	質疑(健福) 調査(病院の総合 計画2018)	調査(教育委の総 合計画2018)	調査(交通局の 総合計画2018)	調査(水道局の 総合計画2018)	調査(消防局の 総合計画2018)
9月26日	金	10時30分	総括質疑(総務)	総括質疑(財政)	総括質疑(子ども)	総括質疑(土木)	総括質疑(経済)	総括質疑(住都)
9月29日	月	10時30分	1時:総括質疑 (総務)	総括質疑(健福)		調査(弥富相生 山線の意向調査)		調査(陸前高田 との友好都市)
9月30日	火	10時30分	意思決定	意思決定 調査(工事契約)	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定

補正予算の概要① (単位:千円)

	事項	金額	財源		説明
一般会計	母子父子寡婦福祉資金貸付金 会計支出金	5,000	一般財源	5,000	特別会計への財源繰出(父子医療助成はす でに実施しているので会計上の変更はない)
	計	5,000	一般財源	5,000	
母子寡婦福祉資 金貸付金会計	父子福祉資金貸付金	15,000	地方債 繰入金	10,000 5,000	母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う父子 福祉資金貸付金の創設
公債会計	起債額の繰出	10,000	地方債	10,000	母子父子寡婦福祉資金貸付金充当公債
	計	25,000	特定財源 一般財源	20,000 5,000	
	総 計	30,000	特定財源 一般財源	20,000 10,000	

補正予算の概要② (単位:千円)

繰越明許費	事項			金額(千円)
				95,400
債務負担行為	事項	期間(年度)	限度額(千円)	説明
	椿町線の整備	27~28	1,198,000	工事が3カ年にわたるため

総合計画に対する反対討論(10月1日)

リニア頼み。名駅周辺の開発ばかりでいいのか。学校や市営住宅を改善し、医療・福祉の充実こそ優先を

山口清明 議員



名古屋市総合計画2018について

【山口議員】日本共産党名古屋市議員団を代表して、第109号議案「名古屋市総合計画2018」の策定について、反対の立場から討論します。

国際的な都市間競争が問題ではない

反対理由の第一は、「国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋」をつくるのが、事実上、市政の最優先課題とされていることです。リニア中央新幹線の開業が計画の大前提とされていますが、膨大なエネルギー消費、環境への負荷、安全性への懸念、巨額の建設費など、問題は山積しており、中止を含め再検討すべきです。

市営住宅や学校より高層ビル建設をあとおし

リニア頼みの計画は、まちづくりをも歪めます。「名古屋駅周辺まちづくり構想」が動き出す前から、名駅前では高層ビルの建設ラッシュです。その一方で、市営住宅や学校施設の建設など、生活密着型の公共事業は入札もままなりません。全国的には東京への一極集中、名古屋では駅前への一極集中が続けば、身近な建設現場では人手不足が深刻となり、まちづくりへの影響も避けられません。

しかも河村市長は「見かけの派手」な「思いつきの箱物行政」ばかりに夢中で、職員にも、市民生活を支える地道な努力より、市長の夢物語のために働けとハッパをかける。これでは、災害に強く安全に暮らせるまち、子育て世代に選ばれるまち、誰もがいきいきと過ごせるまち、といった分野は、事実上後景に追いやられてしまいます。



くらしと福祉に冷たい計画

反対理由の第二は、この計画には、市民の負担軽減策が一つも盛り込まれておらず、くらしと福祉に冷たいものになっているからです。

前は市民の負担軽減を盛り込んだのに

前の総合計画である中期戦略ビジョンの下では、国民健康保険の均等割3%軽減、子どもの医療費助成の中学卒業までの拡大、任意予防接種費用の助成など、評価が分かれる市民税減税は別にして、負担軽減策がいくつか行われてきました。

医療や介護の負担にくわえ、消費税増税と円安による物価高で、市民のくらしが苦しい

いま、医療や介護の負担がのしかかり、さらに消費税増税と円安による物価高で、市民のくらしが苦しくなっているのに、負担軽減策が皆無の計画は問題です。

高齢者を支える切り札のように言われる地域包括ケアですが、総合計画では、地域住民による互いの助け合いの施策として位置づけました。いま国は、病院からの患者の追い出しを強め、重度のケアが必要な高齢者まで地域に放り出そうとしています。このままでは地域包括ケアは家族と地域住民に新たな負担を押しつけるものになりかねません。助け合いの美名で公的責任をあいまいにしではいけません。

福祉日本一の名古屋をつくる計画に

市民が、重い負担にあえぐことなく、住み慣れたまちで、充実したサービスも受けながら生き生きと暮らす、そんな福祉日本一の名古屋をつくることこそ、総合計画の柱に据えるべきです。

以上、反対の理由を申し上げて、討論を終わります。

主な議案に対する会派別態度(10月1日)

1 当局当初提案 15件(補正予算:4件 条例案:9件、一般案件:3件)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	自	減	公	民	政	諸派		
2014年度名古屋市一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	可決	補正額500万円。財源繰出
2014年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	可決	補正額1,500万円。対象を父子家庭へも拡大。
2014年度名古屋市公債特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	可決	補正額1,000万円。財源充当
名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	可決	母子及び寡婦福祉法の一部改正で父子家庭への支援を拡充する。名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例(引用する法律名の文言整理等)、名古屋市特別会計条例(特別会計の名称及び目的の変更)、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(非常勤の職員の名称変更)を改正。2014年10月1日施行
2014年度名古屋市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	可決	繰越明許費:クオリティライフ21城北健康・交流広場の整備 9,540万円 債務負担行為:椿町線の整備。2015年度~2016年度。限度額 11億9800万円。
名古屋市保健衛生関係手数料条例等の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	可決	薬事法の一部改正等に伴い3条例の引用法律名の整理等(名古屋市保健衛生関係手数料条例、名古屋市公衆浴場法施行条例。名古屋市食の安全・安心条例)及び食品表示法の制定等に伴う規定の整理。施行期日2014年11月25日
名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	●	○	○	○	○	○	○	可決	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正で、幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備、運営の基準を定める。平成27年4月1日に施行予定
名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	●	○	○	○	○	○	○	可決	児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備・運営の基準を定める。平成27年4月1日に施行予定
名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定	●	○	○	○	○	○	○	可決	子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める。平成27年4月1日の施行を予定
名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	○	○	○	○	○	○	○		児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備・運営の基準を定める。平成27年4月1日施行を予定
名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○		建築基準法等の一部改正に伴い、容積率の最高限度に、エレベーターの昇降路部分及び老人ホーム等の地階の部分を延べ面積に算入しない(第4条関係)、既存不適格建築物に一定の増改築を認める対象としてエレベーターの昇降路部分等を追加(第13条関係)。
契約の一部変更	○	○	○	○	○	○	○		南稲永公営住宅新築工事の請負契約(平成25年12月6日議決 平成25年第140号)の金額を増額し、完成予定を遅らせる。契約金額 7億7175万円→9億2,788万7,760円、完成予定 2015年9月30日→2016年3月15日
訴えの提起	○	○	○	○	○	○	○		市が取得した土地に、移転期限後も不法に占有を続けた移転義務者(楊正夫)に対し、賃料に相当する額の損害金(4,369,700円以内)の支払いを求める訴訟。

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 ×=棄権 共:日本共産党 自:自民党 減:減税日本ナゴヤ 公:公明党 民:民主党 政:民政クラブ
諸派:8会派8人(名古屋維新の会、名古屋市民クラブ、減税日本市志の会、減税日本元祖・庶民革命、地方分権改革会、無所属クラブ、民和会、政和クラブ)

続き

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	自	減	公	民	政	諸派		
土地の無償貸付	●	○	○	○	○	○	○	可決	レゴランドジャパンを建設するため、開業日まで、土地を無償で貸し付ける。港区金城ふ頭二丁目1番始め3筆の宅地93,785㎡をLLJInvestco株式会社に2015年1月1日から2017年6月1日又はレゴランドジャパンの開業の日の前日のいずれか早い日までの間貸与。
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市総合リハビリテーションセンターの指定管理者を社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団に指定。2015年4月1日から2025年3月31日まで
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市瑞穂文化小劇場の指定管理者を愛知県舞台運営事業協同組合に指定。2015年7月1日から2018年3月31日まで
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市貴船コミュニティセンターの指定管理者を貴船学区連絡協議会に指定。供用開始日から2018年3月31日まで
市道路線の認定及び廃止	○	○	○	○	○	○	○	可決	33路線を認定し、33路線の一部又は全部を廃止
公の施設の区域外設置	●	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市道高速1号と高速自動車国道近畿自動車国道との連結路を整備するため、名古屋市道の一部が大治町の区域内に設置されるので、大治町と協議する
名古屋市総合計画2018の策定	●	○	○	○	○	○	○	可決	計画策定の考え方、名古屋を取り巻く状況、長期的展望に立ったまちづくり、都市像の実現に向けた施策・事業を示す。2014年度～2018年度までの5年間の計画

2 追加議案 1件 (人事案件1件)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	自	減	公	民	政	諸派		
教育委員の選任	○	○	○	○	○	○	○	同意	野田敦敬 (1958年生。北区。愛教大副学長。再任)

3 議員提出案件 1件 (人事案件1件)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	自	減	公	民	政	諸派		
地域環境審議会委員の推薦	○	○	○	○	○	○	○	同意	各区の議員定数と同じ。議員からの推薦者をそのまま推薦。減税とその分派からの推薦はないため、当局が推薦。詳細は下記

千種：柴谷孝吉 (1951年生、会社員) 寺澤正春 (1946年生、無職) 加藤彬 (1943年生、会社員) 山本恵里子 (1957年生、大学非常勤講師) 上井一代 (1950年生、華道教師)。東：竹内隆史 (1940年生、無職) 原口秀樹 (1974年生、会社役員)。北：北村勝利 (1945年生、会社員) 奥和子 (1937年生、無職) 榊原正城 (1941年生、無職) 小林いく子 (1949年生、団体役員) 岡部敦子 (1957年生、無職) 吉川正春 (1948年生、無職)。西：村瀬利子 (1934年生、無職) 中島絢美 (1940年生、無職) 山本勝 (1942年生、会社員) 林芳子 (1950年生、自営業) 西田一廣 (1947年生、団体役員)。中村：片岡良友 (1956年生、薬剤師) 矢澤直彦 (1954年生、自営業) 杉山寿子 (1937年生、会社役員) 西森昇 (1937年生、会社員) 内山嘉一 (1953年生、会社員)。中：富田恵 (1950年生、無職) 福島範彦 (1957年生、自営業)。昭和：亀井綾子 (1934年生、無職) 神野竜二 (1963年生、自営業) 田中義啓 (1936年生、自営業) 小島七郎 (1945年生、無職)。瑞穂：浅山カズ子 (1942年生、無職) 朝隈純一郎 (1963年生、会社役員) 榎本正孝 (1940年生、無職) 佐合文恵 (1942年生、無職)。熱田：笠井典秀 (1941年生、社会保険労務士) 川口和歌子 (1955年生、建築士)。中川：浅野和郎 (1937年生、会社役員) 佐々木一道 (1958年生、会社役員) 吉田滋 (1946年生、会社役員) 加藤正典 (1943年生、無職) 住田吉隆 (1961年生、会社役員) 奥村敏彦 (1940年生、団体職員) 山本博 (1942年生、無職)。港：曾根里史 (1950年生、会社員) 石田哲雄 (1946年生、無職) 土井照雄 (1942年生、無職) 坂野行雄 (1936年生、無職) 近藤康人 (1964年生、学校法人理事長)。南：磯部力三 (1938年生、無職) 田口正二 (1934年生、無職) 中村忠昭 (1944年生、無職) 野村良明 (1951年生、無職) 山口賢司 (1959年生、医師)。守山：飯田美智子 (1943年生、無職) 志水正子 (1941年生、無職) 臼井清 (1944年生、薬局経営) 杉原武 (1944年生、無職) 高木治夫 (1941年生、理容店経営) 柴田隆司 (1952年生、会社員)。緑：中村弘子 (1947年生、学校講師) 各務鉦一 (1947年生、団体役員) 赤瀬春男 (1936年生、無職) 大加幸子 (1948年生、会社員) 濱島正継 (1957年生、会社役員) 近藤優 (1979年生、会社役員) 永谷英策 (1934年生、無職)。名東：星野健治 (1946年生、会社役員) 大村一美 (1961年生、無職) 中村あゆみ (1961年生、無職) 後藤浩一郎 (1955年生、無職) 立石昭子 (1942年生、無職)。天白：沢野鳴美 (1949年生、無職) 栗山知久 (1949年生、無職) 梶原義隆 (1935年生、無職) 伊藤光太郎 (1949年生、無職) 望月健三 (1936年生、無職)

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 ×=棄権 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 政：民政クラブ 諸派：8会派8人 (名古屋維新の会、名古屋市民クラブ、減税日本市志の会、減税日本元祖・庶民革命、地方分権改革会、無所属クラブ、民和会、政和クラブ)

請願・陳情 2014年9月議会に受理されたもの

9月定例会には下記の請願が受理され、10月以降の閉会中委員会で審査が行われます。

◆**請願**

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成26年 第10号	平成26年 10月10日	久屋大通公園の噴水広場を徳川宗春の顕彰広場へ改修することを求める請願	NPO法人宗春 ロマン隊	浅井正仁 岡本善博 中川貴元 成田たかゆき 渡辺義郎(以上自民) 浅井康正 鹿島としあき 田山宏之(以上減税) 木下優 沢田晃一(以上公明) 小川としゆき おくむら文洋 加藤一登(以上民主) 加藤修 舟橋猛 堀田太規(以上民政) 黒川慶一(以上市志)

私どもは、名古屋の魅力を再構築し、名古屋の活性化を一層推進するため、愛知、名古屋の産業、文化の中興の祖である徳川宗春をキーワードに新しいイベントづくりや、全国に向けた情報発信を進める活動を展開している非営利の団体である。

これまで、毎年8月の第1週には、栄の錦通において、宗春道中を開催し13年に至る。またこの間、平成22年には、平和公園にある宗春の墓の完全補修も行っている。さらに3月下旬には、名古屋城において、春の催事のスタートを飾る宗春もちなげ祭りを開催、4年を数えるが好評をいただいている。それに加えて、一昨年からは、宗春道中にあわせ、久屋大通公園の噴水広場において、宗春ビール祭りを開催し、市民運動の広がりや宗春の知名度の向上に努めているところである。そして、これらの行事には、知事、市長にも来賓として出席いただいているが、特に河村市長には、宗春道中において宗春役をお願いし、イベントの盛り上げに一役買ってもらっているところである。

さて、今後の大きな目標として掲げているのが、NHK大河ドラマに徳川宗春を採用していただくことで、現在、関係各方面に対して、その要請活動を続けているところである。

しかしながら、これまでの活動はイベントが主体のため、私どもとしては一過性になりやすい点を危惧しており、常時、県民市民はもとより全国に向けて宗春の存在感をアピールし続けていくには、その功績を顕彰する象徴となるとともに、いつも人々の間で話題や関心の的となり、語り継がれる宗春の居場所が必要だと痛感している。

そこで、愛知県、名古屋市両当局に対し、名古屋、栄、久屋大通公園の噴水広場を宗春ひろばへと改修していただくよう要望するものである。

そして、愛知県には、愛知県立芸術大学等の尽力による宗春像の制作を、また、名古屋市には、担当部局による噴水広場全体の改修工事をそのアプローチとなる錦通の魅力づくりとあわせ、ぜひともお願いしたいと思う。

なお、この宗春ひろばは、新しい観光資源として活用できるとともに、県民市民の関心を一層盛り上げる契機となり、かつNHK当局に対しても県、市の熱意を示す上で大きな意義を持つものとなる。

どうか、これらの点について深く理解いただくとともに絶大なる支援・協力を賜るよう、切にお願いするものである。については、次の事項の実現をお願いする。

1 久屋大通公園の噴水広場を徳川宗春の顕彰広場へ改修すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成26年 第11号	平成26年 10月10日	子供たちが健やかに育つために北区内の病児・病後児デイケア事業の拡充と名古屋市立名保育所のリフレッシュ預かり保育事業の拡充を求める請願	北区保育団体 連絡会 (895名)	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

現在、父母の勤務実態を踏まえ、さまざまな保育サービスの実施が求められている。病児・病後児デイケア事業を求める声は多く、特に、「利用料金が高いので利用しづらい」、「病気の子供を遠い実施場所まで連れていくのは大変」という声は切実であり、利用しやすいように負担を軽減することが求められている。北区では、今年度から上飯田地域で病児・病後児デイケア事業が実施されることとなり、他の地域、特に味鋺地域でも実施を求める声が強まっている。

また、地域の子育て中の家庭からは、リフレッシュ保育に関する要望が高まっている。「申し込みをしたくても、いつ

続き 2

も定員が埋まっている」という声が多く、利用したくてもできないのが現状であり、公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業を利用しやすくするために、条件整備が求められている。

ついては、子供たちが健やかに育つために、名古屋市の公的責任で、次の事項の実現をお願いする。

- 1 病児・病後児デイケア事業の利用料を低くすること。
- 2 北区の味鋺地域で病児・病後児デイケア事業を実施すること。
- 3 公立保育所でのリフレッシュ預かり保育事業に必要な体制を整備し、利用できる人数及び一家庭が利用できる回数をふやすこと。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成26年 第12号	平成26年 10月10日	子供や保護者の安心と安全を守る保育所を求める請願	保育をよくするネットワークなごや (20,420名)	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施される予定である。新制度になっても児童福祉法第24条第1項が残り、認可保育所については、今までどおり自治体に実施責任がある。認可保育所に入所を希望する子供は、名古屋市の責任において入所できるよう、認可保育所を充実させてほしい。

名古屋市には、職員の賃金や施設運営費における公私間の格差を是正する制度として、民間社会福祉施設運営費補給金制度がある。これは、公立保育所に通う子供も、民間保育所に通う子供も、受ける保育に格差がないようにという、多くの民間保育所そして公立保育所の保護者や職員の声に名古屋市がこたえ、1974年に創設されたものである。

以来、名古屋においては、公民が両輪となって、子供たちの発達する権利と保護者が安心して働く権利、最近では地域の子育て支援なども保障してきた。保育は、職員が子供や保護者に直接支援を行う。職員が働き続け経験を重ね研さんし、職員集団をつくり保育の質を高め、保育実践を継承していくために、職員の賃金分を他に流用できない格付方式で保障している民間社会福祉施設運営費補給金制度は、有効な仕組みである。

しかし、来年度の「子ども・子育て支援新制度」実施を理由に、民間社会福祉施設運営費補給金制度の形の見直し懸念されている。現行は、職員の賃金や施設運営に限定して使われている。それが形を変え、使途制限のない補助金制度に変わってしまったら、今般の営利法人参入を推進する国の方針と相まって、本当に子供たちのために使われるのか不安である。

ついては、子供や保護者の安心安全を守る保育所を求め、次の事項の実現をお願いする。

- 1 児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施義務を果たすこと。
- 2 名古屋市民間保育所における民間社会福祉施設運営費補給金制度は、現行の格付方式の形を変えずに堅持・拡充すること。
- 3 「子ども・子育て支援新制度」実施を契機にした営利法人の参入を拡大しないこと。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成26年 第13号	平成26年 10月10日	第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する請願	愛知県社会保障推進協議会	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

2014年6月18日に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）が成立した。そして、その中の介護保険法改正では、要支援者の訪問介護と適所介護が、市町村の地域支援事業に3年間かけて移行することになった。また、一定所得以上の方の介護保険利用料の負担を1割から2割に引き上げること、特別養護老人ホームの入所者を原則要介護3以上に限定することとなった。

これらは、介護保険でのサービス利用や施設入所を制限するものであり、少ない年金で暮らしている高齢者に、より一層の負担を強いるものとなる。また、ひとり暮らし高齢者のひきこもり、認知症の進行、家族介護の負担増などが心配される。さらに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の市町村での実施に当たっては、地域でのボランティア確保を含め、市町村格差や地域格差が生ずることが危惧される。

ついては、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に当たっては、より一層、高齢者の保健福祉施策及び介護保障制度が充実するように、次の事項の実現をお願いする。

- 1 第6期の介護保険料は、一般会計からの繰り入れや介護給付費準備基金の取り崩しによって引き下げること。また、保険料段階は現在よりも多段階に設定して、低所得段階の料率をより低く抑え、応能負担を強めること。

続き 3

- 2 介護保険料及び介護保険利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充すること。
- 3 特別養護老人ホーム等の施設・居住系サービスを大幅にふやし、待機者を早急に解消すること。
- 4 いきいき支援センターを中学校区ごとに設置し、最低1カ所は市直営とすること。また、委託されたいきいき支援センターの職員が責任持って働き続けられるよう、委託費を引き上げること。
- 5 介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件及び研修についての財政的な支援をすること。
- 6 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）における要支援者の訪問介護・通所介護については、ヘルパーなどの専門的サービスを保障し、後退させず、既存の介護事業所が要支援者へサービスを提供する場合には、現行単価を引き下げないこと。
- 7 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施に当たっては、市の予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをせず、利用者負担をこれまでより引き上げないこと。
- 8 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施に当たって、介護保険サービスの利用を申し出た人は、全て要支援・要介護認定の対象にすること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成26年第14号	平成26年10月10日	後の違憲審査で憲法違反と判断されるような法律をつくらないことを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会 名東支部かみやしろ班	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

日本国憲法には、第98条第1項「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」、第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とあるが、法律は憲法を具体化するもので、憲法に反する法律は無効だという前提で立法や法改正を行わなければならないにもかかわらず、憲法を軽んじる動きがあったり、憲法により国民が縛られるという誤解や、憲法に縛られている認識がない方々も見受けられる。

よって、法整備をする際は、憲法尊重擁護義務を果たし、憲法の範囲内で行うよう今一度確認していただきたい。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会及び政府に提出されるようお願いする。

- 1 後の違憲審査で憲法違反と判断されるような法律をつくらないこと。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成26年第15号	平成26年10月10日	集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回し、改めて国民的議論を踏まえて慎重な審議をすることを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会 名東支部	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

平成26年7月1日に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定が行われたが、これには多くの国民が不安を感じている。時の政府の意向で憲法の解釈を変更することは立憲主義に反するため、反対する国民も少なくない。この閣議決定をめぐる、文化人や宗教界など各界から30を超える団体が反対声明を出したと毎日新聞でも報道されている。

このような現状から、集団的自衛権行使容認については、国民的議論を踏まえて慎重に審議することを要望する。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会及び政府に提出されるようお願いする。

- 1 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回し、改めて国民的議論を踏まえて慎重な審議をすること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成26年第16号	平成26年10月10日	安全保障に関する重要な各法の改正を一括法案で審議しないことを求める意見書提出に関する請願	子どもを守り隊避難者グループ	岡田ゆき子 さはしあこ 田口一登 山口清明 わしの恵子(以上共産)

平時において議論を尽くさず、一括で重要法案審議をするメリットは、国民にとっては少ないと考えられる。透明性を持って、一つ一つ十分に審議を尽くすことが大切と考える。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会及び政府に提出されるようお願いする。

- 1 安全保障に関する重要な各法の改正を一括法案で審議しないこと。

◆陳情

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成26年 第10号	平成26年 9月10日	集団的自衛権行使容認を閣議決定という手法で行うこと及び集団的自衛権を認めることに反対する意見書提出に関する陳情	守山区住民
<p>私は、日本国憲法に守られた日本国民である。現在の政権はどこの誰が見ても行き過ぎており、その一つは憲法をないがしろにしていることである。法律をねじ曲げ、また無視し、自分が憲法であるかのごとき振る舞いをする政治は、立憲主義を否定するものである。多くの法律家が指摘するまでもなく、一般国民から見ても何かに取りつかれているとしか表現のしようがない。</p> <p>国会が何であり、誰によって支えられているのか、政治の原点に戻って考えてもらいたい。一体この国の政治は誰を喜ばせようとし、誰のために働き、日本をこの先どのような国家にしていこうとしているのか、一般国民には見えない。</p> <p>何よりも許せないのは、特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）と行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）である。そして、ついに戦争する国へと邁進する集団的自衛権行使容認を、慎重審議もなく、閣議で決めてしまおうとすることは、言語道断であり、到底許しがたい。解釈改憲などあり得ない。憲法第9条がそんなに邪魔であるのか、外務省が、外交上、世界と同じテーブルに着けないのは、憲法第9条があり、戦争放棄をした特別な国であるからではない。</p> <p>特別な国のどこが恥ずかしいのであろうか、特別な国こそ、世界の人々が望んでいる。私はJICAにてODAの仕事で2カ国に派遣されたが、日本人は現地の人々に歓待された。安全に任務をこなすことができたのも、平和憲法を持つ日本人、それを70年近くも守ってきた特別な国だと知っていたからである。ずっと特別な国として、戦争をしないと約束し、それを実行してきた国民だということを、むしろ海外の人のほうがよく知っている。</p> <p>アメリカがいかにテロや戦争を世界中でしかけているか、世界中の人が知っている。第二次世界大戦に引きずり込まれ、その後も占領政策を日本に施し、富や文化を奪い、おいしい空気まで奪い、食の安全もなくし、今度は日本人の血を流すことを要求している大国に、どこまで服従するのか、それを日本政府はとめるどころか、加担している。</p> <p>公明党は福祉と平和を掲げてきたが、イラク戦争の時も、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（イラク人道復興支援特措法）に賛成し、政府はついに自衛隊をイラクに派遣した。</p> <p>友達がやられているのを知らぬふりせず、武器では平和はつくれないと論ずるのが親友である。やられたらやり返すのではない。その友達が銃を突きつけられているのは、何か原因があるからである。</p> <p>愛知には軍事産業がたくさんあり、間接的に戦争に参加してきたと言える。人を殺して自分が生きる社会に終止符を打つためにも、集団的自衛権行使容認はあり得ない。国の暴走をとめること、地方自治法により地域主権を行使することこそ地方議会の役目である。</p> <p>ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。</p> <p>1 集団的自衛権行使容認を閣議決定という手法で行うこと及び集団的自衛権を認めることに反対すること。</p>			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成26年 11号	平成26年 9月10日	下水処理場の放流水の24時間試験の改善を求める陳情	天白区住民
<p>下水処理場の放流付近は、ちょっとにおう場合があり、ヘドロがある場合がある。</p> <p>放流水の水質試験については、国は、24時間試験すなわち一昼夜試験を月に1回以上するよう決めており、名古屋市の24時間試験では、2時間ごとに試料を採取し、それを12回分統合し、かきまぜて、それを1回だけ検査している、と聞いている。</p> <p>それでは経時変化がわからない。昼夜での差、天候での差、流入水量での差等が変化しても対応できない。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <p>1 下水処理場の放流水の24時間試験を日進市等のように、‘2時間ごとに試料を採取し、その都度計12回検査し、経時変化を把握して公表すること。</p>			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成26年 第7号	平成26年 5月14日	行政不服審査法の改正を求める意見書提出に関する陳情	天白区住民
<p>天白図書館において、隣接している天白土木事務所の駐車場を、土、日に約13年間も借りていたのが、いきなり打ち切ら</p>			

れた件について、行政不服審査書を該当官庁に提出したところ、利用して利便のある市民には、行政不服審査法では訴える権限がないと却下された。

上記の場合、行政から行政への権利執行だから、直接利用する市民には関係ないという見解である。

しかし、実際に困っていて、影響があるのは市民である。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 受益者、関係市民も訴え、異議申立てすることができる権限者にすべく、行政不服審査法を改正すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成26年第13号	平成26年9月10日	性同一性障害による就労困難問題に関する陳情	大阪府箕面市住民

性同一性障害による就労困難問題は深刻であり、生活保護を受けている性同一性障害の当事者が多く、社会問題化している。性同一性障害の当事者が就労困難に陥る原因は、過度の異性装に固執することで、民間企業から雇用を拒否されるからである。

性同一性障害の診断そのものがずさんであり、簡単なアンケートや同意書への記入のみで診断されることも、大きな問題である。ずさんな診断で患者に営利目的でホルモン剤を投与したり、取り返しのつかない去勢手術をしたりする悪質な病院が日本には多数存在する。ホルモン剤は人体にとって有害な薬物にすぎず、血栓症、肝機能障害、骨粗しょう症、動脈硬化、筋肉の融解、鬱病などの健康被害が蔓延している。

一家の父親が女装を開始したために家庭が崩壊するという悲劇も、日本中で起きており、こうしたケースでは、慰謝料も子供の養育費ももらえず、妻側が泣き寝入りするということが多い。

役所ができることは、3つある。1つ目は、異性装の性同一性障害の当事者が生活保護を求めて、役所の窓口に来たら、外見が自然に見えるもとの性別で就労するように指導することである。女装した当事者には、男性として就労するように指導しなければ、就労はできない。勤務中は女装しない、採用面接は男性として受ける、会社側に女子トイレと女子更衣室の利用を要求しない、という社会規範を遵守しなければ、民間企業は雇用しない。

2つ目は、有害なホルモン剤の投与や、取り返しのつかない去勢手術を推奨するようなパンフレットを、公共の場所で配布しないことである。ずさんな診断で人体に有害なホルモン剤を投与したり、取り返しのつかない去勢手術をしたりする悪質な病院は、数多く存在する。

3つ目は、こうした悪質な病院に通わないよう、ホルモン剤の服用を中断するように指導することである。ホルモン剤は脱法ドラッグのようなものであり、ホルモン剤をやめたからといって健康被害は発生せず、むしろ服用を続ければ続けるほど、深刻な健康被害が数多く発生する。

性同一性障害に科学的な根拠はない。「自分は女性である」、あるいは「自分は男性である」と主張していた人が、もとの性別に戻ったというケースはたくさんある。性同一性障害が人々の就労の妨げになるというのであれば、それは、性同一性障害という概念に誤りがあったということなのである。一人でも多くの人が就労できるように 指導するようお願いする。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 異性装の性同一性障害の当事者が生活保護を求めて、役所の窓口に来たら、外見が自然に見えるもとの性別で就労するように指導すること。女装した当事者には、男性として就労するように指導すること。
- 2 有害なホルモン剤の投与や、取り返しのつかない去勢手術を推奨するようなパンフレットを、公共の場所で配布しないこと。
- 3 ずさんな診断で患者に有害なホルモン剤を投与したり、去勢手術をしていたりする悪質な病院に通わないよう、社会生活を送ることを最優先にするように、生活に困窮した性同一性障害の当事者を指導すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成26年第14号	平成26年9月10日	軽度外傷性脳損傷の周知を求める意見書提出に関する陳情	軽度外傷性脳損傷仲間の会(大阪府東大阪市)

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気である。

2007年の世界保健機関（WHO）の報告から、外傷性脳損傷は世界で年間1000万人の患者が発生していると推測されている。また、同報告によれば、道路交通事故は、今後2020年には世界3位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されている。

WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられている。

しかし、この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災保険）や自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状である。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、肢体麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁、膀胱障害など複雑かつ多様だが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々ある。

しかし、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができる。

また、通学路での交通事故や、女子を含む柔道など武道の必修化も含めスポーツ外傷が多発している昨今、子供たちが軽度外傷性脳損傷を発症する可能性も高くなっている。

さらに、WHOの警告を踏まえ、受傷時の意識障害が軽度でも、重症の外傷性脳損傷を引き起こすことがある軽度外傷性脳損傷について、多くの市民に周知を図っていただきたいと思う。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国・政府等関係機関に提出されるようお願いする。

1 軽度外傷性脳損傷について、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知を図ること。（第15号 経済水道）

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成26年第15号	平成26年9月10日	軽度外傷性脳損傷に関する労災認定基準の改正などを求める意見書提出に関する陳情	軽度外傷性脳損傷仲間の会(大阪府東大阪市)

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気である。

2007年の世界保健機関（WHO）の報告から、外傷性脳損傷は世界で年間1000万人の患者が発生していると推測されている。また、同報告によれば、道路交通事故は、今後2020年には世界3位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されている。

WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられている。

しかし、この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災保険）や自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状である。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、肢体麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁、膀胱障害など複雑かつ多様だが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々ある。

しかし、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができる。

また、通学路での交通事故や、女子を含む柔道など武道の必修化も含めスポーツ外傷が多発している昨今、子供たちが軽度外傷性脳損傷を発症する可能性も高くなっている。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国・政府等関係機関に提出されるようお願いする。

1 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり働けない場合、労働者災害補償保険（労災保険）の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。

2 労災認定基準の改正に当たっては、画像にかわる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。（第14号 財政福祉）

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成26年第16号	平成26年9月10日	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(カジノ法案)を廃案にする意見書 提出に関する陳情	一輪のバラの会(安城市住民)

国は、2020年の東京オリンピック開催に向けて、観光客招致の政策の中でカジノを国内で開業できるように準備を進めており、自由民主党、日本維新の会、生活の党は共同提案で、カジノを申し、とした統合型リゾート施設の整備を政府に促す推進法案（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（カジノ法案））を、国会に提出した。

この法案の趣旨は、日本の観光や地域経済の振興に寄与すると主張し、世界の特にアジアの富裕層の人々が対象と伝えられている。しかし、その内容は、国が賭博の胴元で、地方自治体が賭博開帳の場所を提供するものと私自身は理解している。

統合型施設に関しては、過去、総合保養地域整備法（リゾート法）に乗って、多くの地方自治体が莫大な負債を負ってしまったことは、周知の事実である。統合型施設は、賭博のイメージを薄めるために、カジノに施設を併設するだけのことと思う。

日本が観光で世界に誇るのには、山紫水明の自然豊かな日本であり、和食であり、そうしたおもてなしの精神で観光客を迎えることが大切なことと理解している。

国内各地には世界に誇る文化遺産・自然遺産の世界遺産が多数あるにもかかわらず、カジノ法案が提出されたことはとても遺憾である。政治家の資質を問いたいと思う。したがって、目先の利益を追うカジノ法案を廃案にすることを求める次第である。

ついでに、貴議会在が次の事項を内容とする意見書を国へ提出されるようお願いする。

- 1 自由民主党、日本維新の会、生活の党が国会に共同提案した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（カジノ法案）を廃案にすること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成26年第17号	平成26年9月10日	名古屋市交通局の市営バス運行に関する取り組み姿勢が極めて異常であることに関する陳情	守山区住民

名古屋市交通局における市営バスの運行は、かねてより新聞テレビによる報道のとおり、交通違反、乗務員の乗務員としての心構えの甘さ、本庁機能による指導徹底不足が顕著に見られる。地方自治の本旨にのっとり、公共交通機関として本来のサービス提供がされるように早急に抜本的な対策が即時講じられるよう求めるものである。公共交通機関の存在を危ぶむ、安全運行が励行されなければ今後のさらなる顧客離れが予想されるものであり、当該事案が改善されないことが極めてゆゆしき状態にあるのは火を見るより明らかである。したがって当該事案に関し、是正対策を明確に市民へ示すよう陳情を求めるものである。

また、本庁機能だけにとどまらず、広く市民からの意見を取り入れた審議会及び協議会を設置したところで、安全運行励行への筋道をつける必要性も訴えるものである。

陳情理由は以下のとおりである。

- 1 中部運輸局からのさらなる調査結果による中川営業所におけるバス1車両の運行停止20日を真筆に受けとめ、さらなる安全運行への取り組みを必要とする。現時点までの対策が明確に市民に示されていないことは、極めて隠蔽体質であったと言わざるを得ない。
- 2 平成26年度4月より7月までの不具合に関する統計データが増減を繰り返すばかりで、一向に減少に向かう兆しがないこと。数値データから単純に想像できるのは、注意喚起がほぼ1カ月しか効果を有していないということ。
- 3 本庁機能として本当に有効な対策が講じられているのか全く確認できない。新聞報道によれば、9月にまとめる対策とあるが、過去に打たれた対策が効果をあらわさないことが市民の不安を大きくあおるものとなる。
- 4 陳情請求直近における8月22日、8月24日の名古屋市市役所西庁舎前のバス停付近での交通違反信号無視、停止線違反の連続、その後数日にわたる違反の反復、26日乗務員のシートベルト義務違反など違反の事実をあげれば枚挙にいとまがない。
- 5 交通局へ対しての文書公開請求に関しては、提出されるべく請求に当たっては、日文書が特定できていないなどを理由に、どの請求に関しても積極的に応じる姿勢が見られない。
- 6 過去から問題の多い交通局の市営バス運行であったが、この事案の端緒となる部分は、自動車運転課で問題視されている交通事故隠しの問題が明確に解決されていないところにある。かつての自動車運転課課長であった職員の隠蔽に頼る体制が今回の事案にも大きく影を落としているものと考え、過去からの隠蔽と言われる部分にもメスを入れる必要性がある。

このように、隠蔽体質をもってして交通法規に多く抵触していると懸念されるような取り扱いが常態化しているので、当該書面をもってして名古屋市市議会へ適正であり厳格な取り扱いと是正を求めるための陳情理由とする。

ついでに、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋市交通局の市営バス運行に関し、安全運行の励行のための抜本的対策をとることと、市民をオブザーバーに加えた形での安全運行励行のための審議会及び協議会の設置をすること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成26年 第18号	平成26年 9月10日	戦没者遺骨帰還に関する法律制定に関する意見書提出を 求める陳情	瀬戸市住民
<p>さきの大戦において、300万余に及ぶ私たちの先人が、国の守りとして戦禍に倒れた。</p> <p>そのうち海外で亡くなった方は、約240万人に及ぶが、帰還した遺骨は今日においても約127万柱にすぎず、なお多くの遺骨が異国の山々や海に眠っている。</p> <p>祖国のために亡くなった戦没者の遺骨を、祖国日本に帰還させ慰霊することは、国家としての責務であり、後に残された者の道義的義務でもあるが、政府がこれまで行ってきた戦没者の遺骨帰還事業は、予算・内容ともに十分であったとは言いがたい。</p> <p>加えて、高齢化が進む遺族に対して、家族の遺骨や遺品を生前中に届けることは、戦争によって引き裂かれた家族を取り戻すという意味において、人道主義にのっとった事業である。来年、戦後70年を迎えるに当たり、戦後を完全に終わらせるためにも、できる限り多くの遺骨を一日でも早く帰還させるため、省庁の枠を超え、政府一体として事業を推進するための法律制定と、事業を効果的・機能的・集中的に進めていくため、次の1～7の体制整備が必要不可欠である。</p> <p>すなわち、1 国は、戦没者遺骨帰還事業等の位置づけの明確化をすること、2 国は、戦没者遺骨帰還に関する集中取り組み期間の設定をすること、3 国は、遺骨帰還事業を推進するための具体的方策を策定すること、4 国は、戦没者遺骨帰還事業の行動計画の見直しをすること、5 国は、戦没者遺骨帰還事業に関する活動を行う国内外の市民団体等の活動支援を強化すること、6 国は、国内外の慰霊・追悼施設の慰霊碑の建立・補修及び清掃等に係る維持管理費の充実をすること、7 国は、遺族だけでなく、全て国民が戦没者遺骨帰還事業に参加できる体制をつくることが必要不可欠である。</p> <p>以上のような問題認識のもと、国においては、一目も早く戦没者遺骨帰還に関する法律を制定し、遺骨帰還事業への取り組みをより一層強力に進めていくことを熱望する。</p> <p>ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を政府及び関係行政官庁に提出されるようお願いする。</p> <p>1 国等は、一日も早く戦没者遺骨帰還に関する法律を制定し、遺骨帰還事業への取り組みをより一層強力に進めること。</p>			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成26年 第19号	平成26年 10月10日	立憲主義の原則を堅持することを求める意見書提出に関する陳情	いのちと未来を守るネットワーク あいち@名古屋(名東区)
<p>日本国憲法は、第十章に最高法規を掲げ、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、…現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された」こと、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務」を負うことを規定している。</p> <p>もとより、内閣による憲法解釈について、内閣みずからが諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮し変更する余地はあっても、従来の解釈との整合性が図られた論理的に導き得る範囲を超えることはできない。</p> <p>よって、日本国憲法の根本原則について閣議決定により従来の憲法解釈を変更したことは、国会論議や国民的合意を欠いており、立憲主義の原則を大きく損なうものと言わざるを得ない。</p> <p>ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会及び政府に提出されるようお願いする。</p> <p>1 立憲主義の原則を堅持すること。</p>			

請願の採択を求める討論(10月1日)

「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回求める意見書」はぜひ採択を

岡田ゆき子議員



他国のために武力行使をする

【岡田議員】ただいま議題となっております「集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出に関する請願」の採択を求めて討論します。

集団的自衛権の行使とは、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力の行使をするということです。安倍政権は、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を強行しましたが、国会論戦を通じて、アメリカが戦争を起こしたさいに、自衛隊が「戦闘地域」まで行って軍事活動をする、任務遂行のために武器の使用もするということが明らかになりました。

アメリカの戦争のために日本の若者が戦闘地域で血を流すこととなります。アフガン戦争やイラク戦争で、集団的自衛権を行使したヨーロッパの国々は、多数の軍人が犠牲となり、加えて、テロの標的とされることで国民の命と安全が脅かされています。

各会派の請願に対する態度 (10月1日)
(不採択に対しての賛否)

会派	態度	人数	備考
共産党	反対	5	採択を
自民党	賛成	18	不採択に
減税日本	反対	3	国論が二分している
	棄権	12	
公明党	賛成	12	採択しても上程できないから
民主党	反対	10	議論が不十分
民政クラブ	賛成	5	委員会では賛成
	棄権	1	
諸派	反対	3	無く、元祖、市志
	賛成	5	維新、分権、政和、民話、市ク

※不採択 4 1 退席 1 3 不採択に反対 2 1
(採決の方法は、委員長長の報告が不採択であったので、委員長報告通り、不採択に賛成か反対かを問うものです)

一片の「閣議決定」で強行

そして、歴代政権が「憲法上許されない」としてきた集団的自衛権行使を、一片の「閣議決定」で強行することは、立憲主義を根底から否定するものです。請願者が求めているのは、立憲主義の遵守であり、国連憲章の立場に立った平和外交への努力です。

世論調査でも過半数は「反対」を超え、「説明不足」は8割から9割

閣議決定以降も、集団的自衛権行使容認に反対する世論はとどまることなく広がり、どの世論調査でも「反対」は過半数を超え、「説明不足」とこたえる人は8割から9割です。地方議会でも「反対」の意見書が岩手県や札幌市など198自治体で可決、岐阜県議会や沖縄県議会などで「慎重な審議」を求める意見書が可決されています。

請願の趣旨に応え、国に対し名古屋市議会の意思として集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願に皆さんの賛同を求め、討論を終わります。

「不採択」に反対でも理由は様々

本会議で態度表明を求められた時、減税日本ナゴヤの議員が、ゾロゾロと議場から退席。15人のうち、残ったのは3人だけ。

その理由について、減税の幹事長は「国論を2分するもので、会派内でまとまっていないから」と弁明。一方で3人の「減税」市議の中には採択を求めて「不採択」に反対という態度を表明田人もいました。「党議拘束はかけていなかった」ので、議場で態度表明するのが、議員としての責任ある態度です。「解釈改憲による集団的自衛権の行使容認という、戦争か平和かが問われる重大な問題で、自らの態度表明ができないというのは、政治家として情けない」と市民からも批判がありました。

民主党も「不採択」に反対しましたが、「さらに議論すべきである」という立場です。集団的自衛権そのものではなく、解釈改憲に反対する立場からということでした。

公明党は、6月議会でも同様の意見書が全会一致にならず上程できなかったから、今回も同じ結果になるという、中身の議論に入らず入り口の段階での議論を行っていました。

請願・陳情審査の結果 (2014年10月1日本会議)

新規の請願 (6月定例会に受理された請願。2014年7月～9月の委員会審査分)

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考(委員会)	
				共	自	減	公	民	政	諸派			
平成26年第6号	全ての子どもたちが豊かに育つ制度を、子ども・子育て支援新制度施行後も行政責任で実施することを求める請願	愛知保育団体連絡協議会	1 自治体の責任で現行基準以上の保育の保障を 2 自治体の責任で国が示す基準以上の学童保育の保障を 3 保育料値上げ、実費徴収、上乗せ徴収等、保護者負担をふやさない 4 認可保育所をふやす									保留	教子2014.9.9
平成26年第7号	集団的自衛権の憲法解釈による行使容認について反対する意見書提出に関する請願	新日本婦人の会名古屋支部	1 集団的自衛権の憲法解釈による行使容認について反対を	○	●	* ○	* ●	* ○	×	維新● その他○		不採択	総環2014.9.9
平成26年第8号	集団的自衛権の憲法解釈による行使容認について反対する意見書提出に関する請願	新日本婦人の会名古屋支部かみやしる班	1 集団的自衛権の憲法解釈による行使容認について反対を	○	●	* ○	* ●	* ○	×	維新● その他○		不採択	
平成26年第9号	名古屋市平和都市宣言に基づき、集団的自衛権の憲法解釈による行使容認について反対する意見書提出に関する請願	いのちと未来を守るネットワークあいち@名古屋	1 名古屋市平和都市宣言に基づき、集団的自衛権の憲法解釈による行使容認について反対を	○	●	* ○	* ●	* ○	×	維新● その他○		不採択	

※減税は国論が二分しており会派としてもまとまっていないとして、15人中3人(園田、林、山田)が不採択に反対、12人がもつと議論が必要として退席。※民主はさらなる議論が必要として不採択に反対。集団的自衛権には賛成だが、解釈改憲には反対という態度。※公明は、内容は別にして6月議会での意見書採択での議論から、採択しても意見書が上程できない実態から不採択に。※民政クラブは1人退席(山崎)5人が不採択。※諸派では、河合と中村孝道、黒川以外は不採択。(不採択41・退席13・不採択に反対21)

保留の請願 (6月定例会以前に受理され、これまでに結論が出なかった請願。保留の請願は本会議での採決は行われません)

平成23年第4号	緑市民病院のより良い医療を求める請願	緑区住民	2 医師・看護師不足を解決し、安心できる診療体制の再生を									慎重に検討	保留	財福2014.8.28
平成23年第16号	TPPへの参加に反対することを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会愛知県本部	TPPへの参加に反対することを求める意見書を									動向を見守る	保留	土交2014.9.8
平成23年第17号	妊婦健診の受診費用に対する補助の拡充等を求める請願	新日本婦人の会愛知県本部	1 妊婦健診の助成費用の引き上げと、産後検診を1回無料に									慎重に検討	保留	教子2014.9.9
平成23年第45号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会	1 (1)名古屋市が学童保育所の土地及び施設を確保する (2)学童保育指導員の経験加給助成制度を新設する									動向を見守る	保留	教子2014.9.9
平成23年第51号	子どもたちの豊かな保育所生活と保護者の就労等を保障する保育施策の拡充を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	6 3歳未満の障害児に対応した保育体制を									慎重審査のため	保留	教子2014.9.9
平成23年第52号	敬老パスの現行制度を守り、充実させることを求める請願	全日本年金者組合	敬老パスの現行制度を守り、充実を									慎重審査のため	保留	財福2014.9.9
平成23年第53号	丸の内一丁目の地下鉄出入口及び丸の内二丁目の地下鉄1番出入口にエレベーターを設置することを求める請願	中区住民	丸の内一丁目の地下鉄出入口及び丸の内二丁目の地下鉄1番出入口にエレベーターを									今後の課題。慎重に審査	保留	土交2014.9.8
平成23年第55号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会	6 学童保育の指導員に対する補助金単価を3倍に									動向を見る	保留	教子2014.9.9

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 ×=棄権 共:日本共産党 自:自民党 減:減税日本ナゴヤ 公:公明党 民:民主党 政:民政クラブ
諸派:8会派8人(名古屋維新の会、名古屋市民クラブ、減税日本志の会、減税日本元祖・庶民革命、地方分権改革会、無所属クラブ、民和会、政和クラブ)

保留の請願 2

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度						結果	備考(委員会)
				共	自	減	公	民	諸派		
平成23年第59号	西生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会西支部	管理は名古屋市直営で行い、指定管理者制度を導入しない	慎重に審査						保留	教子 2014. 9.9
平成23年第61号	中生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会中支部	管理は名古屋市の直営で行う								
平成23年第62号	港生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会港支部	直営を守り、充実を								
平成23年第63号	緑生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会緑支部	直営を守り、充実を								
平成23年第64号	天白生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請	新日本婦人の会天白支部	管理は名古屋市の直営で行い、指定管理者制度を導入しない								
平成23年第65号	北生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会北支部	直営を守り、充実を								
平成23年第67号	中川生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会中川支部	管理は名古屋市の直営で行い、指定管理者制度を導入しない								
平成23年第68号	生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会愛知県本部	生涯学習センターの直営を守り、充実を								
平成23年第70号	昭和生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会昭和支部	管理は名古屋市の直営で行い、指定管理者制度を導入しない								
平成23年第71号	守山生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会守山支部	管理は名古屋市の直営で行い、充実を								
平成23年第73号	千種生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入に反対する請願	新日本婦人の会千種支部	管理は名古屋市の直営で行い、指定管理者制度を導入しない								
平成23年第76号	南生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会南支部	直営を守り、充実させる								
平成23年第77号	瑞穂生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会瑞穂支部	直営を守り、充実させる								
平成23年第78号	東生涯学習センターの直営を守り、充実させることを求める請願	新日本婦人の会東支部	直営を守り、充実させる								
平成23年第84号	地域巡回バスの利便性向上を求める請願	千種区住民	1 運行時間を午前8時台からに 2 運行本数を1時間1本から2本に	慎重に審査する	保留	土交 2014. 9.8					
平成24年第4号	年金の支給開始年齢の引上げをやめることを求める意見書提出に関する請願	全日本年金者組合愛知県本部	年金の支給開始年齢を維持するよう意見書を	慎重に審査	保留	財福 2014. 8.28					
平成24年第5号	すべての高齢者に月額33000円の年金を支給すること等を求める意見書提出に関する請願	全日本年金者組合愛知県本部	1 すべての高齢者に老齢基礎年金の満額の半額・月額33000円の支給を求める意見書を	慎重に審査	保留	財福 2014. 8.28					
平成24年第7号	ゆとりーとラインの大曽根・中志段味系統を延伸すること及びゆとりーとラインに都市計画道路志段味水野線の経由を新設することを求める請願	志段味東学区区政協力委員会委員長	1 高蔵寺までの延伸を 2 都市計画道路志段味水野線を經由する路線の新設を	慎重に検討動向を見る	保留	土交 2014. 9.8					
平成24年第9号	名古屋市立特別支援学校の大規模校化を解消し、障害児教育の充実を求める請願	名古屋市立養護学校の環境充実を求める会	1 大規模校化の解消へ新たな特別支援学校の建設を 2 守山養護学校の産業科を単独校として他の場所に建設を	慎重に審査	保留	教子 2014. 9.9					

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 ×=棄権 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 諸派：11会派14人（民政クラブ・一貫正義、名古屋維新の会、八風の会、名古屋市民クラブ、市民クラブ、減税日本 市志の会、減税日本 元祖・庶民革命、地方分権改革会、無所属クラブ、民和会、政和クラブ）

保留の請願 3												
請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度						結果	備考(委員会)	
				共	減	自	公	民	諸派			
平成24年第12号	名古屋市議会解散請求に係る署名収集のための受任者名簿を選挙・政治活動に使用しないことを求める請願	市議会リコール解散署名受任者の会	3 市議会解散請求の署名簿・受任者名簿の選挙・政治活動への流用の実態調査及び目的外使用を規制する法整備の意見書を	慎重に審査						保留	総環 2014. 9.9	
平成24年第22号	子どもたちの豊かな保育所生活と保護者の就労等を最大限保障する保育施策の拡充を求める請願	公立保育園父母の会 (10,011名)	3 すべての公立保育所において延長保育事業を実施する	慎重審査で						保留	教子 2014. 9.9	
平成24年第24号	国民健康保険制度、介護保険制度及び福祉医療制度の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会 (17,169名)	6 障害者及び高齢者に対する福祉医療制度を存続、拡充する	国・県の動向を見守る						保留	財福 2014. 8.28	
平成24年第25号	福祉医療制度の改善を求める請願		子ども及びひとり親家庭等に対する福祉医療制度の存続、拡充を	県の動向を見守る						保留	教子 2014. 9.9	
平成24年第29号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会 (220,466名)	1 市町村の保育実施義務を果たす	慎重審査のため						保留	教子 2014. 9.9	
			2 (前段)待機児童の解消を	○ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲	慎重審査のため							打切
			5 すべての保育所・学童保育所の耐震調査と工事費補助金の交付を。沿岸部の津波対策を	慎重審査のため						保留		
平成25年第2号	地下鉄御器所駅2番出入口にエレベーターを設置することを求める請願	昭和区住民 (3,007名)	地下鉄御器所駅2番出入口にエレベーター設置を	慎重審査のため						保留	土交 2014. 9.8	
平成25年第6号	子供たちが健やかに育つために北区内における市立の延長保育事業実施保育所の拡充、病児デイケア事業の実施及び病後児デイケア事業の拡充を求める請願	北区住民 他819名	2 北区にない病児デイケア事業を早急に	趣旨実現						打切	教子 2014. 9.9	
平成25年第8号	新聞の軽減税率に関する請願	名古屋中日会 (11名)	消費税増税するときは新聞に軽減税率を、の意見書を	意見不一致でまとまらず						保留	財福 2014. 8.28	
平成25年第11号	安心して子供を産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会	1 「新制度」で国に要望を (5) 職員処遇の抜本的改善を	動向を見る						保留	教子 2014. 9.9	
			(4) 障害児の受け入れをふやす。 3歳未満の障害児の受け入れを進める	動向を見る						保留		
			(6) 認可外保育施設に指導監督基準を守らせる	動向を見る						保留		
			4 学童の障害児補助は1人毎に	動向を見る						保留		
平成25年第13号	国民健康保険制度及び介護保険制度の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会 (23,342名)	1 国保料の大幅引き下げを	動向を見る						保留	財福 2014. 8.28	
			2 減免を拡充し、該当者全ての減免を									

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 ×=棄権
 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 諸派：11会派14人（民政クラブ・一貫正義、名古屋維新の会、八風の会、名古屋市民クラブ、市民クラブ、減税日本 市志の会、減税日本 元祖・庶民革命、地方分権改革会、無所属クラブ、民和会、政和クラブ

保留の請願 4												
請願番号	請願名	請願者	請願項目	各党派の態度						結果	備考(委員会)	
				共	減	自	公	民	諸派			
平成25年第15号	子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める請願	天白区住民(19,101名)	6 (2) 保育所の耐震や防災などの対策を積極的に進める (3) 保育所の駐車場を確保する 7 (1) 学童保育所の土地・建物は市が責任を持って確保し、劣化施設及び設備を修繕する (2) 学童保育の障害児受入加算を1人ごとに (3) 学童保育指導員の経験加給助成を新設する 8 (1) 産休あけ・育休あけ入所予約事業保育所や定員をふやし、年度途中の入所をしやすく (4) 区内の全公立園で19時30分まで延長保育事業を (5) ア 障害児認定の年齢枠撤廃を。希望者が入所できる人的配置・補助金の水準維持を イ 天白養護学校建てかえを							動向を見る	保留	教子2014.9.9
平成25年第16号	要支援認定者への介護保険給付を継続する意見書提出に関する請願	介護の充実を求める会愛知連絡会	要支援者は従来どおり介護保険給付とする	○	▲	▲	▲	▲	▲		打切	財福2014.8.28
平成25年第17号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善、大幅増員を求める請願	愛知県医療介護福祉労働組合連合会	1 夜勤者の労働時間の改善を 2 医師、看護師、介護職員などをふやす 3 自己負担を減らす							動向を見る	保留	財福2014.8.28
平成25年第18号	介護職員の処遇改善を求める請願	愛知県医療介護福祉労働組合連合会	1 国の責任で賃金改善施策の拡充を 2 介護職員処遇改善加算の継続・拡大を 3 軽度者の介護保険制度外しをやる							慎重に検討 3は法案が可決したので打ち切り	保留	財福2014.8.28
平成26年第5号	街路樹の剪定を名古屋市が毎年実施することを求める請願	太閤通り6丁目町内会	1 街路樹の剪定は、従来どおり、市で毎年実施を	○	▲	▲	▲	▲	▲	動向を見守る	保留	土交2014.9.8

陳情新規分 (6月定例会で受理されたもの)

陳情番号	陳情名	陳情者	陳情項目	結果	委員会
平成26年第6号	市民情報センターと市民相談室のカウンターについて立てを設置することを求める陳情	天白区住民	市民情報センターと市民相談室のカウンターについて立てを	ききお<	経水2014.8.18
平成26年第7号	天白土木事務所の駐車場を休日時に天白図書館利用者のために開放することを求める陳情	天白区住民	天白土木事務所の駐車場を休日時に天白図書館利用者のために開放を	ききお<	教子2014.9.9
平成26年第8号	名古屋市総務局の情報公開に関する取り組み姿勢が極めて消極的であることに関する陳情	守山区住民	総務局の情報公開請求に関し、取り扱いの是正を	ききお<	総環2014.9.9
平成26年第9号	上志段味地区特定土地区画整理事業についての補助金の提供のあり方に関する陳情	守山区住民	補助金全額を上志段味特定土地区画整理組合に渡すのではなく、必ず1カ所以上は公園をつくるという契約を、名古屋市と同組合が結ぶという条件を付す	ききお<	住都2014.9.9

○=賛成 ●=反対 ▲=打切 ×=棄権 共：日本共産党 自：自民党 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 民：民主党 諸派：11党派14人（民政クラブ・一貫正義、名古屋維新の会、八風の会、名古屋市民クラブ、市民クラブ、減税日本 市志の会、減税日本 元祖・庶民革命、地方分権改革会、無所属クラブ、民和会、政和クラブ）

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された13件の意見書案について、政審委員長会で内容についての協議・修正などが行われ、議会運営委員会での協議を経て、8件について合意が得られ、10月1日に議決しました。日本共産党提出の3件のうち1件が可決されました。

意見書案に対する各会派の態度（議会運営委員会に提出された意見書案。可決時には名称変更もあります）

意見書案	原案提出	結果	各会派の態度					
			共産	自民	減税	公明	民主	民政
「手話言語法（仮称）」の制定に関する意見書（案）	自民	可決	○	○	○	○	○	○
社会福祉法人の法人課税に関する意見書（案）	自民	可決	○	○	○	○	○	○
東日本大震災の被災地における災害公営住宅の整備に関する意見書（案）	減税	否決	修正	●	○	●	●	●
ヘイトスピーチ対策に関する意見書（案）	減税	可決	△	修正	○	△	△	△
軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた直り組みの推進に関する意見書（案）	公明	可決	○	○	○	○	○	○
産後ケア体制等の支援強化に関する意見書（案）	公明	可決	修正	○	○	○	○	○
危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策の強化に関する意見書（案）	公明	可決	○	○	○	○	○	○
教職員定数改善計画の早期策定・実施と教育予算の拡充に関する意見書（案）	民主	可決	修正	○	○	修正	○	○
登下校中の子供たちの安全確保に関する意見書（案）	民主	可決	○	○	○	○	○	○
自転車交通の安全を確保するための法整備に関する意見書（案）	民政	否決	修正	●	○	●	●	○
ゼロメートル地帯の実情に応じた防災対策への支援に関する意見書（案）	共産	可決	○	修正	○	○	○	○
集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する意見書（案）	共産	否決	○	●	△	●	△	●
消費税率10%への再増税に関する意見書（案）	共産	否決	○	●	○	●	●	●

ゴシック字は可決された意見書 議運に提案された段階での態度 ○=賛成 ●=反対 △=要検討

●が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。

修正可決分は内容が大きく変更され他修正案が出されたため、その修正案に対する態度を示した。

会派 共産：日本共産党 自民：自民党 減税・減税日本ナゴヤ 公明：公明党 民主：民主党 民政：民政クラブ

《採択された意見書》

「手話言語法（仮称）」の制定に関する意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、聞こえる人たちの音声言語と同様、聾者にとっての情報獲得とコミュニケーションの重要な手段として大切に守られてきた。その一方で、聾学校では手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

平成18年12月に国連総会で採択され、我が国も本年1月に批准した障害者の権利に関する条約には、手話は言語であることが明記されている。

また、平成23年に改正された障害者基本法の第3条第3号には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められており、同法第22条では、国や地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等のために必要な施策を講ずることが義務づけられている。

こうした中、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知するとともに、聞こえない子供が手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境を整備することが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、上記の趣旨を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう

強く要望する。

社会福祉法人の法人課税に関する意見書

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、長年にわたって地域の社会福祉事業を担ってきた。

このような中、政府の税制調査会が本年6月27日に取りまとめた「法人税の改革について」では、社会福祉法人などの公益法人等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要があると指摘し、特に介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していくとの理由により、社会福祉法人に対する非課税措置の見直しが必要であるとしている。

しかしながら、社会福祉法人は、介護保険制度における利用者負担額の減免や生活困窮者の支援等に取り組み、今日まで社会のセーフティネット機能を担ってきたものであり、このような歴史的な位置づけや果たしてきた役割を踏まえることなく、市場原理によるイコールフットィング論のみによって社会福祉事業を否定することは決して看過することができない。また、社会福祉法人が行う介護保険事業は、イコールフットィングの前提となる介護市場からの撤退の自由も拡大の自由もなく、支援や介護を必要とされる方に対し、いつでも、どこでも、可能な限りその能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの中核として機能すべく安定的基盤の確立に配慮されるべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、地域における福祉基盤を安定的に維持していくため、社会福祉法人に対する法人税課税の見直しを行わないよう強く要望する。

ヘイトスピーチ対策に関する意見書

昨今、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが行われており、この言動に対して反対する声が高まりつつある。このような中、平成26年7月8日には、大阪高等裁判所が、ヘイトスピーチを行った団体の発言を人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていると判断した。また、報道によれば、国連人種差別撤廃委員会は、在日韓国・朝鮮人らを対象としたヘイトスピーチに関連して、人種差別の禁止に向けて特定もしくは包括的な法整備を行うよう日本政府へ勧告したと伝えられている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、ヘイトスピーチに対する早急な対策を講ずるよう強く要望する。

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進に関する意見書

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維が断裂することなどによって発症すると考えられている疾病である。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、においや味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、排尿障害など、複雑かつ多様である。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人からさまざまな自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースも多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもある。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられる。

世界保健機関（WHO）においては、軽度外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、外傷性脳損傷の予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 軽度外傷性脳損傷について、国民を初め、教育機関等に対し、広く周知を図ること。
- 2 画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされている

が、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること。

若産後ケア体制等の支援強化に関する意見書

子育て支援は、国や地方公共団体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と切れ目ない支援策が講じられてきたが、現在、大きな議論になっているのが出産前と直後の対応であり、とりわけ、妊娠中からの切れ目ない支援が必要とされている。

出産により女性の心身には大きな負担が生じ、特に出産直後から1カ月間は、身体的な負荷に加え、急激なホルモンバランスの変化で精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

近年、晩婚化に伴い女性の出産年齢が年々高くなってきており、出産する女性の親の年齢も高齢化し、十分な手助けを受けられない状況がある。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっている。

良好な母子の愛着形成を促進する上で出産直後が大事な時期であり、さらには産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防などの役割を果たすとも言われている。したがって、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなっている。

こうした中、国は、平成26年度に各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うための妊娠・出産包括支援モデル事業を開始したが、少子化対策を進めるに当たり、産後ケア対策は喫緊の課題であり、早急に体制を確立する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 妊娠・出産包括支援モデル事業を着実に実施するとともに、本事業の成果を速やかに検証し、全国の地方公共団体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
- 2 モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により産後ケアを受けられないことがないように、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
- 3 単なる家事支援ではなく、出産後の母子の心と体の適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策の強化に関する意見書

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（危険ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から包括指定と呼ばれる方法を導入し、化学構造が類似した特定の物質群を一括で指定薬物として規制した。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については大麻や覚醒剤と同様、単純所持が禁止された。

しかし、指定薬物の指定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側でイタチごっことなっている。また、危険ドラッグの鑑定に簡易検査方法が確立されていないため捜査に時間がかかることも課題とされている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを求め、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取り締まり態勢の充実を図ること。
- 2 簡易鑑定ができる技術の開発を初め鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の指定手続の簡素化を図ること。
- 3 薬物乱用や再使用防止のために、危険ドラッグの危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

教職員定数改善計画の早期策定・実施と教育予算の拡充に関する意見書

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子供たちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

このような中、少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた教職員定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

文部科学省の平成27年度概算要求において、今後10年間で、教育の質の向上等に必要な31,800人の定数改善を実施すると新たな教職員定数改善計画案を策定する考えが示されたものの、少人数学級のさらなる推進のためには不十分なものであると言わざるを得ない。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、教育の機会均等と水準確保のために、国による教育予算の拡充が強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、平成27年度の政府予算編成に当たり、実効性ある教職員定数改善計画の早期策定・実施とともに、十分な教育予算を確保するよう強く要望する。

登下校中の子供たちの安全確保に関する意見書

近年、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故や、児童生徒等が交通事故の危険にさらされるといった事案が相次いで発生しており、従来の交通安全対策には限界があると言わざるを得ない。

国は、平成24年に全国の公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路について緊急合同点検を行い、当該通学路における対策必要箇所が7万カ所以上に上ることを明らかにしたが、いまだに安全対策が確立していない地域も少なくない。かけがえのない子供たちの命と安全を守るため、国や地域レベルの関係機関が連携体制を強化することはもとより、登下校中の子供たちが巻き込まれる交通事故を防止し、一刻も早く安全に登下校することができる環境を整備していくことが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 安全な通学路を整備するための予算を確保すること。
- 2 子供たちが安全に安心して登下校することができる環境の整備に向けた法律を制定すること。

ゼロメートル地帯の実情に応じた防災・減災対策への支援に関する意見書

南海トラフを震源域とする海溝型巨大地震及びそれに伴う津波による被害想定が、本市及び愛知県から相次いで公表された。本市の想定では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震の場合、最大震度7、津波水位は最高3.6メートル、市内の約4分の1が浸水し、最大の死者数は約6,700人、全壊棟数は約3万4千棟と推計している。特に名古屋市南西部では、津波による深刻な被害が危惧されており、対策の強化が急がれている。

国においては、津波防災地域づくりに関する法律などにより、東日本大震災の教訓を踏まえ、粘り強い構造の海岸堤防の構築や津波災害警戒区域等の指定に必要な基本指針を策定するなどの取り組みが進められている。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定では、陸上において津波により30センチメートル以上の浸水が地震発生から30分以内に生ずるとされた地域が指定対象地域とされ、津波避難施設等の整備に対する補助金支給など、国による支援が強化されることとなった。愛知県でも渥美半島に位置する地方公共団体などがこの強化地域に指定されたが、伊勢湾の奥に位置する本市等は津波到達時間が30分以上あるなどとされ強化地域には指定されなかった。

しかしながら、日本最大のゼロメートル地帯である名古屋市南西部などでは、液状化現象や地震発生直後の河川・海岸堤防の沈降による浸水及びその後到達する津波等により、深刻な被害が想定されており、津波避難施設の整備に加えて、河川・海岸堤防の耐震化、液状化対策や排水機場の耐震化・耐水化など、この地域の実情に応じた防災・減災対策が早急に求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていないゼロメートル地帯についても、地域の実情に応じた防災・減災対策への支援を強化するよう強く要望する。

《採択されなかった日本共産党提案の意見書案》

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書(案)

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定が平成26年7月1日に行われたが、十分な説明がなされ多くの国民が納得したとは言えない状況である。

従来、政府は、集団的自衛権については、「行使ができないというのは、これは憲法9条の制約である」、「わが国の自衛のために必要最小限度の武力行使しかできない」、集団的自衛権の行使は「自衛の枠を超える」(昭和58年4月、角田内閣法制局長官)とし、憲法上許されないとしてきた。

一内閣が憲法解釈の変更で集団的自衛権の行使を認めるということは、立憲主義とは相容れないとの指摘もあり、日本弁護士連合会と全国の52の弁護士会全てで反対する決議や声明が出されている。

また、日本が攻撃されていなくても武力行使で協力できる集団的自衛権の行使容認は日本を戦争に引き込む可能性があるとの指摘もあり、閣議決定後の世論調査などからは、少なくない国民が行使容認への不安感を強めている実態が浮かび上がっている。

59宗派、105団体が加入する公益財団法人全日本仏教会も「このたびの集団的自衛権の行使を容認する閣議決定には、人間の知恵の『闇』を垣間見るがごとき、深い憂慮と危惧の念を禁じ得ません」との理事長談話を発表した。

元内閣法制局幹部や元自衛隊幹部、改憲の立場に立つ憲法学者などからも閣議決定による集団的自衛権の行使容認に反対する意思が次々と表明されており、徴兵制の採用についても危惧する声がある。

このように、集団的自衛権の行使を容認することについては、閣議決定後もいまだ多くの厳しい意見が表明されている。集団的自衛権の行使を認めるか否かは日本の国のあり方を問う重要な問題であり、十分な国民的議論こそが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、集団的自衛権の行使を容認した閣議決定を撤回し、改めて国民的議論を踏まえて慎重に審議するよう強く要望する。

消費税の10%への増税についての意見書(案)

内閣府が8月に発表した本年4～6月期の国内総生産GDP速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比1.7%の減、年率換算で6.8%減の大幅な落ち込みとなった。とくに個人消費は前期比5.0%、年率換算では18.7%減と急激に冷え込み、統計上比較可能なここ20年間で最大の悪化となった。4月の消費税増税による影響はもはや「想定内」とは言えない。

個人消費の落ち込みが長く深くなっている一番の原因は、家計収入の伸びが物価上昇に追いつかず、実質収入が減り続けていることにある。政府の家計調査でも勤労世帯の実質実収入はこの6月に前年同月比で6.6%もの減少となり9か月連続の落ち込みとなっている。景気が良くなれば賃金が上がり所得が増えるという経済の好循環が実現しているとは言い難い。

またGDPの大幅な落ち込みは、消費税増税分の販売価格や下請け代金の転嫁に苦しんでいる中小企業や下請け企業を売り上げの面でも脅かし、いっそうの苦境に追いやることになる。

このままで消費税を10%へと増税することになれば、国民の暮らしと日本経済に取り返しのつかない打撃を与えかねない。いま必要なのは、賃上げなどで国民の所得を増やすとともに、中小企業の苦境を直視した手厚い対策を強めることである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、来年10月から予定している消費税の増税については中止することもふくめ慎重に判断するよう強く要望する。

2013年度決算に対する反対討論(10月15日)

福祉や市民サービスの削減や民営化をすすめ、将来にツケを残す新たな大型事業を推進した決算だ
わしの恵子 議員



一般会計決算の認定案に対する、わしの議員の反対討論は、以下のとおりです。

【わしの議員】私は、日本共産党市議団を代表して、一般会計決算の認定に反対する立場から討論を行います。

経済的格差を拡大する市民税5%減税

第1の理由は、大企業と高額所得者を優遇し、市民の経済的格差を拡大するばかりの市民税5%減税を継続したことです。

25年度の個人市民税の元となる市民の所得を前年度と比較すると、給与所得はプラス1.2%ですが、年金所得はマイナス0.5%と減少しました。ところが分離課税の株式等譲渡所得はなんと270%もの増

です。個人市民税の前年比38億円増の内、26億円は、ほんの一握りの資産家が株で儲けた分なので。一方で、市民税減免の対象者となる低所得者は104,000人に増加、納税義務者の約1割です。

非課税世帯の方については、生活保護基準が見直され、段階的に3年間合計で6.5%が削減、夫婦と子ども1人の3人世帯で25年8月から月5300円も削減されました。

市民はこんな大変な状況にも関わらず、大企業や高額所得者はどうでしょうか。法人市民税は、3月期決算法人の企業業績が12%伸びたのに、国の法人税減税の影響で前年比72億円も減収となりました。

そういう中で、富裕層と大企業優遇の、市民税

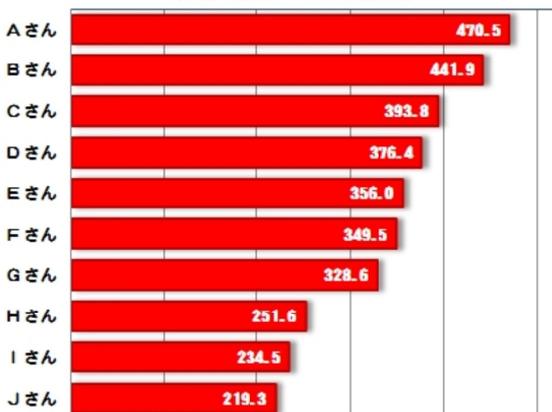


河村市長の市民税減税の影響額

	個人	法人	計
2010年度	134億円	25億円	160億円
2011年度	19億円	38億円	57億円
2012年度	68億円	14億円	82億円
2013年度	78億円	31億円	110億円
計	299億円	109億円	409億円

2010年10%、2012年5%、2011年は見送ったが時差の影響が残った。2013年が5%の完全実施(平年度ベースになる)

個人市民税の減税額上位10人 (単位: 万円 2013年度決算)



法人市民税減税額上位10社 (2013年度決算より)



5%減税が行われ、個人の最高は470万円、企業の最高は1億1900万円もと、更に格差を広げました。

名古屋市が支援すべきは、国による減税の恩恵をすでに受けている大企業や富裕層ではなく、国の悪政により生活が脅かされている市民、とりわけ社会的に弱い立場にある人々ではないでしょうか。市民税減税はきっぱりやめるべきです。

「行革」の名で公的福祉の解体をすすめ、市民サービスを低下

第2に、減税の財源づくりのため、「行革」の名で、公的福祉の解体をすすめ、市民サービスの低下をもたらしたからです。

公立保育園存続の切実な願いに反し、矢田、東志賀、田幡の3つの公立園の民間移管を進めました。

学童保育の運営費助成金については、緩和措置が廃止され20人から35人で障害児がいない保育所では1か所21万1000円、合計580万円のわずかな助成金さえ削られました。

指定管理者制度が試行導入された志段味図書館においては、昨年度館長以下3人の中心的職員が年度途中に交代しました。人件費削減により、短

2013年度 歳入歳出決算総括表(単位:万円)

会計別	歳入総額	歳出総額	差引額
一般会計	103,413,251	102,681,007	732,244
特別会計	115,278,244	114,816,046	462,198
国民健康保険	21,942,643	21,699,140	243,503
後期高齢者医療	4,398,238	4,307,441	90,796
介護保険	15,330,711	15,236,439	94,272
母子寡婦福祉資金貸付金	119,909	100,554	19,355
農業共済事業	8,545	5,494	3,050
市場及びと畜場	736,046	736,046	0
土地区画整理組合貸付金	39,000	39,000	0
市街地再開発事業	133,745	133,745	0
墓地公園整備事業	80,902	80,006	895
基金	13,201,397	13,201,397	0
用地先行取得	1,775,348	1,775,348	0
公債	57,511,753	57,501,429	10,324
計	218,691,496	217,497,053	1,194,443

企業会計決算総括表(単位:万円)

区分	総収益	総費用	純損益		当年度未処分利益剰余金	
			2013年度	2012年度	2013年度	2012年度
病院	2,916,862	3,015,526	▲98,663	▲92,934	▲1,666,550	▲1,567,886
水道	4,651,927	4,484,289	167,638	50,715	218,353	119,821
工業用水道	78,547	71,662	6,885	5,296	12,303	10,714
下水道	7,125,809	7,019,844	105,964	76,335	182,300	159,173
自動車運送	2,452,673	2,209,121	243,552	171,713	▲4,403,913	▲4,647,465
高速度鉄道	8,285,902	7,641,126	644,776	444,860	▲29,786,520	▲30,431,297
総計	25,511,724	24,441,570	1,070,153	655,986	▲35,444,027	▲36,356,940

期的に職員が入れ替わるとい指定管理者制度の弊害が生じたと言わざるを得ません。図書館という社会教育の公共施設にワーキングプアを拡大する指定管理者制度はやめるべきです。

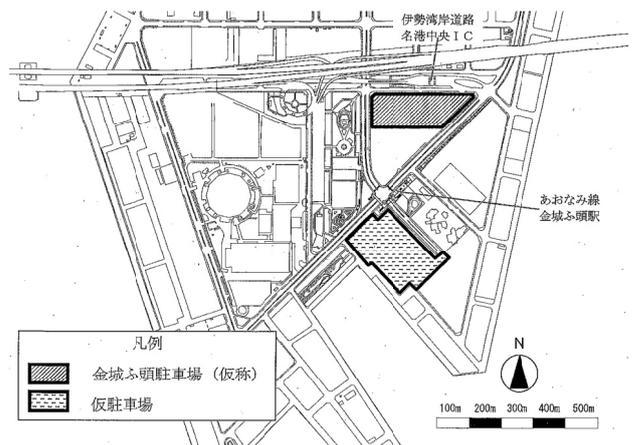
不要不急の大型公共事業を推進

第3に、不要不急の大型公共事業を進めたことです。

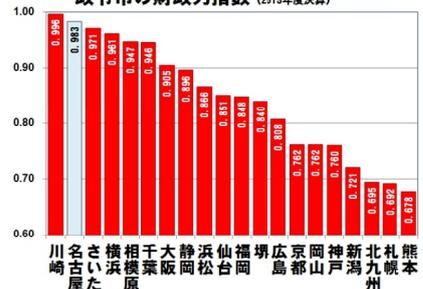
約400億円かかると言われている名古屋城天守閣の木造復元に関する調査は、必要性も緊急性もないものでした。現在の天守閣は耐用年数が今後50年ほどあると言われているので、耐震改修こそ急ぐべきであり、アセットマネジメント基本方針に沿い、施設の長寿命化こそ必要です。

世界からヒト・モノ・カネを呼び込み、「強い大都市」をつくるという「リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくり」が推進されているのは問題です。名古屋駅周辺公共空間整備は、笹島交差点から南へ巨大地下通路を整備する事業ですが、25年度は詳細設計などに5887万円余も費やしました。これまでの計画見直しによって事業費が134億円へと膨らんでいるこの事業は認められません。

モノづくり文化交流拠点の金城ふ頭開発の基盤整備も同じ問題をはらんでいます。5千台もの巨大な市営立体駐車場の整備に、25年度は4230万円



政令市の財政力指数 (2013年度決算)



が支出されましたが、建設事業費も当初の100億円から191億円と、倍近くまで膨れあがっています。本来ならこの駐車場を必要とする開発事業者の責任と負担で整備すべきです。

加えて、市長が撤退を表明している木曾川水系連絡導水路事業に対し漫然と支出を続けていることや、需要が見込まれない中部国際空港の2本目滑走路建設促進期成同盟会への負担金が支出されていることも問題です。

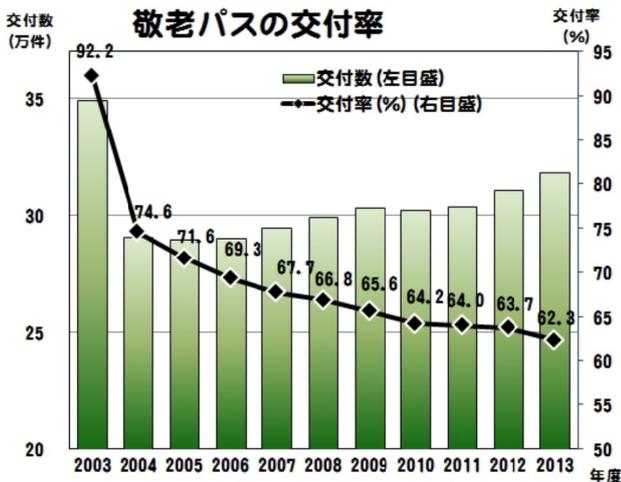
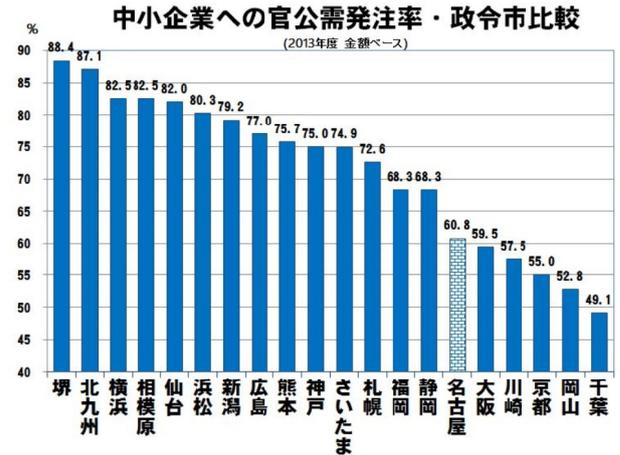
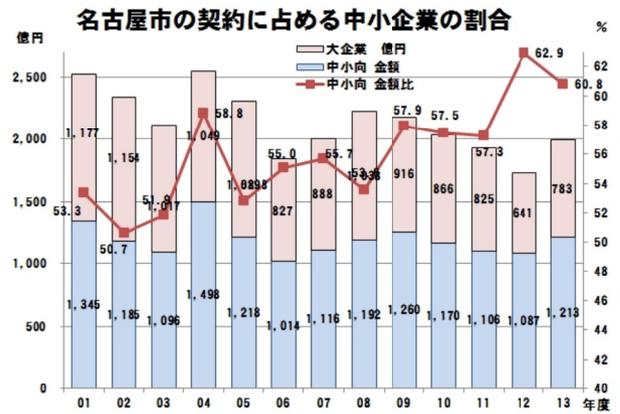
南京発言を撤回し、友好都市との交流を

最後に、南京市との交流についてです。南京友好都市提携35周年の節目の年にもかかわらず、公式代表団の派遣はできませんでした。

河村市長！あなたの「南京発言」の責任は重大です。改めて申し上げます。

すみやかに発言を撤回し、友好都市との交流を進めるべきです。

以上の反対理由を申しあげ、討論を終わります。



2013年度決算認定案に対する会派別態度(10月15日)

決算認定案	結果	態度の派会各						備考	
		共	自	減	公	民	政		諸派
一般会計決算	可決	●	○	○	○	○	○	○	市民税5%減税の影響は110億円の減収。個人市民税が前年比37億円増の1533億円。法人税は法人税減税で前年比72億円減。市税全体では固定資産税20億円増などで9億円の増。市債残高は1兆7742億円。待機児対策などのほか、天守閣木造再建やレゴランドなどの金城ふ頭開発を推進。
特別会計決算	国民健康保険	可決	○	○	○	○	○	○	年度末加入者571,218人351,773世帯。一人あたり保険料は11.3万円→11.6万円。収納率は81.2%→83.1%。資格証明書を4,567件も発行。
	後期高齢者医療	可決	○	○	○	○	○	○	年度末242,604人→248,962人。一人当りの保険料8.6万円→8.5万円。医療費100.4万円→101.9万円。収納率98.9%。
	介護保険	可決	○	○	○	○	○	○	年度末1号特徴454,663人、普通64,004人。要介護・支援認定90,091人→94,937人。収納率96.8%。保険料94,937円
	母子寡婦福祉資金貸付金	可決	○	○	○	○	○	○	貸付:母子1,868件9.5億円。寡婦86件5,327万円。償還率:母子53.7%(+1.6)。寡婦62.7%(+4.1)。
	農業共済事業	可決	○	○	○	○	○	○	農作物加入:水稲1,143戸436ha、家畜1戸640頭、園芸施設48戸74棟。掛金564万円、給付1,909万円。管理費3,585万円。
	市場及びと畜場	可決	○	○	○	○	○	○	本場と北部で青果52万ト、水産物14万ト。南部で食肉2万ト、と畜が大動物8258頭、小動物215652頭
	区画整理組合貸付金	可決	○	○	○	○	○	○	貸付金:2件1億8千万円、償環金:3億円。貸付残高:11.3億円。
	市街地再開発事業	可決	○	○	○	○	○	○	日比野1,849万円で街路整備、鳴海駅前2億3,363万円で用地取得などの市街地再開発。
	墓地公園整備事業	可決	●	○	○	○	○	○	新規貸付時に永代使用料で納付。新規貸付681件。5.2億円。鳴海町のみどりが丘公園整備。6億円で0.08haの用地取得と区画貸付。累計23,840区画(2035年までの目標47,000区画)
	基金	可決	○	○	○	○	○	○	有価証券1,267億円、現金1,046億円。運用金162億円、計2,313億円の13基金の整理。土地8億円と美術品4億円は別。
用地先行取得	可決	○	○	○	○	○	○	公共用地の先行取得に134億円(+35億円)。都市開発用地取得に43億円(+5億円)。156万㎡、1,594億円の土地を保有。	
公債	可決	○	○	○	○	○	○	事業推進のための借金と返済。2,407億円の新たな借金。残高は3兆0,792億円、955億円減。	
企業会計決算	病院事業	可決	○	○	○	○	○	○	病院会計は東部・西部医療センター。診療科、東部25科西部32科。延べ患者数77万人。うち入院は東部498床15万人西部500床15万人。医師東部85人西部90人。看護師東部399人西部424人。9億円の純損失、前年比6億円増益。緑は指定管理。患者13万人入院300床3.8万人。
	水道事業	可決	●	○	○	○	○	○	124万戸に76万㎡/日を給水、有収水量72万㎡/日。純利益16億円。不要な徳山ダムの水利用のため木曽川導水路へ1000万円負担。
	工業用水道事業	可決	●	○	○	○	○	○	108ヶ所(前年比3増3減)に2,229万㎡、1日6.1万㎡を給水。純利益6,885万円。むだな木曽川導水路の負担金500万円(一般会計から161万円)
	下水道事業	可決	○	○	○	○	○	○	汚水処理面積28,770ha。普及率99.2%、処理水量4.2億㎡。有収水量2.6億㎡、10.5億円の黒字。職員1,006人(▲25人)うち処理場やポンプ所に774人▲28人。
	自動車運送事業	可決	●	○	○	○	○	○	○
高速度鉄道事業	可決	●	○	○	○	○	○	○	運転キロ1日189,073km。乗員年間4億4,755万人。1日122万人。定期が5.8%増。給与カット継続。戸閉機等整備の保守点検の委託拡大。敬老バス分70億円。64億円(20億円増)の純益。職員2,765人(▲33人)うち建設改良116人(▲4人)。他に再雇用289人、若年110人の計3164人(▲45人)。停車中に開扉のまま後退するなどの事故も。

○=賛成 ●=反対 共:日本共産党 自:自民党 減:減税日本ナゴヤ 公:公明党 民:民主党 政:民政クラブ 諸派:9会派9人(名古屋維新の会、名古屋市民クラブ、減税日本市志の会、減税日本元祖・庶民革命、地方分権改革会、無所属クラブ、民和会、政和クラブ、創名会)

後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会(2014年8月19日)

平成26年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会が8月19(火)午後1時半から行われました。日本共産党からはわしの恵子議員(名古屋市選出)、木村冬樹議員(岩倉市)、坂林卓美議員(日進市)の3名が広域連合議員に選出されています。2013年度決算認定案や請願結果などの概要を紹介します。

《議案質疑(25年度決算認定案)について》 短期証をなくせ/医療費窓口負担の減免を充実せよ わしの恵子議員



短期証、資格証、 財産差し押さえについて

説明します。平成26年6月末現在の短期保険証交付者は541名、内訳としては、一部負担割合が3割の現役並み所得の方が41名、また、一部負担割合が1

短期保険証の発行状況と未渡しの状況は

【わしの議員】市町村ごとの短期保険証の発行数及び未渡し状態にある短期保険証について、前年度と比べてどうか伺います。

短期保険証は6月末現在で541件、前年6月末より43件増。見渡しは同85件で1件の増

【事務局長】短期保険証の交付件数は、平成26年6月末現在で541件、平成25年6月末現在の498件と比較して43件の増加です。

市町村ごとの短期保険証の交付状況は、件数が多い順に名古屋市が216件、豊田市が49件、豊橋市が38件、岡崎市が36件などで、岡崎市は昨年と比較して減少しましたが、他の3市は昨年と比較して増加しています。

有効期限切れで短期保険証をお渡しできていない方は、平成26年6月末現在で85件、平成25年6月末現在の84件と比較して1件の増加です。

短期保険証発行世帯の所得階層はどうか

【わしの議員】短期保険証が発行されている方の所得、階層別の人数はどのようになっているのか、また、低所得者に対する軽減措置、均等割り9割の対象者についての短期保険証の発行件数について伺います。

**現役並み所得41名、一部負担1割のうち
課税世帯350名、非課税世帯150名**

【事務局長】短期保険証が交付されている方の所得階層別の資料がないので、自己負担割合の区分でご

短期期保険証交付・未交付状況(各年度6月末現在)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
名古屋市	7 (5)	139 (30)	179 (40)	189 (58)	216 (54)
豊橋市		7	27	23	38 (2)
岡崎市	33	19	27	38	36 (1)
一宮市		7	17	15 (1)	16 (7)
瀬戸市	17	21	15	11	8
半田市	21 (4)	16 (6)	16 (5)	12 (5)	10 (4)
豊川市	26	28	48 (3)	52	23
刈谷市	11	7 (1)	9	3 (1)	6 (2)
豊田市	42	35	39	36	49
安城市	3	19 (8)	21 (5)	19	18 (1)
西尾市	2	1			
蒲都市	12 (1)	7 (3)	6 (3)	7 (1)	13 (3)
小牧市	8 (8)	10 (10)		4	10 (2)
稲沢市	1	18	11	11	7
新城市	1 (1)		2	3 (1)	3 (1)
東海市	8 (1)	5	5 (1)	2	1
知多市			4 (1)	3 (1)	7
知立市		5	6 (1)	6 (4)	4 (1)
岩倉市	4	5	1		
豊明市	7	5	6 (3)	3 (1)	4
日進市	3	4	6 (1)	4	1
田原市		7	9 (1)	13	14
愛西市	7 (3)	5	8 (3)	13 (2)	23 (1)
弥富市	1 (1)	5 (2)	3 (1)	4 (2)	4
みよし市	4	4	2	1	11 (1)
あま市	25 (7)	15 (8)	16 (7)	16 (6)	12 (4)
長久手市		4			
東郷町	2 (2)		5	2	1
大治町	5 (2)	8	6 (1)	3	
阿久比町	1				
美浜町	3	2	1		2 (1)
武豊町	5	3	1	2	2
幸田町	3	4	6	4 (1)	2
合計	262 (35)	415 (68)	502 (76)	498 (84)	541 (85)

(注1) 短期保険証の発行は、平成21年8月以降のため、平成21年6月末については0件
(注2) カッコの数字は、有効期間が経過し、未更新となっている件数

割の方のうち、課税世帯の方が350名、非課税世帯の方が150名となっています。非課税世帯の方150名のうち、保険料が9割軽減されている方は、46名となっています。

短期保険証交付者の負担区分内訳(2014年6月末現在)

一部負担割合	課税非課税	負担区分	人数
3割	課税	現役並み所得者	41
		基準収入適用(現役並み所得)	15
一般		335	
1割	非課税	区分Ⅰ・区分Ⅱ(未申告者含む)	150
	計		541

所得が低い人に短期証を発行するな(意見)

【わしの議員】平成25年度に短期保険証の発行された高齢者541人のうち、非課税の方は150人と約3割近くもおられます。そのうち9割軽減の対象の方が46名です。この方たちの年金収入は80万円以下で保険料を払いたくても払えないのではと思います。所得が極めて低い方に短期保険証を発行することは、安心して医療が受けられないという状況を加速するのではないかと懸念をするものです。

短期保険証世帯の生活実態の把握はしているか

【わしの議員】短期保険証が発行されている方の生活実態についてどのように把握に努めているのか。

各市町村で生活状況の把握に努めている

【事務局長】各市町村において被保険者個々のご事情、収入状況等を聞き、生活状況の把握に努めている。市町村に対し、保険証が未交付とならないよう文書による呼び出しを行うとともに、窓口にお越しいただけない方には、電話や臨戸訪問を行うなどきめ細かな対応を行うよう、会議や研修などあらゆる

機会をとらえてお願いしています。

未渡しの方へきめ細やかな対応を(再質問)

【わしの議員】保険証の未渡しも前年とほぼ同じの85件もあるということです。

75歳以上であれば、何らかの疾患を抱えて生活している人が多いのではないですか。また、今年の夏も大変暑くて、特に75才以上の後期高齢者の方の熱中症にかかる率が多いという新聞報道もあります。こんななかで高齢者が安心して医療を受けられるようにすることこそ、広域連合の果たすべき役割ではないですか。

未渡しの被保険者に対する納付相談は、市町村が窓口になっています。

答弁では、被保険者の生活状態を踏まえたきめ細やかな対応に努めるということでしたが、名古屋市の場合は、戸別訪問までとても手が回らないという状況だと聞いています。各市町村がきめ細やかな対応がなされているのか広域連合としてどのように把握し、援助をされているのか伺います。

未更新の多い市町村に訪問して意識を高める

【事務局長】平成25年度には、短期保険証の交付件数や未更新となっている件数の多い名古屋市をはじめとした9市に個別に訪問し、未更新者への対応状況を把握しています。

広域連合から市町村に直接出向くことは、短期保険証の更新業務に対する意識の向上を図る効果があると考えており、今後も未更新件数の多い市町村には訪問し、粘り強く未更新解消に向けて取り組むよう、引き続きお願いしていきたい。

資格証明書の発行状況は

【わしの議員】資格証明書の発行状況についてお聞

所得区分別被保険者数の状況(年度末)

(単位:人)

年度	被保険者数	現役並み所得者※1		一般※2		低所得Ⅱ※3		低所得Ⅰ※4	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
平成21年度	667,728	69,258	10.37	399,078	59.77	103,867	15.56	95,525	14.31
平成22年度	696,054	66,677	9.58	413,088	59.35	115,450	16.59	100,839	14.49
平成23年度	724,297	67,972	9.38	425,965	58.81	124,120	17.14	106,240	14.67
平成24年度	755,704	67,392	8.92	442,990	58.62	134,038	17.74	111,284	14.73
平成25年度	778,651	68,560	8.80	453,019	58.18	142,367	18.28	114,705	14.73

※1 同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の方(収入額に関する一定の条件を満たす場合には、申請により「一般」に該当)

※2 「現役並み所得者」・「低所得Ⅱ」・「低所得Ⅰ」に該当しない方

※3 市町村民税非課税世帯で、「低所得Ⅰ」に該当しない方

※4 世帯全員の各種所得(公的年金は控除額を80万円で計算)が0円の方等

きします。

交付実績はない

【事務局長】資格証明書についての交付実績はございません。資格証明書の交付に際しては、厚生労働省へ事前協議を行うこととなっておりますが、そのような事案についてもございません。

滞納者の財産差し押さえ人数と金額はどうか

【わしの議員】滞納者への財産差し押さえ人数と金額について、25年度の傾向について伺います。

88人、2050万円を差押え、前年が99人、1666万円

【事務局長】平成25年度に実施した滞納処分の実施被保険者数は88人、金額は20,501,237円であり、平成24年度の99人、16,664,787円と比較して、人数では減少し、金額では増加しています。

差し押さえ物件のうちわけは(再質問)

【わしの議員】滞納処分実績は88人で、確かに、前年度から1人減少していますが、差し押さえ金額

保険料の滞納処分実施者数と金額

実施年度	滞納処分	
	人数	金額(円)
2008年度	0	0
2009年度	19	1,804,540
2010年度※	58	13,011,355
2011年度	128	43,634,818
2012年度	99	16,664,787
2013年度	88	20,501,237

※2010年度までの数値は、差押え、参加差押え、交付要求を対象としているが、2011年度以降の数値は、差押えのみを対象としている。(国報告における滞納処分の定義の変更によるもの。)2012年8月の同資料作成後に国の取扱い変更があったため、平成23年度の数値は、昨年度の同資料の数値とは異なる。

保険料の差し押さえ(25年度分)

差し押さえ対象	25年度滞納処分	
	件数	金額(円)
預貯金	70	11,270,735
年金	10	2,734,830
不動産	9	4,806,372
生命保険	4	1,424,300
国税等の還付金	3	265,000
計	99	20,501,237

は2050万1237円と、平成24年度と比較して、383万6450円増加しています。この差し押さえ物件についての内訳を示してください。

預貯金70件、年金10件、不動産9件、生命保険4件、国税等の還付金3件

【事務局長】平成25年度に実施した88人に対する滞納処分件数は96件で、その内訳は、預貯金70件、年金10件、不動産9件、生命保険4件、国税等の還付金3件となっています。

年金を差し押さえでは生活できない(再々質問)

【わしの議員】滞納処分件数96件に対し年金が10件という回答でした。年金というのは、受給者の方が日々の生活の費用として使われるものであり、これを差し押さえると最低限の生活費が不足することになってしまうのではないかと懸念するものです。

そこで連合長にお聞きします。年金は高齢者の命綱です。その命綱を差し押さええてよいとお思いですか。日頃から庶民派を名のり、弱い人たちの味方だといっている連合長の認識をうかがいます。

庶民派を名乗っているわけではない。十分な所得の人だけに差し押さえ(河村市長)

【連合長(河村市長)】私は、庶民派を名のっているわけではなくて、庶民革命を言っただけで、名のっただけではありません。正確にお願いします。

年金ですが、最後の命綱だというのはよくわかっています。聞くところによりますと、一人頭、月に10万円ぐらいの所得は守ってやっていると、それを超えるというか、十分な所得や資産のある人だけにそういうことをしていると聞いておりますので、御理解いただきたいと思います。

医療費の一部負担金の減免について

一部負担金減免の事由別人数と件数は

【わしの議員】医療費の一部負担金の減免について、25年度における一部負担金の免除が27人、269件あったと主要施策報告書に出ていましたが、減免の事由別の人数と件数をお示してください。

すべて災害減免。水害11人、火災10人。東日本大震災で6人

【事務局長】いずれも災害により居住する住宅等に

著しい損害を受けた方への減免となっており、愛知県内における水害による減免が11人、84件、火災による減免が10人、66件となっています。その他、東日本大震災の被災者に対する減免が6人、119件となっています。

一部負担金免除の実績

	免除人数	件数	免除額	備考
2009年度	63人	249人	1,025,441円	
2010年度	24人	83件	236,462円	東日本大震災関連は2011年度になる
2011年度	102人	1,441件	5,420,433円	うち大震災関連は43人、736件、2,013,242円
2012年度	78人	728件	2,031,747円	うち大震災関連は37人、519件、1,504,086円
2013年度	27人	269件	1,526,202円	うち大震災関連は6人、119件、369,975円

低所得を事由とする減免規定を検討したか

【わしの議員】22年4月に医療費の一部負担金の減免制度は見直しが行われ、事業の休廃止、失業などによる収入減や長期入院なども減免の自由に追加されました。しかし、申請者も対象件数も0です。一方で、恒常的に低所得の方については、医療費を支払うことが大変でも減免の対象になっておりません。その方々が、1割負担とはいえ、一部負担金を支払うことが困難で受診することができないということがないように、低所得者を事由とする減免規定を設けることは重要な課題だと思います。検討状況について伺います。

検討していない

【事務局長】一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いに係る国の通知では、「災害により住宅などに著しい損害を受けたこと」、「農作物の不作などにより、著しく収入が減少したこと」、「失業などにより、著しく収入が減少したこと」、「長期間入院したこと」、の四つの事由に限定して、一部負担金の支払いが困難となった場合に、一時的に減免等の措置を行うことができることとしておりますことから、低所得を事由とする減免規定については、検討しておりません。

著しい収入減少による減免該当者数は(再質問)

【わしの議員】医療費の一部負担金減免について、

低所得を事由とする減免規定を設けることは検討していないという冷たい答弁でした。

それではお聞きします。平成22年4月1日に改正を行い、農作物の不作、失業、長期間入院したことなどにより著しく収入が減ったという3つの事由を加えたといいますが、平成25年度の該当者と、平成22年の改正以来、該当となった方は何人おられたのか伺います。

いない

【事務局長】著しい収入減少による減免の申請は、平成22年度の改正以降ございませんでした。

収入減少による減免該当者がいない理由と制度の周知徹底を(再々質問)

【わしの議員】長期間入院したことなどにより著しく収入が減ったことを事由とする、一部負担金の減免の該当者は平成22年度の制度改正以来、ないということでしたが、著しく収入が減った状態が長く続いている低所得の方への支援がないのは問題ではないでしょうか。22年度改正したというものの、使えない制度では仕方ないと考えますがいかがですか。なぜ該当者がいないのか。周知徹底はどのようにされているのか。

広報に努めているが、申請はない

【事務局長】周知は、制度の概要を掲載した後期高齢者医療制度の案内パンフレットを保険証の更新時に全被保険者へ送付するとともに、市町村・医療機関などに配布し、当広域連合のホームページにおいても、減免の基準や申請方法を詳しく掲載しています。

市町村窓口では、災害に遭われたり、収入が著しく減少された場合には、十分に状況の聞き取りを行ったうえで、制度の適用に努めているが、著しい収入減少による減免の申請はこれまでありませんでした。今後とも、市町村と連携をしながら、対象となる方に利用いただけるよう、周知広報に努めます。



《決算質疑》

健康診査事業の受診率向上と、健診結果を生かした 保健指導指導を 坂林卓美 議員 (日進市議)



肺炎球菌ワクチン予防接種 助成事業について

接種した人数は何人ですか

【坂林議員】助成を実施する市町村の数は年々増え、平成23年度が21、24年度が40、25年度には54と全市町村へと広がってきました。2点質問します。25年度の助成事業で接種した人数は何人ですか。また、助成を開始した年度からの累計で、被保険者の何%になりましたか。

平成25年度が755,704人に対して61,308人

【事務局長】ワクチンの免疫効果は5年以上持続するとされ、各市町村では75歳未満の高齢者も対象に予防接種が実施され、今現在この方々が後期高齢者になっている方もあるので接種された方の割合は分かりません。

各年度当初の被保険者数及び助成対象となった接種人数は、平成23年度が696,054人に対して38,467人、平成24年度が724,297人に対して23,653人、平成25年度が755,704人に対して61,308人となっております。

市町村の申請に対して何%の助成か

【坂林議員】25年度までに、市町村の申請に対して

項目 年度	保健事業 件数/金額			
	健康診査	人間ドック	肺炎球菌ワクチン予防接種	協定保養所
2009	190,826人 1,130,046,473円 (受診率 29.88%)	8市町村 24,563,000円	-	5,480人 5,480,000円
2010	205,223人 1,278,921,126円 (受診率 30.73%)	11市町村 28,382,000円	-	7,029人 7,029,000円
2011	220,056人 1,735,346,086円 (受診率 31.46%)	11市町村 34,278,000円	21市町村 121,658,000円	7,391人 7,391,000円
2012	236,634人 1,918,439,878円 (受診率 32.67%)	15市町村 41,412,000円	40市町村 90,120,000円	8,374人 8,374,000円
2013	248,762人 (受診率 32.92%) 2,093,031,193円	15市町村	54市町村	8,426人 8,426,000円

2013年度人間ドック・脳ドック実施市町村 (後期高齢者医被保険者対象分)

実施市町村数	実施市町村名
交付金申請 15	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、新城市、大府市、知立市、高浜市、岩倉市、北名古屋市、弥富市、幸田町
交付金未申請 5	春日井市、西尾市、長久手市、大治町、飛島村
合計 20	

何%の助成ができましたか。

平成24年度は100%、平成25年度は60.96%

【事務局長】平成23年度から開始しており、平成23年度は70.77%、平成24年度は100%、平成25年度は60.96%となっています。

健康診査事業について

治療につながったか

【坂林議員】健康診査は、早期発見し治療につながることを目的に行われています。健康診査の受診率は25年度までの5年間で29.88%から32.92%まで上がりました。健康診査を受診した結果、治療につながった状況はどうなっていますか。

把握しておりません

【事務局長】健康診査の受診データと医療機関への受診情報を連携させることができないため、把握していません。

受診率向上の有効な取り組みは

【坂林議員】健康診査の受診率向上のための市町村訪問で、訪問対象、明らかになった課題と要請した有効な取り組みは何ですか。

「未受診者に対する個別の受診勧奨」や「高齢者が多く集まる行事における健康診査のPR」などを要請

【事務局長】訪問対象は受診率が下落、または低迷している市町村で、現状の把握及び課題の協議を行いました。また、受診率が大きく向上した市町村へも訪問し、受診者が増加した理由など有効と思われる取組内容を伺いました。

その結果、受診率が下落、または低迷している市町村では、「未受診者への再勧奨」や「被保険者への広報」が不十分であると思われたため、受診率が大きく向上した市町村が取り組んでいる「未受診者に対する個別の受診勧奨」や「高齢者が多く集まる行事における健康診査のPR」などの事例についてより一層の受診率向上のための取組として、実施を要請した。

広域連合の健康診査や国民健康保険の特定健診等の効果検証は

【坂林議員】病気ごとの入院患者数や医療費がレセプトから抽出できるシステムになっていないと聞きました。広域連合の健康診査だけでなく、国民健康保険の特定健診や特定保健指導などの効果を検証し進めるために改善が必要だと考えますが、どうお考えですか。

国保データベースシステムの活用を検討中

【事務局長】健診の効果検証は、国保中央会の国保データベースシステムの活用が検討されている。このシステムは、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険のレセプトや健診情報等について、利用・閲覧を目的に開発されたもので、医療費の分析や統計機能の利用は可能となっております。今後、機能追加がされる予定となっております。このシステムを活用し、どのようなことができるのか、その活用方法について検討したい。

技術的にできないのか(再質問)

【坂林議員】健康診査を受診した結果、治療につながった状況についてですが、健康診査と医療機関の受診情報をつなげることができないというのは、技術的なことですか。解決して、できるようにするのですか。

健診情報を国保連の特定健診等データ管理システムを使って管理している市町村は可能

【事務局長】健診情報を国保連の特定健診等データ

市町村別健康診査事業実績(2013年度分。被保険者数は2013.4.1現在) 単位：人・%

市町村名	被保険者数	受診者数	受診率	率の前年比	市町村名	被保険者数	受診者数	受診率	率の前年比	市町村名	被保険者数	受診者数	受診率	率の前年比
名古屋市	242,604	52,051	21.46	△ 0.27	小牧市	13,027	5,356	41.11	0.96	あま市	8,345	3,490	41.82	0.27
豊橋市	39,592	9,200	23.24	0.37	稲沢市	14,606	5,996	41.05	0.92	長久手市	3,260	1,213	37.21	1.27
岡崎市	34,901	21,803	62.47	△ 2.09	新城市	8,415	3,365	39.99	0.09	東郷町	3,298	1,171	35.51	2.90
一宮市	41,060	19,602	47.74	0.35	東海市	9,858	4,915	49.86	1.86	豊山町	1,203	386	32.09	△ 2.78
瀬戸市	15,445	5,454	35.31	1.29	大府市	7,235	2,708	37.43	2.50	大口町	2,018	936	46.38	0.41
半田市	12,031	6,973	57.96	0.92	知多市	8,360	2,965	35.47	0.59	扶桑町	3,766	2,155	57.22	△ 0.50
春日井市	29,032	8,524	29.36	2.13	知立市	5,720	2,268	39.65	△ 0.45	大治町	2,289	723	31.59	1.30
豊川市	19,904	3,937	19.78	0.65	尾張旭市	7,942	2,951	37.16	△ 0.49	蟹江町	3,715	1,417	38.10	△ 0.21
津島市	7,407	2,998	40.48	0.22	高浜市	4,239	2,306	54.40	△ 0.11	飛島村	629	250	39.75	2.01
碧南市	7,800	4,061	52.06	△ 0.44	岩倉市	4,540	1,569	34.56	2.18	阿久比町	2,929	752	25.67	1.00
刈谷市	11,513	5,368	46.63	△ 0.14	豊明市	6,639	2,070	31.18	1.88	東浦町	4,955	2,948	59.50	2.54
豊田市	34,112	9,105	26.69	△ 1.59	日進市	6,849	2,565	37.45	3.77	南知多町	3,464	651	18.79	△ 0.66
安城市	14,959	5,560	37.17	0.30	田原市	8,363	3,425	40.95	1.74	美浜町	2,927	700	23.92	0.57
西尾市	18,813	4,907	26.08	1.51	愛西市	7,892	3,008	38.11	2.03	武豊町	3,918	2,029	51.79	2.20
蒲郡市	10,791	3,810	35.31	△ 0.81	清須市	6,745	1,833	27.18	△ 3.76	幸田町	3,318	1,139	34.33	△ 2.02
犬山市	8,602	3,849	44.75	0.38	北名古屋市	7,306	1,937	26.51	0.99	設楽町	1,616	586	36.26	0.85
常滑市	7,048	2,618	37.15	8.90	弥富市	4,591	1,975	43.02	0.94	東栄町	1,179	457	38.76	△ 0.09
江南市	10,979	5,438	49.53	△ 1.76	みよし市	3,555	1,138	32.01	1.26	豊根村	400	151	37.75	5.34
										合 計	755,704	248,762	32.92	0.25

管理システムを使って管理している市町村では、広域連合の医療情報と連携させることは技術的には可能ですが、独自のシステムで受診情報管理を行っている市町村は連携は物理的に不可能です。すべての市町村と受診情報を連携させることは考えていません。

「受診が必要」などと判定された人数はつかめるのではないですか(再質問)

【坂林議員】健康診査と医療機関の受診情報をつなげることができないとしても、健康診査の結果、「受診が必要」などと判定された人数はつかめるのではないですか。

個人の健診結果と医療情報が突合できなければ困難

【事務局長】個人の健診結果と医療情報が突合できなければ、関連の有無を検討することは困難です。

病気ごとの入院患者数や医療費はわかるようになるのか(再質問)

【坂林議員】国保データベースシステムの活用を検討することでしたが、そうすれば、さきほどあげました、病気ごとの入院患者数や医療費はわかるようになるということですか。活用方法の検討はいつごろの予定ですか。

病気ごとの医療費統計資料など様々な医療費分析が可能だが時期は未定

【事務局長】平成26年2月の本システムの説明会で

は、病気ごとの医療費統計資料を始めとした各種帳票作成機能が紹介されており、様々な医療費分析が可能になると聞いています。しかし、スケジュール通り機能追加が進んでおらず、現時点では利用開始時期も不明であり、活用方法の検討時期もめどが立っていない。

健康診査の結果をつかむべきではないか(再質問)

【坂林議員】健康診査の結果の把握は困難だという答弁でした。困難を克服して、できるようにするという方針はあるのでしょうか。繰り返しますけれども、「受診が必要」と判定された人数は市町村に聞けばわかるのではないのでしょうか。

被保険者の健康状態や、特定健診や特定保健指導が後期高齢者の健康につながることを考えれば、健康診査の結果をつかむべきではないのでしょうか。

そこで、質問します。健康診査の結果を市町村から聞いていないのですか。聞いていないのなら、聞くよう求めますがいかがですか。

国保データベースの活用方法の検討が行えるようになった段階で検討したい

【事務局長】健康診査は、受診後、医療機関への早期受診につなげることが目的であり、市町村には健診受診後の指導までは求めていないので健診結果の報告もいただいていない。

健康診査の結果の把握の必要性は、国保データベースの活用方法の検討が行えるようになった段階で、健診結果の取扱いについても合わせて検討します。

《決算質疑》

ジェネリック医薬品の利用促進／保険料の見直しについて

木村冬樹 議員(岩倉市議)



ジェネリック医薬品 利用差額通知について

対象データの抽出の仕方は

【木村議員】ジェネリック医薬品の利用促進につきましては、新薬の特許期間が過ぎ、同じ成分で安価な後発医薬品の普及を図ることによりまして、患者の医療費自己負担を下げるとともに、医療費全体の

伸びを抑えていくものであります。先発医薬品を利用している場合との差額を通知することで、ジェネリック医薬品の利用を促進することは、当広域連合の運営におきましても、給付を抑える上で大変有効な措置であると考えます。対象データ抽出は具体的にどのように行ったのか。

レセプト情報からジェネリックに変更して一定の効果が見込まれるものを抽出

【事務局長】抽出対象月の調剤のレセプト情報から、生活習慣病など長期にわたって処方が見込まれる薬剤を利用されている方で、ジェネリック医薬品に変更した場合に一定の削減効果が見込まれるものを抽出しています。

具体的には、第1回目の平成25年10月発送分につきましては7月調剤分をもとに、血圧降下剤や高脂血症用剤などを1か月に14日以上処方されている方で、変更した場合の1薬剤あたりの差額が300円以上となる方を、また、第2回目の平成26年3月発送分では12月調剤分で差額が200円以上となる方を抽出しています。

差額の総額はどれくらいか

【木村議員】差額通知した差額の総額はどれくらいになるのか。

差額の総額は2回で約1284万円

【事務局長】第1回目の発送分の差額が約675万円、第2回目の発送分の差額が約609万円、合計で約1284万円です。

調剤料は下がったのか、効果はどうか

【木村議員】調剤料は下がったのか。効果をどう見ているのか。

第1回目発送後6か月間の軽減効果額は786万円。 効果はあった

【事務局長】第1回目の発送後6か月間の軽減効果額は、7,862,604円でした。ジェネリック医薬品の使用率で見ますと、平成25年7月調剤分が39.0%であったのに対し、平成26年3月分では43.0%となり、全体では4.0ポイントの増加でした。そのうち、通知対象者では、13.4ポイントと大きく増加しており、ジェネリック医薬品の普及が進んだものと考えており、差額通知による効果は十分にあった。

長寿・健康増進事業について

特別調整交付金が示されるのが遅すぎないか

【木村議員】後期高齢者医療制度が実施され、各市町村の国民健康保険で実施されている人間ドック、及び脳ドックの補助事業の対象から、75歳以上の方が除外された経過があります。長寿・健康増進事業

は、75歳以上の方が人間ドック、及び脳ドックを受けた場合、自己負担額を除く全額を交付する事業を含んでおり、この事業を受けて、75歳以上の方の人間ドック、及び脳ドックが各市町村で再開されています。私が住んでいる岩倉市でも、2年前から75歳以上の方の脳ドックが再開されました。しかし、そこにたどり着くまで、私がこの問題について、岩倉市議会で初めて質問してから、3年以上かかっています。その大きな理由が国の交付金の通知があるのが毎年7月頃であり、予算が組みにくいというものでありました。

長寿・健康増進事業の財源となる国の特別調整交付金の交付基準が示されるのが遅すぎるとは、ということでもあります。この問題について、当広域連合として、どのような対応を行っているのか、お伺いします。

例年夏ごろに示されており、早く示されるよう要請している

【事務局長】特別調整交付金の対象事業を始めとする交付基準等は、国が事業の実施状況や必要性を勘案のうえ、例年夏ごろに示されています。国に対して交付基準が早く示されるよう要請するとともに、市町村が必要な情報については、事前に国から情報を得て伝達するなど、引き続き、市町村が困らないよう情報を提供してまいります。

特別調整交付金の存続見通しは

【木村議員】長寿・健康増進事業をすすめていく上で、国の特別調整交付金の存続がどうしても必要であります。この国の特別調整交付金の存続について、今後の見通しをどう考えているのか。

今後も継続していく見込み

【事務局長】国の特別調整交付金のうち、人間ドック

協定保養所利用実績(人)

年度	レイクサイド入鹿	松ヶ島	あいち健康の森 ブラザホテル	シーサイド伊良湖	サンヒルズ三河湾	百年草	合計
2009	192	4,167	312	292	408	109	5,480
2010	456	4,968	357	463	653	132	7,029
2011	496	5,136	300	577	710	172	7,391
2012	596	5,459	454	719	972	174	8,374
2013	596	5,630	384	755	922	139	8,426

クや健康診査への助成を始めとする「長寿・健康増進事業」は、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国による財政措置の維持・継続を要望した。国からは、見直しによる効果的・効率的な実施に留意しつつ、今後も継続していく予定との回答を得ています。

業務委託における個人情報保護について

具体的にどのように対応

【木村議員】当広域連合におきましても、いくつかの業務委託を行っていますが、データ入力等業務委託など、被保険者の所得データや受診状況といった極めて重要な個人情報を扱うものもあります。社会的に個人情報の保護が叫ばれている一方で、個人情報法の漏えいや売買といった事件も後を絶ちません。最近でも、通信教育における顧客情報が悪意を持った人物により流出される、といった事件も発生しています。

そこで、業務委託における個人情報保護について、当広域連合では具体的にどのように対応しているのかお伺いします。

作業場所は広域連合事務室内のみとし、外部記録媒体でデータ等を持ち出せない仕組みや、パスワードの管理などで個人情報保護を徹底

【事務局長】個人情報保護は、当広域連合の「個人情報保護条例」等において定めており、業務委託契約の際には、約款の中に「個人情報取扱特記事項」として、「目的外利用・提供の禁止」、「作業場所の特定及び持ち出しの禁止」を盛り込むなど、個人情報保護の対策を講じています。

具体的には、所得データ等の入力、各種申請書の入力内容の確認などを行う「データ入力等業務委託」は、作業場所は広域連合事務室内のみとし、さらに、外部記録媒体でデータ等を持ち出せない仕組みや、パスワードの管理などにより日々の業務において、個人情報保護の徹底に努めています。

保険料の今後の見通しについて

保険料は今後どのように上がるのか

【木村議員】後期高齢者医療制度では、75歳以

上の方の医療費の伸びと人口の伸びを勘案して、2年ごとに保険料が青天井で上がっていきます。この高齢化がピークを迎えると言われている2025年、またそれ以降について、保険料がいったいどれくらいの水準になるのか、国民にとっては大変重要で必要な情報であると考えます。保険料が今後どのように上がっていくのか、当広域連合ではシミュレーションを行っているのか、お伺いします。

保険料の推移（主要施策報告書より）

	均等割	所得割率	1人り保険料	収納率
2009年度	40,175円	7.43%	75,283円	99.26%
2010年度	41,844円	7.85%	76,210円	99.4%
2011年度	41,844円	7.85%	75,588円	99.48%
2012年度	43,510円	8.55%	80,275円	99.47%
2013年度	43,510円	8.55%	79,930円	99.51%

保険料の上昇が予想されるが、シミュレーションは行っていない

【事務局長】医療給付費の増加などに伴い、今後も保険料が上昇することが予想されるが、保険料率の算定にあたっては、医療給付費に加え、被保険者数、葬祭費、保健事業費など多岐にわたる項目の推計値や国係数等が必要となることから、今後の保険料についてのシミュレーションは行っていません。

シミュレーションは必要ではないか（再質問）

【木村議員】保険料の今後の見通しについて、シミュレーションは行っていないということですが、被保険者の今後の負担のあり方、及び当広域連合の今後の運営を考える上でも、シミュレーションは必要ではないでしょうか。医療費の伸び、及び人口動態とは国・県より推計が示されていると思います。2025年、2035年といった10年単位の概算という形でも構いませんので、数学をお示しいただきたいと考えますが、再度、当広域連合のご見解をお伺いします。

改定の都度国から係数が示され先々の保険料率の算定まではしていない

【事務局長】当広域連合においては、保険料率の算定に当たって求めた医療給付費など各項目の推計値

を基に予算編成を行い、項目ごとに進捗を管理しながら事業を運営しているところであり、各項目の推計には一定の正確性が求められる。各項目の推計に当たっては、直近までの実績などを踏まえて行っており、国係数等も、保険料率の改定作業を行う際にその都度国から示されているので、先々の保険料率の算定までは行っていません。

当広域連合も、被保険者の負担について、今後の見通しを把握しておくことが必要であると認識しており、保険料軽減の特例措置の見直しなど国の動向を注視しながら、今後の財政運営期間においても、必要となる財源を確保したうえで、円滑な事業運営に努めたい。

特例の保険料軽減について、国の動向は

【木村議員】保険料の法定軽減のうち、いくつかは特例措置として行われており、いつまで継続されるのか、わからない状況にあります。この特例とされている保険料の軽減について、国の動向はどうなっているのか、お伺いします。

段階的見直しが示され、12月末を目途に方向性が出される

【事務局長】保険料軽減は、低所得者の被保険者均等割額の9割、8.5割軽減及び所得割5割軽減、並びに、被扶養者であった者の均等割額9割軽減が特例措置として講じられ、現在も毎年度の国の予算措置により継続されている。

国の動向ですが、平成22年12月の高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめにおいて「段階的に縮小する。」旨が示され、その後も社会保障審議会医療保険部会において議論が進められ、本年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針20

保険料の減免状況（現年賦課分・事業概要より）

	件数	減免額
2009年度	1,272件	18,307,200円
2010年度	333件	10,183,700円
2011年度	396件(57人)	11,749,600円(1,809,900円)
2012年度	371件(34人)	9,563,600円(1,031,200円)
2013年度	333件(6人)	8,462,900円(380,300円)

() 内は東日本大震災被災者

14」においても、「段階的に見直しを進めることを検討する。」旨が示されています。国からは、本年12月末までを目途に一定の方向性を出す方針が示されています。

被保険者の意見を国に伝える方法や機関はあるのか（再質問）

【木村議員】保険料の上昇や軽減のあり方、及び長寿・健康増進事業の必要性など、被保険者には切実な意見があると考えます。しかし、広域連合は、被保険者から遠い機関であり、議会もすべての市町村から議員が選出されておらず、会期も半日程度で、年2、3回しか開かれませんが、

被保険者の意見が広域連合や国へ伝わりにくい仕組みとなっています。そういった点で、被保険者の切実な意見を国に伝える方法や機関はあるのでしょうか、お伺いします。

懇談会などの意見は全国後期高齢者医療広域連合協議会などを通じ、国に要望している

【事務局長】被保険者代表を委員に含む愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会を設置しており、市町村へ訪問した際にも、被保険者の意見を把握することに努めています。こうして寄せられた被保険者の方々の意見は、後期高齢者医療の事業に反映されるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会などを通じて、必要に応じて国に対して要望している。



保険料の法定軽減の状況（主要施策報告書より）

区分	対象者数(延べ人数)				
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	
均等割額	9割軽減	117,477	123,786	129,045	132,884
	8.5割軽減	89,766	96,553	104,671	111,759
	5割軽減	15,177	15,962	16,873	17,606
	2割軽減	49,357	52,772	58,309	62,696
	被扶養者軽減	85,100	84,562	83,822	82,882
	小計	356,877	373,635	392,720	407,827
所得割軽減	5割軽減	69,265	72,816	77,725	80,687
合計	426,142	446,451	470,445	488,514	

「特別会計決算認定案」にたいする反対討論

保険料値上げ・負担増を押し付け、年金を差し押さえるような制度はやめよ わしの恵子議員



大幅な保険料値上げで高齢者を苦しめている

【わしの議員】平成25年度特別会計決算に対して反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、平成24年4月から値上げされた保険料に基づく決算となっているとともに、後期高齢者医療制度の廃止が先送りされ続けているからです。

75歳以上の高齢者すべてから保険料を徴収し、保険料負担額は制度発足の平成20年度は、愛知県の1人当たりの年額平均保険料は76,388円でしたが、2年ごとの保険料改定により、平成24年度・25年度は前期と比べて4,439円もの大幅値上げが行われ年額79,930円になりました。さらに今年度からは年額82,584円と2,654円の値上げがされました。平成22年からの改定以来、全国47都道府県のなかで4番目に

高い県となってしまいました。

このように、後期高齢者医療制度は、75才以上の人(愛知県は約78万人)だけを切り離して別勘定にし、医療費が増えれば増えるほど負担が増える痛みを高齢者に自覚させるところに根本的な問題があります。

さらに、この4月からは消費税の増税により物価の大幅値上げと社会保障の一体改悪で年金は下がり続け、この3年間で2.5%も下げられます。介護保険料も3年毎の見直しによる値上げが行われています。高齢者にとっては幾重にも負担増が強いられる結果となり、大きな不安のなかで暮らしておられます。

年金を差し押さえるほど冷酷な制度

年齢で高齢者を分断し、差別するという根本的な

2011年度一般会計決算

歳入

区分	決算額	%
分担金および負担金	1,212,155,000	22.95
国庫支出金	236,037,750	4.48
県支出金	18,273,750	0.35
財産収入	963,417	0.02
寄附金	0	0
繰入金	3,719,151,325	70.54
繰越金	86,583,028	1.64
諸収入	1,373,997	0.02
合計	5,272,538,267	100

歳出

区分	決算額	%	備考
議会費	3,431,295	0.07	議会会場借上料1,447,990円など
総務費	908,888,369	17.40	後期高齢者医療制度特別対策補助金192,813,000円
民生費	4,311,310,134	82.53	後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金963,417円
公債費	0	0	
予備費	0	0	
合計	5,223,629,627	100	

2011年度後期高齢者医療特別会計

歳入

区分	決算額	%
市町村支出金	123,850,136,829	17.78
国庫支出金	210,437,988,177	30.20
県支出金	58,406,177,753	8.38
支払基金交付金	286,925,517,000	41.18
特別高額医療費共同事業交付金	129,831,443	0.02
寄附金	0	0
繰入金	3,742,127,376	0.54
繰越金	12,201,814,167	1.75
県財政安定化基金借入金	0	0
諸収入	1,058,373,882	0.15
合計	696,751,966,627	100

歳出

区分	決算額	%
保険給付費	665,796,240,794	98.22
県財政安定化基金拠出金	1,627,000,012	0.24
特別高額医療費共同事業拠出金	129,369,420	0.02
保険事業費	2,093,031,193	0.31
公債費	0	0
諸支出金	8,187,188,894	1.21
予備費	0	0
合計	677,832,830,313	100

この制度の問題が解決されず、25年度の決算を見ても、短期保険証の発行数と未渡し件数、財産差し押さえ件数も相変わらず多くあります。ところが先ほどの答弁では、「年金の差し押さえについても、適切な対応がなされていると考えている」と。この問題は、懲罰的な方法では解決しません。

保険証の未交付を減らすには、対面して納付相談に応じることが一番近道だと思います。さらには、被保険者の皆さんに安心して医療を受けて頂くためには全ての方に保険証を渡すというのは当たり前のことです。そもそも保険証を年に一度届ければ、保険証の未渡しという事態は生まれません。ですから資格証明書はもちろん、短期保険証も原則として交付しないという立場に立つべきであると申し上げます。

低所得者への減免があまりに不十分

また、医療費の一部負担金の減免を低所得の方に適用することについても、「検討していない」という全くつれない答弁でした。22年度から改正したと言われますが、だれも使えないような制度では、改正の名に値しません。

医療費の一部負担金の減免は特殊な場合だけでなく、社会保障のセーフティネットとして拡大する

必要があると思います。

今の制度のままでは、後期高齢者はもとより、これから高齢期を迎える現役世代にとっても老後の不安が募るばかりではないでしょうか。

後期高齢者医療制度は直ちに廃止を

国の社会保障制度改革国民会議は、後期高齢者医療制度については、創設から既に5年以上が経過し現在では十分定着しているといいますが、高齢者の苦しみ、怒りの声を全く聞こうとしてこなかったことが大問題だと考えます。後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、国民を年齢で差別する仕組みの根をきっぱりと絶つこととあります。

弱い立場にある高齢者の命と健康を守ることにふさわしくない連合長だ

最後に連合長は答弁の中で、「庶民派ではない」と言われた。これでは、後期高齢者広域連合長として、弱い立場にある高齢者の命と健康を守るとはふさわしくないのではないかと意見を述べさせていただきます。

以上の点から、制度の存続を前提に執行された決算は認めることが出来ないということを申し上げて、討論を終わります。

《一般質問》

後期高齢者医療懇談会の公募委員選定の見直しを

わしの恵子 議員



懇談会委員の公募方法について

【わしの議員】以前から要望されていた、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の被保険者の代表へ公募委員が加わることになりましたが、無作為の抽出方法では、後期高齢者医療制度の在り方について、意見を述べたいと思う人たちにとっては、応募の機会さえ与えられないということになります。無作為抽出ではなく、広く被保険者全体から公募することが必要ではないかと考えますがお答えください。

すべての被保険者に公募の情報を公平に提供し、公募を行うことは困難

【事務局長】被保険者数は、およそ78万人、すべての被保険者に公募に関する情報を公平に提供し、公

愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会委員(2014年5月1日)

区分	氏名	所属等
被 保 険 者	久木 好子	(公財)愛知県老人クラブ連合会副長 (一宮市老人クラブ連合会副長)
	飯田 展子	(公財)愛知県老人クラブ連合会女性部会副部会長 (大府市老人クラブ連合会副会長)
	杉浦 忠	(公財)愛知県老人クラブ連合会評議員 (高浜市いきいきクラブ連合会会長)
	三溝 芳隆	(公社)名古屋市老人クラブ連合会副会長
	浅倉 靖雄	公募
	水谷 すみ子	公募
医 療 関 係	伊藤 宣夫	(公社)愛知県医師会(副会長)
	内堀 典保	(一社)愛知県歯科医師会(副会長)
	岩月 進	(一社)愛知県薬剤師会(副会長)
保 険 者 団 体	内藤 泰典	健康保険組合連合会愛知連合会(事務局長)
	浦川 昌久	豊橋市(国保年金課長)
経 験 者	井口 昭久	愛知淑徳大学健康医療科学部教授
	田川 佳代子	愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学教授

募を行うことは困難と考える。公募に関する情報を知り得た方も、そうでなかった方も、平等な取扱い

となることを念頭に、無作為に選んだ被保険者の中から、懇談会の委員を選定した。

《一般質問》

頻回受診者訪問指導について

木村冬樹 議員 (岩倉市)



委託先はどこか

【木村議員】当広域連合では、今年度より、医療費適正化の一環として、頻回受診者に対して、保健師等により適正受診の促進のために訪問指導を行う、頻回受診者訪問指導が委託業務として、実施されております。先の当議会第1回定例会でも、予算審議の中で質疑が行われており、国からも積極的に実施するよう要請されていること、平成24年度に全国で29の広域連合が実施していること、指名競争入札により委託事業者を選定すること、3か月連続で月15回以上同じ医療機関を受診している方約2000人の中から訪問指導の必要性の高い500人を選定すること、などのご答弁がされています。委託先はどこに決まったのか、お伺いします。

(株) 全国訪問健康指導協会に委託

【事務局長】指名競争入札により選考をし、その結果、株式会社全国訪問健康指導協会に業務を委託しています。

対象の抽出はどのように行っているのか

【木村議員】対象の抽出は具体的にどのように行っているのか、お伺いします。

3か月連続、月15回以上同じ医療機関を受診している方の中から抽出

【事務局長】訪問指導事業の対象者は、平成25年

医療費実績の推移

	一人当り医療費	一人当り件数	1件当り医療費	1日当り医療費
2009年度	887,039円	28.7件	30,956円	14,225円
2010年度	912,680円	28.3件	32,225円	14,727円
2011年度	924,525円	28.8件	32,096円	15,059円
2012年度	927,431円	29.3件	31,706円	15,412円
2013年度	941,626円	29.7件	31,697円	15,855円

11月から平成26年1月診療分の外来レセプト情報をもとに、3か月連続で月15回以上同じ医療機関を受診している方の中から、訪問指導候補者を抽出しています。その訪問指導候補者に対し、事前に趣旨を説明し、了承が得られた方のご自宅等へ本年6月から訪問をしている。

訪問指導に保健師等の資格は

【木村議員】訪問指導するのは保健師等となっていますが、具体的な資格はどうなっているのか。

保健師、看護師、管理栄養士の有資格者

【事務局長】保健師、看護師、管理栄養士の有資格者となっています。

具体的な指導内容は

【木村議員】具体的な指導内容ですが、個別の病状や事情などもあり、一律に対応はできないと思います。そういった点で、具体的な指導内容はどのようなになっているのか。

受診及び服薬方法の指導や健康意識の向上、健康づくりのサポートなど

【事務局長】医療機関の受診状況や処方薬、生活習慣などを聞き取りをしながら、対象者が病状についてどのように認識しているかを把握したうえで、適切な受診及び服薬方法の指導や健康意識の向上、健康づくりのサポートなどを行っています。

個人情報保護への対応は

【木村議員】事業書が、対象者の病状や受診状況、家族の状況など、極めて重要な個人情報を扱うことになってますが、個人情報保護について、どのような対応を行っているのか、お伺いします。

契約が終了したり解除された後も個人情報保護の徹底に努めている

【事務局長】受託事業者との契約に際し、約款の中に「個人情報取扱特記事項」として、「目的外利用・提供の禁止」、「資料等の返還等」を記載するなど、個人情報保護の対策を講じています。

さらに、委託仕様書の中でデータの管理等については十分なセキュリティ体制を整え、訪問指導を通じて知り得た個人情報等のいかなる情報も第三者に漏らさないこと、契約が終了し又は解除された後も同様であることなどを記載し、個人情報保護の徹底に努めています。

効果をどう見ているのか

【木村議員】効果をどう見ているのか。まだ実施途中の事業ですので、ご答弁が難しいとは思いますが、現時点の当広域連合のご見解をお伺いします。

平成27年度に確認する予定

【事務局長】訪問指導が必要と判定した期間のレセ

プトと訪問指導実施月の翌3か月のレセプトを比較し指導の効果を平成27年度に確認する予定です。

他の広域連合における実績及び効果はどうか (再質問)

【木村議員】この事業をすでに実施している他の広域連合における実績及び効果はどうなっているのでしょうか。

47広域連合中35広域連合が実施(予定)、うち 18広域連合が専門業者へ委託。年間一人当たり 5万円ほどの医療費削減効果があった

【事務局長】昨年度に調査したところ、全国47広域連合中35広域連合が訪問指導事業を実施又は予定をしており、そのうち18広域連合が専門業者への委託でした。効果としては、平成24年度は、年間で一人当たり5万円ほどの医療費が削減されたと聞いています。

市町村別保険給付実績(25年3月～26年2月)

区分	保険給付額合計		葬祭費		区分	保険給付額合計		葬祭費	
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額
名古屋市	7,855,508	229,984,982,470	13,089	654,450,000	岩倉市	124,431	3,628,337,548	285	14,250,000
豊橋市	1,100,563	33,834,216,583	2,245	112,250,000	豊明市	193,034	6,125,840,487	367	18,350,000
岡崎市	1,060,228	29,142,818,645	1,943	97,150,000	日進市	221,630	6,314,295,246	370	18,500,000
一宮市	1,241,717	36,401,834,764	2,431	121,550,000	田原市	232,138	6,138,833,043	485	24,250,000
瀬戸市	469,356	14,538,039,775	875	43,750,000	愛西市	231,280	6,919,859,372	480	24,000,000
半田市	385,924	9,602,879,746	768	38,400,000	清須市	204,863	5,898,313,699	384	19,200,000
春日井市	904,002	25,005,185,317	1,558	77,900,000	北名古屋市	220,048	6,286,367,973	416	20,800,000
豊川市	593,835	16,467,506,484	1,190	59,500,000	弥富市	129,790	3,896,877,149	272	13,600,000
津島市	218,645	6,040,858,124	429	21,450,000	みよし市	94,275	3,153,191,980	209	10,450,000
碧南市	224,412	6,359,571,552	474	23,700,000	あま市	249,341	7,387,893,552	458	22,900,000
刈谷市	294,572	10,266,743,123	659	32,950,000	長久手市	95,166	2,941,095,794	205	10,250,000
豊田市	946,474	28,539,070,845	1,998	99,900,000	東郷町	100,169	3,006,764,755	190	9,500,000
安城市	396,749	11,646,309,188	809	40,450,000	豊山町	36,955	978,908,596	85	4,250,000
西尾市	535,782	14,443,121,016	1,239	61,950,000	大口町	56,860	1,794,024,507	121	6,050,000
蒲郡市	311,690	8,635,833,528	665	33,250,000	扶桑町	119,771	3,184,333,258	218	10,900,000
犬山市	250,483	7,864,224,672	531	26,550,000	大治町	72,395	2,301,420,978	133	6,650,000
常滑市	195,755	5,639,680,755	414	20,700,000	蟹江町	105,014	3,589,849,502	212	10,600,000
江南市	324,353	9,176,008,259	602	30,100,000	飛島村	15,127	476,040,478	56	2,800,000
小牧市	382,963	10,811,170,277	739	36,950,000	阿久比町	97,460	2,260,989,227	188	9,400,000
稲沢市	437,768	12,549,529,702	934	46,700,000	東浦町	147,818	4,255,577,948	262	13,100,000
新城市	192,554	5,368,627,456	465	23,250,000	南知多町	79,148	2,888,393,160	248	12,400,000
東海市	268,521	8,514,512,519	507	25,350,000	美浜町	57,361	2,405,328,186	187	9,350,000
大府市	217,160	5,911,842,050	408	20,400,000	武豊町	120,606	3,175,565,346	237	11,850,000
知多市	245,862	6,622,827,501	492	24,600,000	幸田町	100,957	2,602,628,913	194	9,700,000
知立市	140,210	5,025,173,339	317	15,850,000	設楽町	31,955	994,384,291	80	4,000,000
尾張旭市	262,200	7,219,343,036	413	20,650,000	東栄町	30,191	666,232,378	84	4,200,000
高浜市	103,109	3,256,986,809	262	13,100,000	豊根村	8,458	242,453,086	24	1,200,000
					合計	22,736,636	662,382,698,593	43	2,145,300,000

【後期高齢者医療制度の改善を求める請願書】

「保険料の負担軽減、資格証明書の交付はしないなどは当然の要求だ」

全員協議会での趣旨説明 木村冬樹 議員

低所得者への保険料や負担金の軽減を

【木村議員】請願第3号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願」について、趣旨説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、2008年4月から実施され、7年目を迎えております。2年ごとの改定で、75歳以上の方の医療費の伸びと人口の伸びを勘案して、保険料が値上げされてきております。国の制度による保険料の軽減措置はあるものの、そのいくつかは特例措置であるため、いつまで継続されるのか、わからない状況にあります。

一方、介護保険の3年ごとの改定による保険料の利用料の負担増や高齢者に対する税金控除の仕組みの廃止・縮小、度重なる年金支給額の削減、そして今年4月からの消費税増税など、高齢者の生活は厳しさが増すばかりであります。

このため、請願事項1及び2にありますように、低所得者に対して、国の制度に上乗せするような形で保険料の軽減制度、及び一部負担金の軽減制度を

広域連合独自に設けるべきであります。

「短期保険者証」や「財産の差し押さえ」をやめよ

また、請願事項3にありますように、保険料未納者への「短期保険者証」の発行や「財産の差し押さえ」も、原則としてやめるべきであると考えます。

懇談会の公募委員募集の改善を

後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員につきましては、公募委員が加えられましたが、抽出された方の中からの公募であります。請願事項4にありますように、被保険者の意見をより広く集め、制度改善を国に求めていくべきであると考えます。

葬祭費の支給をもれなく

葬祭費につきましては、各市町村の窓口で申請の説明がされていると思いますが、申告もれがないように、請願事項5にありますように、広域連合としても対応をお願いするものであります。

以上、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、簡単ではありますが、請願第3号の趣旨説明を終わります。

請願第3号

後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

【請願趣旨】

後期高齢者医療制度廃止を求める国民の強い要望にもかかわらず、制度は温存・継続されています。さらに、社会保障制度削減攻撃の下、高齢者への保険料・利用料負担は一層拡大されようとしています。

後期高齢者医療制度の矛盾は拡大しています。愛知県の保険料は、2010年4月の改定で5%、2012年4月の改定で5%、2014年4月の改定では3.28%の値上げがされました。高齢者の負担は限界です。保険料率値上げされた高齢者のみなさんからは悲鳴が上がっています。

生活が困窮している低所得者に対しては、全国一律の制度として保険料減免がありますが、これに上乗せして愛知として独自に保険料軽減をすることが必要です。また、生活困窮者が医療の必要な状態になっても、一部負担金が払えず医療にかかれぬ事態が生まれています。高齢者の医療を受ける権利が保障されるよう、一部負担金の減免制度が必要です。

以前から要望していた、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の被保険者の代表へ公募委員を加えていただき、ありがとうございました。しかし、無作為抽出によるものでは、公募委員として意見を述べたくとも応募の機会すら与えられないこととなります。無

作為抽出でなく、広く被保険者全体から公募することが適当ではないでしょうか。

葬祭費の支給は申請が必要ですが、全国で26府県が申請勧奨しています。愛知県内にも勧奨をしている市町村が一部にはありますが、申請漏れが起こらないよう、広域連合として申請勧奨をすべきです。

私たちは、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めています。後期高齢者のいのちと健康を守る立場から、当面、直ちに次の事項の実現を求めます。

【請願事項】

- 1 低所得者に対し、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- 2 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。
- 3 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産の差し押さえ」は行わないでください。
- 4 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、広く被保険者から公募するよう改めてください。
- 5 後期高齢者医療葬祭費も支給に関して、申請勧奨してください。

賛成討論 (坂林議員)

平均保険料は5年間で7万5289円から7万9930円へと4641円の負担増。お金の心配なく医療が受けられるように、被保険者の負担を軽減することは当然だ

【坂林議員】後期高齢者医療制度の被保険者である75歳以上の人たちのくらしは、どういう環境にあるのでしょうか。

安倍内閣は、ことし4月、消費税を5%から8%に増税しました。物価も上昇しています。年金の給付は下げてきて、今後も下げ続けようとしています。医療では、「適正化」の名による病床削減で病院からの追い出しに拍車がかかると懸念されています。介護では、要支援の人が介護予防給付から地域支援事業に移され、専門職による介護が受けられなくなると懸念されています。特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に制限したり、一定以上の所得があれば、利用料をいまの2倍の2割負担にしようとしています。

「事業概要」によれば、愛知県後期高齢者医療広域連合の被保険者は、市町村住民税非課税世帯の割合が2009年度からの5年間で29.87%から33.01%へと増加しており、低所得の人が増えています。そんな中、一人あたり平均保険料は5年間で7万5289円から7万9930円へと4641円の負担増となっているのです。これは大きな負担増だと思います。

このように、高齢者のくらしは、負担増、給付減の中にあり、請願は「高齢者の負担は限界です」「悲鳴が上がっています」と述べています。私も「年金は下がっているのに、いろいろなものが高くなるのはかなわない」という声を聞いています。

私は、この声に応えるべきだと感じます。国に追随するのではなく、お金の心配なく医療が受けられるように、被保険者の負担を軽減すること。被保険者の声に耳を傾け、取り立てばかりを厳しくするのではなく、給付をもれなく行うことが必要です。

請願事項に書かれていることはいずれも切実な願いだと思います。

議員のみなさん、ぜひとも、この請願を採択していただきますようお願いし、賛成討論とします。

庶民派を名乗るといのは、中身が違うというだけでそのものではない

閉会挨拶 (連合長・河村市長)

【連合長】広域連合議会の定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

(中略)

なお、わしの議員より庶民派ではないという………言われましたが、正確に言ってもらわないかん。あなたが日ごろから庶民派を名乗ってとおっしゃられました。名乗ってというの中身が違うというだけであって、そのものではないということでございまして、ぜひ議会におきましては適切な言葉を正確に使ってもらおうよう申し上げときます。

議員の皆様方におかれましては、引き続き、格別の御指導、御協力を、せつに、お願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。



愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会 (2012年8月24日)

議案	各議員の態度		結果	内容	
	共産党	他議員			
議案第8号	平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	○	○	可決	288千円の補正。事業費補助金や調整交付金の超過交付分を返還する
議案第9号	平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	○	○	可決	12,762,379千円の補正。療養給付費や高額療養費などの清算
認定第1号	平成25年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定	○	○	可決	市町村負担金12.1億円、国庫支出金2.36億円など。事務局長以下派遣職員39名。保養所の利用実績8426人など
認定第2号	平成25年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	×	○	可決	保険者数755,704人。一人当たり医療費927,431円。一人当たり29.3件。保険料80,275円。収納率99.47%。健診実績236,634人、人間ドック実施自治体15。
請願第3号	後期高齢者医療制度の改善を求める請願書(年金者組合・社保協)	○	×	不採択	県独自の保険料軽減を。一部負担金減免を。資格者証を出さないで。

態度：○=賛成 ×=反対

日本共産党の2人以外の全議員は同じ態度でした。請願7号だけは三好の加藤議員も賛成しました。

被保険者数(2013年3月31日現在)									
区分	合計		年齢別		所得区分別			現役並み所得者	
	人数	構成比	65歳~74歳	75歳~	一般	低所得者Ⅰ	低所得者Ⅱ		
名古屋市	242,604	32.10	12,341	230,263	216,815	43,428	53,717	25,789	
豊橋市	39,592	5.24	2,197	37,395	36,529	5,273	7,134	3,063	
岡崎市	34,901	4.62	2,042	32,859	31,774	4,971	5,776	3,127	
一宮市	41,060	5.43	2,417	38,643	38,544	6,533	8,283	2,516	
瀬戸市	15,445	2.04	939	14,506	14,478	2,383	3,184	967	
半田市	12,031	1.59	708	11,323	11,166	1,839	1,887	865	
春日井市	29,032	3.84	1,706	27,326	25,955	4,254	4,919	3,077	
豊川市	19,904	2.63	1,162	18,742	18,615	2,567	3,344	1,289	
津島市	7,407	0.98	416	6,991	7,007	1,185	1,329	400	
碧南市	7,800	1.03	373	7,427	7,164	744	1,024	636	
刈谷市	11,513	1.52	690	10,823	10,085	1,401	1,513	1,428	
豊田市	34,112	4.51	2,385	31,727	31,029	3,648	4,639	3,083	
安城市	14,959	1.98	833	14,126	13,449	1,441	1,915	1,510	
西尾市	18,813	2.49	897	17,916	17,458	1,708	2,270	1,355	
蒲郡市	10,791	1.43	548	10,243	10,177	1,279	1,914	614	
犬山市	8,602	1.14	512	8,090	8,030	1,218	1,148	572	
常滑市	7,048	0.93	302	6,746	6,703	855	1,233	345	
江南市	10,979	1.45	614	10,365	10,249	1,669	1,726	730	
小牧市	13,027	1.72	872	12,155	11,457	1,716	1,927	1,570	
稲沢市	14,606	1.93	832	13,774	13,518	1,967	1,906	1,088	
新城市	8,415	1.11	291	8,124	8,108	788	1,283	307	
東海市	9,858	1.30	570	9,288	8,929	1,461	1,363	929	
大府市	7,235	0.96	410	6,825	6,510	988	952	725	
知多市	8,360	1.11	463	7,897	7,788	1,104	1,178	572	
知立市	5,720	0.76	297	5,423	5,076	772	775	644	
尾張旭市	7,942	1.05	368	7,574	7,123	1,294	1,155	819	
高浜市	4,239	0.56	211	4,028	3,891	487	661	348	
岩倉市	4,540	0.60	254	4,286	4,088	643	730	452	
豊明市	6,639	0.88	399	6,240	6,033	942	901	606	
日進市	6,849	0.91	351	6,498	5,873	988	840	976	
田原市	8,363	1.11	356	8,007	7,926	801	894	437	
愛西市	7,892	1.04	483	7,409	7,528	913	1,003	364	
清須市、	6,745	0.89	337	6,408	6,055	932	1,103	690	
北名古屋市	7,306	0.91	481	6,825	6,443	1,020	1,248	863	
弥富市	4,591	0.61	252	4,339	4,287	481	522	304	
みよし市	3,555	0.47	272	3,283	3,146	397	485	409	
あま市	8,345	1.10	557	7,788	7,730	1,082	1,352	615	
長久手市	3,260	0.43	170	3,090	2,794	438	429	466	
東郷町	3,298	0.44	194	3,104	2,950	457	437	348	
豊山町	1,203	0.16	82	1,121	1,055	113	193	148	
大口町	2,018	0.27	126	1,892	1,812	193	280	206	
扶桑町	3,766	0.50	203	3,563	3,486	459	471	280	
大治町	2,289	0.30	150	2,139	2,039	297	342	250	
蟹江町	3,715	0.49	231	3,484	3,420	492	593	295	
飛島村	629	0.08	22	607	558	73	63	71	
阿久比町	2,929	0.39	146	2,783	2,744	312	347	185	
東浦町	4,955	0.66	254	4,701	4,631	642	740	324	
南知多町	3,464	0.46	151	3,313	3,367	642	603	97	
美浜町	2,927	0.39	159	2,768	2,790	423	450	137	
武豊町	3,918	0.52	255	3,663	3,682	601	565	236	
幸田町	3,318	0.44	207	3,111	3,133	361	420	185	
設楽町	1,616	0.21	57	1,559	1,555	259	413	61	
東栄町	1,179	0.16	44	1,135	1,163	249	344	16	
豊根村	400	0.05	6	394	397	101	115	3	
合計	人数	755,704		41,595	714,109	688,312	111,284	134,038	67,392
	構成比		100	5.50	94.50	91.08	14.73	17.74	8.92

声明・申し入れなど

6月議会以後9月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 北区区民まつり会場での自衛官募集パンフレット配布、並びに陸上自衛隊高等工科学校の募集案内の中止を求める申し入れ (10月24日)

北区区民まつり会場での自衛官募集パンフレット配布、並びに陸上自衛隊高等工科学校の募集案内の中止を求める申し入れ

2014年10月24日

名古屋市北区長 松本 一彦様

日本共産党名古屋市議団
 団長 わしの恵子
 市会議員 岡田ゆき子

10月19日、北区役所・八王子中学校をメイン会場として「平成26年北区区民まつり“きた・きたフェスタ”」が開催され、子どもを含む多くの市民が参加されました。“きた・きたフェスタ”は、「区民相互のふれあいと交流の場」として、区の重要な行事と位置づけられ、区役所職員や区民などとの共同の取り組みとなっています。

しかし、このイベントのなかで、まつりの趣旨にそぐわない、自衛隊員の募集と中学3年生を対象にした陸上自衛隊高等工科学校の案内が行われていました。自衛隊の参加は昨年からはまったということですが、「広報なごや」や自治会回覧板など配られる“きた・きたフェスタ”のチラシからは、自衛隊の出店があることを知ることはできません。

私たちは、東日本大震災や広島土砂災害、御嶽山爆発等で救援活動を行なう自衛隊の役割やその活動の紹介を行なうことを否定するものではありません。

問題は、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務」(自衛隊法第3条)とする、武装した集団であり、戦争放棄と戦力の不保持を定めた日本国憲法の下では、自衛隊は違憲の存在との指摘もあります。さらに、集団的自衛権行使容認の閣議決定に対して、「日本の防衛とは無関係の海外での戦争に自衛隊が参加することは許されない」という批判の声がひろがり、どの世論調査でも「行使容認」反対が半数を超え、224自治体で反対の意見書決議が採択されています。

このように自衛隊にかかわる問題が重大な政治的争点となっている時期に、区民まつりというイベントの中で、18歳未満の子どもを対象に、自衛官の募集や陸上自衛隊高等工科学校の案内を行うことは、甚だ不適切と考えます。

今回、イベントに自衛隊展示コーナーを設けた目的と経緯を明らかにしていただくとともに、来年以降は募集を行なわないよう申し入れいたします。

資料

- 資料1 収支見通しと新年度予算の編成方針 (9月5日)
- 資料2 2015予算に対する要望書 (9月11日)
- 資料3 減税のピラと減税日本の責任を糾弾した決議 (10月10日)
- 資料4 なごやビジョン (10月16日)
- 資料5 新聞記事

資料1 財政収支見通し及び2015年度予算編成について (9月5日)

1 今後の財政収支見通し

(1) 一般会計収支見通し (単位: 億円)

区分	2014予算	2015	2016	2017	2018	
歳入	市税	5,000	4,994	4,970	5,041	5,026
	減税前	5,118	5,108	5,081	5,154	5,141
	5%減税額	△118	△114	△111	△113	△115
	市債	852	705	705	670	660
	うち臨時財政対策債	(350)	(280)	(280)	(280)	(280)
	その他	4,722	4,755	4,819	4,866	4,932
	うち地方交付税	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)
計	10,574	10,454	10,494	10,577	10,618	
歳出	人件費	1,661	1,666	1,660	1,652	1,661
	扶助費	2,708	2,799	2,876	2,962	3,056
	公債費	1,369	1,339	1,334	1,365	1,365
	投資的経費	894	820	824	808	778
	その他	3,942	3,894	3,919	3,911	3,917
	計	10,574	10,518	10,613	10,698	10,777
差引収支	-	△64	△119	△121	△159	

(2) 収支見通しの作成方法

区分	説明
歳入	
市税	平成27年度は直近の経済情勢を勘案して推計し、平成28年度以降は経済財政諮問会議が公表した「経済財政運営と改革の基本方針」で示された名目経済成長率の見通し(3%)等を勘案して各年度の税収の伸びを見込む
市債	歳出に合わせて現行の充当率で積算
地方交付税、臨時財政対策債	地方交付税及び臨時財政対策債(地方交付税の振替分)は、平成26年度予算に消費税率等引き上げによる影響等を勘案し推計し、平成28年度以降も同額
その他	歳出に合わせて増減するもの及び臨時収入は積算し、それ以外は平成26年度予算を参考に推計
歳出	
人件費	退職手当は所要額、その他は平成26年度予算に定昇分等を勘案し推計
公債費	市債発行額に応じ積算
投資的経費	債務負担行為等により事業費が確定しているものは所要額、その他は平成26年度予算を参考に推計
扶助費、その他	債務負担行為等により事業費が確定しているもの、員数の伸び毎により年度毎に増減がある事業は積算し、その他は平成26年度予算を参考に推計

(3) 収支不足への取り組み (単位: 億円)

区分	年度	2010 (参考)	2011 (参考)	2012 (参考)	2013 (参考)	2014 (参考)	2015	2016	2017	2018	
行財政改革の取り組み		185	90	149	67	70	52	94	121	159	
	經常分	156	40	107	30	30	42	84	121	159	
	臨時分等	(29)	(50)	(42)	(37)	(40)	(10)	(10)	(-)	(-)	
歳出の削減		96	25	88	25	27	48 (うち 28取り組 み分 52)	94 (うち 29取り組 み分 37)	121 (うち 30取り組 み分 38)	159 (うち 30取り組 み分 38)	
	内部管理事務等の見直し	43	23	76	20	22					
	うち臨時分等	(-)	(9)	(3)	(5)	(3)					
	事務事業の見直し	35	1	8	3	1					
	公の施設等の見直し	2	1	1	1	3					
	外郭団体に関する見直し	16	0	3	1	1					
	歳入の確保、その他	38	47	48	40	42					
	うち臨時分等	(17)	(40)	(38)	(31)	(35)					
	人件費関係分	51	18	13	2	1					4
	定員の見直し	20	16	12	1	△1					4
其他人件費の見直し	31	2	1	1	2	-					
うち臨時分等	(12)	(1)	(1)	(1)	(2)	(-)					
財源対策		201	37	47	37	25	12	25	-	-	
貸付金の返還		71	37	47	37	25	12	25	-	-	
合計		482	175	242	104	95	64	119	121	159	

(注) 2010~2014年度は予算での対応を掲げた。

一般会計市債現在高年度末見込み	18,478	18,497	18,322	17,931	17,650	17,246	16,849	16,552	16,301
-----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(4) 地方債許可における行財政改革の取り組み (単位 億円)

区分	年度	2015	2016	2017	2018
減税額		△114	△111	△11	△115
うち地方債の許可にあたり対象となる減税による減収額		85	85	86	87
行財政改革の取り組み(累計額)		259	261	181	189
経常分		249	251	181	189
臨時分等		10	10	-	-
2011年度		40			
経常分		40			
臨時分等		-			
2012年度		107	107		
恒常分		107	107		
臨時分等		-	-		
2013年度		30	30	30	
経常分		30	30	30	
臨時分等		-	-	-	
2014年度		30	30	30	30
経常分		30	30	30	30
臨時分等		-	-	-	-
2015年度		52	42	42	42
経常分		42	42	42	42
臨時分等		10	-	-	-
2016年度			52	42	42
経常分			42	42	42
臨時分等			10	-	-
2017年度	経常分			37	37
2018年度	経常分				38

※経常分の行財政改革の取り組みについては、平成26年度地方債同意等基準運用要綱（平成26年4月1日付総務副大臣通知）をふまえ、その効果継続年数を5年間として算定

2 平成27年度予算の財源配分の考え方

以下の経費区分により 一般財源を配分

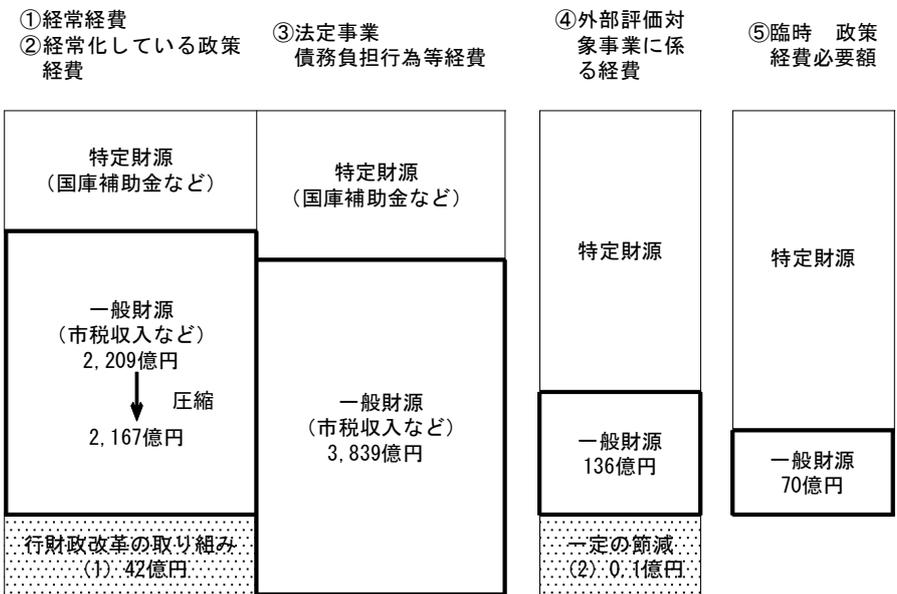
- ①経常経費
- ②経常化している政策経費
- ③法定事業 債務負担行為等経費 → 所要見込額を配分
- ④外部評価対象事業に係る経費 → 要求上限額を設けたうえで、136億円を留保
- ⑤臨時・政策経費必要額 → 70億円を留保

経費圧縮の考え方

(1)

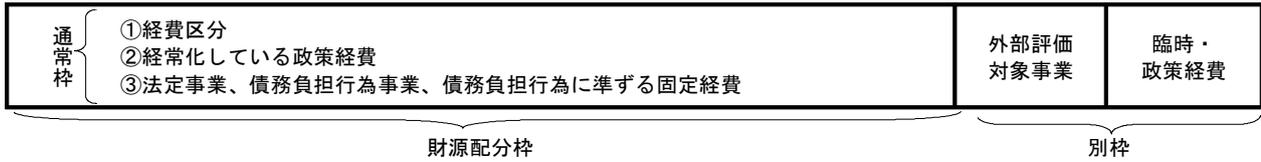
- ・人件費 計画的な定員管理等による削減額
- ・扶助費・圧縮なし
(26 圧縮なし、25 圧縮なし)
- ・維持補修費・圧縮なし
(26 圧縮なし、25 圧縮なし)
- ・貸付金 △5%
(26 △5%、25 △5%)
- ・物件費 △10%
(26 △10%、25 △10%)
- ・投資的経費、補助費等 △10%
(26 △10%、25 △10%)

(2) 上記を踏まえた節減



〈参考〉経費区分について

1 概念図



2 経費区分別の主な事業

	経費区分	主な事業
[通常枠]	経常経費	人件費、庁用経費、施設運営費など
	経常化している政策経費	各種助成制度、ごみ処理経費など
	法定事業	生活保護扶助費、民間保育所措置委託、障害者自立支援制度、児童手当など
	債務負担行為事業	新斎場の整備、本丸御殿の復元工事など
	債務負担行為に準ずる固定経費	公債費、退職手当、国直轄道路事業負担金など
[外部評価対象事業]	外部評価を実施した事業で、市民意見等を踏まえたうえで、個別に判断する事業	
[臨時・政策経費]	臨時・政策的な事業で、各局が通常枠とは別に要求し、個別に査定を行う経費	

資料2 「2015予算に対する日本共産党の要望書」 (9月11日)

市民の暮らしを守るために、来年度予算編成にあたって盛り込むべき切実な市民要求をとりまとめました。真摯な検討をお願いいたします。

さていま、市民の生活と権利を守るために名古屋市政に求められることの第一は、暴走を加速させている安倍政権の悪政から市民の暮らしを守る防波堤となることではないでしょうか。

アベノミクスの幻想がはがれ、消費税が増税などで物価が上昇し、勤労世帯の実質賃金は減少が続き、GDPも大幅に落ち込みました。消費税の10%への増税などんでもありません。日本共産党名古屋市議団の市民アンケートでは76%が「暮らしが苦しくなった」と回答し、その理由に多くの市民が「物価の上昇」をあげています。加えて年金や介護など社会保障の改悪、雇用の不安定化が進行しています。原発再稼働、新たな米軍基地建設、集団的自衛権の行使容認など数々の悪政が市民の暮らしと安全を脅かしています。

悪政からの防波堤として名古屋市政には、リニア頼みの名駅周辺再開発、名古屋城天守閣の木造復元など新たな税金の浪費につながる大型事業を断念し、大企業と高額所得者優遇の「市民税5%減税」も見直して、「福祉日本一の名古屋」と「子育てするなら名古屋」の実現、若者の雇用と中小企業の支援で「働きやすさナンバーワン名古屋」を実現すべきです。予算編成と市政運営の軸足を思いきって市民生活の応援に移すことで、市民の所得を増やして地域経済の活性化をはかる、このことが市の財政も好転させる好循環への近道です。

原発事故は依然として収束の道筋すら見えません。再稼働など言語道断です。地震や津波、高潮への備えはもちろん、広島で土砂災害をもたらした集中豪雨への備えも待たなしです。市民の生命と財産を守るために「脱原発宣言」を行い原発依存から抜け出し、防災・減災と環境重視のまちづくりにこそ力を注ぐべきです。

そして日本国憲法と地方自治の精神を市政の隅々まで活かし、「非核平和都市宣言」を行い、国際交流も活発にして、核兵器廃絶、平和、人権、民主主義を発信する世界とアジアの交流拠点となる「国際平和都市」をめざしましょう。

以下にとりまとめた147項目の要望について、しっかり検討していただき、実現に向けてご尽力いただくことを強くお願いいたします。

(1) 安倍政権の暴走から市民を守るために国へ強く働きかける

1. 消費税の10%への増税は中止する。
2. 福井地裁の判決を重く受け止め、川内原発をはじめとする原発の再稼働は行わない。脱原発・自然再生エネルギーの本格的な導入へとエネルギー政策の抜本的転換をはかる。あわせて浜岡原子力発電所の永久停止と大飯原発をはじめとする福井県の原発群の再稼働中止を中部電力及び関西電力に申し入れる。
3. 医療・年金・介護をはじめ社会保障予算のカットを中止し、憲法25条を踏まえて各制度の充実改善をはかる。
4. 集団的自衛権の行使を容認した憲法に反する閣議決定を撤回し、海外で戦争できる国づくりにつながる法制定をやめる。
5. 地元自治体の意向を無視して強行されている沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設への一切の動きを即刻中止する。
6. 日本の経済主権と国民生活を脅かすTPP交渉から離脱する。

(2) 「福祉日本一の名古屋」を取り戻す

(敬老パス)

7. 敬老パスの一部負担金は値上げしない。65歳から・所得制限なし・利用制限なしの現行制度を堅持する。敬老パス予算は利用状況を正確に反映して算定し、定額補助金化しない。交付率向上の目標と計画を設定する。上飯田連絡線をはじめ名鉄、JR、近鉄など利用できる市内の公共交通機関を拡大する。

(国民健康保険)

8. 国民健康保険料を一人当たり年間一万円引き下げる。
9. 法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減など対象者が把握できる減免は自動適応とし対象者全員の減免予算を計上する。
10. 保険料滞納世帯に対する一律機械的な差し押さえ、資格証明書や短期保険証の発行などによる制裁的な措置は行わない。滞納世帯に対しては国保推進員をはじめ職員によるていねいな納付相談と分割納付の柔軟な運用などで粘り強く解決にあたる。
11. 医療費の一部負担金減免制度を拡充する。
12. 国民健康保険に対する県費補助の復活を県に申し入れる。

(介護保険・高齢者保健福祉)

13. 一般会計からの繰り入れを決断し、介護保険料を引き下げる。保険料・利用料の減免制度を設ける。
14. 要介護認定者が障害者控除の認定を申請しやすいよう必要書類の送付など制度の運用を改善する。
15. 待機者ゼロをめざして特別養護老人ホームなどの施設整備を急ぐ。地域包括支援センターを中学校区単位で設置する。ヘルパーなど介護職員の人材確保と処遇改善の独自施策を講じる。
16. 要支援者の訪問介護・通所介護については引き続き専門職による必要な支援を継続する。新規申請者(利用・認定希望者)についてはもれなく要介護認定を行い、新総合事業への機械的な誘導は行わない。
17. 新総合事業を担う「多様な主体による多様なサービス」は専門的支援の代替としない。総合事業のあり方について住民主体の健康づくり・介護予防活動に取り組むNPOや協同組合をふくむ市民・関係団体と十分に協議を行ったうえで方向性を示す。

(医療・保健衛生)

18. 75歳からの高齢者医療費無料制度を創設する。
19. 70歳～74歳までの医療費負担について市独自の高齢者医療費助成制度を設け、一割負担に戻す。
20. 障害者医療費助成制度をはじめとする福祉医療制度を堅持する。愛知県の福祉医療制度を堅持するよう引き続き働きかける。
21. 自立支援医療(精神通院)の自己負担分を助成する。
22. 無料低額診療を行う市内の医療機関を増やす。
23. 産科・小児科の医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋医療圏の医療供給体制を整備・充実する。
24. 東西二つの市立病院は、救急医療をはじめ災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を充実させ地域医療を支える。病院運営に地域住民が多様な形で参加する仕組みを整える。必要な医療スタッフの確保と定着につとめる。
25. 指定管理者制度が導入された緑市民病院では、救急医療や災害時の医療活動拠点としての必要な医療水準の維持向上に取り組む。地域からの要望が強い産科を復活させる。
26. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンは65歳以上の全年齢での接種を継続するとともに自己負担の軽減をはかる。
27. 小児へのB型肝炎ワクチンの接種費用を助成する。子宮頸がんワクチンの接種に伴う副作用被害を救済する独自制度を設ける。
28. エボラ出血熱、デング熱などの感染症に備え、保健所や生活衛生センターなど公衆衛生部門の体制を強化する。

(高齢者の生きがい施策)

29. 休養温泉ホーム松ヶ島など、高齢者の生きがい施策を堅持する。御岳休暇村も後期高齢者医療の協定保養所として位置づけるよう広域連合に求める。

(障害者福祉)

30. 介護保険が適用となる65歳からの障害者について、介護保険優先でなく、介護保険と障害者福祉のサービスの選択を認め、負担増を防ぐ。重度障害者の介護サービス利用について加算制度を設ける。
31. 「障害者差別解消条例(仮称)」を制定する。相談・紛争解決のための体制づくりを先行させつつ、障害当事者も参加する条例制定検討委員会を立ち上げ、十分な議論の場を保障する。
32. グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに市独自の加算や補助金を増額する。
33. 障害者の移動支援は本人・家族が必要とする時間を支給する。
34. 民間企業での障害者雇用について、就労継続支援事業所もふくめた実態調査を行い雇用環境の改善に努める。雇用確保をふくめ特別支援学校卒業生の多様な進路を保障する。
35. 相談支援事業の運営が補助金の出来高払化で不安定となっている。実態を早急に調査し必要な見直しを行う。相談支援専門員の体制を充実させ負担の軽減をはかる。精神障害に関する相談支援体制を独自に構築する。

(生活保護・貧困対策)

36. ケースワーカー及び査察指導員を一人当たり担当世帯数が国基準となるよう増員する。警察官退職者の配置は見直す。
37. 法外援助を拡充する。とりわけ国による扶助費削減の影響が大きい子育て世帯に対する独自援助施策を復活・強化する。
38. 就労支援については、強迫的でなく寄り添い型で、ていねいに行う。心身の不調をかかえる要保護者にはとくに留意する。

39. 仕事・暮らし・自立サポートセンターなど生活困窮者自立支援法にもとづく諸事業については、生活保護申請の前提ではないことを利用者と職員に徹底する。そのうえで生活保護もふくめた支援機関との連携でセーフティネット機能を高める。
40. 子どもの学習支援事業は保護世帯とひとり親世帯向けの事業を一本化し、対象とする児童生徒の年齢や要件を緩和、拡大する。
41. 「貧困ビジネス」といわれる生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業等について、実態調査を行い必要な改善をはかる。
42. 孤立死対策として各局及びライフライン業者等との連携を強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による水道料金等の未納者に対しては給水停止の前に相談にのるなど必要な対応を徹底する。

(税務)

43. 税務事務所及び債権回収室による一律かつ強制的な取り立てをやめ、納税猶予、換価の猶予、分割納付を柔軟に適用する。
44. 税務課及び納税課の機能を区役所に戻し、税金や保険料など家計と暮らしに関する相談を総合的に行う体制をつくる。
45. 市民税減免の申請期限を延長もしくは撤廃する。
46. 納税者の権利保障を明らかにした納税者憲章を制定する。

(3) 「子育てするなら名古屋」を本気ですすめる

(保育 子ども・子育て支援新制度)

47. 「子ども・子育て支援事業計画」における保育の必要量の確保については、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任が明確な認可保育所の整備を基本に進める。
48. 公私間格差を是正するための民間社会福祉施設運営費補給金制度を維持するなど現行の保育水準を維持・拡充する。
49. 小規模保育事業等の認可基準については、保育士は保育士資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業による格差を生じさせない。
50. 保育料は値上げしない。実費徴収や上乗せ徴収による保護者負担を増やさない。
51. 公立保育所の廃園・民営化計画を中止するとともに、公立保育所を幼保連携型認定こども園に移行させない。営利企業の保育所経営への参入を拡大しない。
52. 学童保育所への運営費助成を拡充する。学童保育所に対しては、市の責任で土地および施設を確保する。
53. トワイライトルームは住民合意がないまま拡大しない。

(児童福祉・療育)

54. 子どもの権利条約となごやこども条例をふまえて、「いじめ」や「児童虐待」の解決にあたる。子ども青少年局と教育委員会が協力して相談と支援の体制をつくる。
55. 障害児の放課後等ディサービスについて実態を把握し、職員の研修や養成、年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。
56. 親子の通院・通園負担の軽減のため、地域療育センターの増設やサテライト施設の新設など新たな計画づくりに着手する。
57. 不登校の子どもたちのための子ども適応相談センターを増設し市内4カ所体制を早期に確立する。
58. 児童相談所の児童福祉司を人口3万人に1人に増やす。児童心理司を増員する
59. 児童館の機能と役割を再整理し、中高生の居場所としての活用をはじめ、子育て支援のための機能を高める。
60. ひとり親家庭への支援をはじめ、子供の貧困対策について改善のための指標を盛り込んだ行動計画を当事者の参加を得て作成する。
61. 18歳まで医療費無料制度を延長する。

(教育)

62. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。30人以下学級を小学校3年生以上に段階的に拡大し、正規教員の増員を基本に対応する。
63. 小学校の小規模校統廃合は保護者や地元の同意がないまますすめない。大規模校による、教室不足などによる弊害を解消するため、学校を新設する。
64. 小中学校給食を無料にする。
65. 就学援助の所得基準を保護基準の1.3倍相当に戻す。就学援助対応事務員を最低でも国基準にもとづき該当校に配置する。
66. 市独自で給付型奨学金制度を高校生対象に創設する。
67. 高等養護学校を新設し、特別支援学校のマンモス化を早期に解消する。
68. 特別支援学級は小学校区に対象児童1人から設置する。発達障害対応支援員の全校配置と発達障害通級教室の全校への拡大をはかる。
69. 臨時教員の正規採用を積極的にすすめる。同一校で欠員がある場合は継続任用を認める。
70. 子ども応援委員会の活動については子ども青少年局にも十分な情報提供を行い、子どもの権利と福祉の視点を活かす。警察官OB(スクールポリス)は配置しない。
71. スクールソーシャルワーカーは市立の小・中・定時制をふくむ高校に配置する。
72. 定時制高校の定員を増やす。
73. 名古屋市立大学への交付金は削減せず、研究と教育の予算と人員を確保する。
74. 図書館への指定管理者制度の導入を拡大しない。

(若者支援)

75. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進をはかる。ユースクエア(名古屋青少年交流プラザ)や子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニートや引きこもり支援、スポーツや文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーション

ンを地域ごとに設ける。

- 76. ブラック企業、ブラックバイト、非正規雇用などで働く若者からのSOSを受けとめる相談窓口を設ける。雇用が不安定な若者への支援を当事者が要求を出し合う場をつくりながらすすめる。
- 77. 市内中小企業等へ就職した若者への奨学金返還支援制度を創設する。

(4) 雇用拡大と中小企業の活性化で内需拡大に貢献する「働きやすさナンバーワン都市」をめざす

(仕事起こし・中小企業支援)

- 78. 市内中小企業を対象とする市職員による500社の訪問調査(チャレンジ500)は、2014年3月末で374か所である。調査を加速させ、とくに小規模企業の実態把握に留意する。調査結果を公開し、施策に反映させる。
- 79. 小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、また中小企業振興基本条例の第13条「小規模企業者への配慮」にもとづき、小規模企業に絞り込んだ振興計画を事業者とともに策定する。
- 80. 中小企業振興基本条例を踏まえて、「産業振興ビジョン」は地域循環型経済をめざす「地域経済発展ビジョン(仮称)」へ発展的に見直す。
- 81. 住宅リフォーム助成制度をつくる。商店のリフォームについても助成する。
- 82. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度をつくる。
- 83. 無担保・無保証で納税要件も配慮した小規模事業者への緊急支援融資制度など市独自の金融支援施策をつくる。
- 84. 下請業者の相談をきちんと受けとめる体制をつくる。
- 85. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し、分離分割発注をすすめる。
- 86. 中小企業向け官公需発注比率を引き上げる。小規模事業者登録制度を設けるなど地元業者の受注機会を増やす。
- 87. 公契約条例を制定し、公共事業・委託事業で働く者の時給を千円以上とする。

(雇用)

- 88. 雇用対策を強化する。産業振興ビジョンにある2015年までに4万人の新規雇用の目標(到達は2013年度まで24801人の新規雇用)を確実に達成し、そのうえで今後の計画を立てる。市長が率先して市内大企業や経営者団体に新卒者の採用拡大などを働きかける。中小企業の後継者対策・人材育成を支援すると共に、新卒者にも中小企業の魅力を伝え採用につなげる。
- 89. いわゆるブラック企業への指導監督を関係機関に働きかける。
- 90. 短期的な就労支援から、正規雇用につながる支援に施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。
- 91. 市職員定数の削減をやめ、教員、看護師、保育士、消防士、ケースワーカーなど市職員の正規採用を増やす。とくにスクールカウンセラーなど相談業務に従事する職員の正規採用をすすめる。官製ワーキングプアとよばれる非正規職員の待遇を改善する。

(5) 脱原発宣言を行い、防災と環境を重視した安全なまちづくりをすすめる

(脱原発・自然エネルギー)

- 92. 「原子力発電からの撤退をめざし、自然エネルギーへ転換する名古屋市宣言」を行う。
- 93. 「自然エネルギービジョン(仮称)」を策定し、自然エネルギーの導入目標を明示し、普及と開発のためにあらゆる手立てを尽くす。市民の力で太陽光発電等をすすめる「市民発電所」づくりを支援する。
- 94. 大気や食品などの放射線を測定できるように放射線測定機器を各保健所に備えるとともに、衛生研究所の機能と体制を強化する。

(防災)

- 95. 袋井市の「命山」のような人工の高台＝丘をゼロメートル地帯に設ける。
- 96. 津波避難ビルの指定拡大を進める。避難対象者に対する津波避難ビルの充足状況を市として把握し指定を促進する。津波避難ビルに対する固定資産税減免制度の早期活用をはかる。津波による浸水予想地域での新たな高層建築物には津波避難ビルとしての機能を義務づける。コミュニティセンターは3階建以上に順次建て替える。
- 97. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など水際の防災施設の総点検を行い、構造物の耐震化や地盤の液状化対策など必要な補強改修を急ぐ。液状化対策に取り組む特別の体制を組み、地域の同意を得て、具体的な対策を試行していく。
- 98. 丘陵部の宅地の危険性の検証結果をふまえ、必要な対策を具体化する。
- 99. 土砂災害危険地域 警戒区域の総点検を行い、必要な開発規制と安全対策の構築を急ぐ。
- 100. 実践的な防災訓練、避難訓練を各地域で行い、地域の防災マップづくりに住民主体で取り組む。NPOなどとも連携しながら地域の防災リーダーを育てる。港防災センターの機能を高めるとともに名古屋大学減災館などとの連携を強化する。
- 101. 高齢者や障害者などの避難誘導計画を具体化する。災害時要援 護者リストに支援を希望する希小難病患者や手帳をもたない障害者なども加える。
- 102. 福祉避難所の設置を拡大し、避難所のバリアフリー化をすすめ、避難所における施設整備の状況を市のHP等で情報公開する。
- 103. 新たな被害想定による浸水予測も踏まえて避難所や防災拠点の配置を再検討する。防災拠点でもある水道営業所などの統廃合は行わない。
- 104. 民間木造住宅の耐震診断および改修工事への助成制度をさらに拡充する。家具転倒防止をNPOや市民の力も活かして促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体をNPOなどの市民団体へ拡大する。
- 105. 上下水道管の耐震化及び老朽化対策をすすめる。災害時のライフライン確保のためにも水道事業などの直営を堅持する。

106. 集中豪雨による道路冠水、住宅等への浸水対策を強化する。浸水・冠水多発地域の住民を対象にした水防訓練を行う。緊急時に住民へ土のう等を提供できる体制を整える。建物等からの雨水流出防止対策の強化とともに道路清掃の充実など側溝と下水管の詰まりの点検改善に取り組む。
107. 消防職員を少なくとも「消防力の整備指針」にもとづく必要人数まで増員する。
(環境・公害)
108. 「低炭素都市2050なごや戦略」で掲げたCO₂を2020年までに25%削減(90年比)する中期目標の達成を明示した「地球温暖化対策条例(仮称)」を策定する。
109. 「弥富相生山線」建設の是非については、住民意向調査を踏まえて市長が速やかに判断する。その際には、再開・中止それぞれのデメリットへの対応策も示す。
110. 住民合意も必要性もない都市計画道路「高田町線」「山手植田線」「八事天白溪線」の建設計画を廃止する。
111. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。
112. 大気汚染の常時監視測定局を増設するとともに、すべての測定局で微小粒子状物質(p m_{2.5}等)の測定ができるようにする。
113. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率30%目標を早期に達成する。
114. 環境アセスメントの対象となる事業の種類を拡大し、規模要件を引き下げる。
115. 名古屋都市高速道路については騒音・振動・大気汚染などで環境基準・環境保全目標を厳守し、環境非悪化の原則を厳格に貫く。建設工事が始まる名古屋環状二号線名古屋西南部事業については、沿線住民へのていねいな情報提供と必要な公害防止対策を行うことを関係機関に働きかける。
116. 沿道環境改善策として名古屋南部地域の国道23号線で始まった大型車に中央より走行を要請する。「国道23号線通行ルール」の徹底を市として支援する。

(6) 身近な生活圏と公共交通の充実で暮らしやすいまちづくりをすすめる

(買い物・文化)

117. 近隣の商店・スーパーの撤退などにより高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」を市として把握する。また、困難地域において、民間事業者や商店街、NPOなどによるミニ店舗や移動販売、お買いものタクシーなど買い物機会の提供にかなげる取り組みを支援する。
118. 演劇、音楽、絵画など様々な市民の自主的な芸術文化活動を支援するために、創作団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く場をつくり、芸術文化関係予算と支援体制を計画的に拡充させる。市民芸術祭の予算を復活させる。
119. 予算削減が続く「子ども巡回劇場」などへの市負担金を増額する。経済的に困窮している家庭でも子どもが生の文化に触れる機会が持てるよう市として助成制度を創設する。

(市営住宅・居住福祉)

120. 市営住宅の駐車場使用料の値上げは中止する。減免対象を福祉向け住宅入居者等に拡大する。
121. 高い倍率となっている市営住宅戸数を計画的に増やす。
122. 老朽化した住宅の建て替えを推進する。建て替えが困難な老朽住宅については総合的なリフォームを行い、子育て世帯の入居を促進する。
123. マンション等の集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化についても住宅リフォーム助成の対象として支援する。
124. 高齢者世帯や新婚家庭などを対象にした家賃補助制度を創設する。

(公共交通・自転車利用)

125. 交通局のあいづつぐらブル・ミスについては、現場職員の声をよく聞いたうえでその原因を総合的に分析し、抜本的な改善プランを作成する。
126. 市バス路線を、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実する。
127. 市バス営業所や地下鉄駅務の外部委託をやめ直営を堅持する。嘱託職員ではなく正規雇用の職員を計画的に増員する。
128. 自動車利用と公共交通の割合を「7 : 3」から「6 : 4」に引き上げる目標を引き続き堅持(現在64 : 36)し、公共交通の充実を図る。
129. 自転車駐車場有料化を見直し、自転車専用レーンを拡大するなど、自転車走行の安全性を高め、環境にやさしい乗り物として自転車を位置づける。
130. 地下鉄各駅にホームドアを計画的に設置する。

131. 名古屋駅と金山駅など一日乗降客が10万人を超える主要駅について、名鉄やJR、近鉄に対してホームドアの設置を強く働きかける。

(7) 市政運営の基本を大型開発と大企業優先から市民が主人公に転換する

(リニア中央新幹線)

132. JR東海のリニア中央新幹線建設計画は国民的要望も必要性もなく、環境への負荷も計り知れない。計画中止をJR東海に申し入れる。国に対し工事実施計画を認可しないよう求める。

133. JR東海は市主催の環境アセス説明会にも出席せず、沿線住民に対する情報提供は全く不十分である。環境や健康への悪影響、立ち退きへの不安などを抱える沿線住民への説明会開催など、JR東海が説明責任を果たすよう市として申し入れる。

134. 名古屋市など沿線自治体から環境アセスメントで指摘した事項についてJR東海からは十分な回答がなされたとは言い難い。あらためて市の指摘事項への回答をJR東海に求める。

135. 用地買収などJR東海が行うべき仕事を肩代わりしない。

136. リニア開業を前提にした名古屋駅周辺の大規模開発推進を見直す。笹島の巨大地下通路建設は中止する。

(ムダな大規模開発の中止・見直し)

137. 名古屋城天守閣の木造復元、あおなみ線でのSL定期走行、中部空港二本目滑走路、名古屋港の国際バルク戦略港湾にもとづく新たな埋め立てと大水深岸壁建設など、不要不急の大規模事業は行わない。

138. 金城ふ頭開発に伴う財政負担の増大が懸念される。金城ふ頭の巨大立体駐車場など開発に起因する基盤整備については関連企業にも応分の負担を求める。国際展示場の建て替えについては過大・過剰な計画とならないよう留意する。

139. 木曾川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。

(市民税減税の見直し)

140. 大企業・高額所得者優遇の市民税5%減税は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体を進める「行革」のテコにされている。5%減税は抜本的に見直し、福祉・くらし充実のための財源を確保する。

(市政運営)

141. 地域委員会は、市の行政責任を住民に転嫁する福祉の「民間化」の受け皿にしてはならない。7地域でのモデル実施の取り組みを検証しつつ、住民自治の発展方向を探求する。

142. 議員等からの不当な要望・働きかけを防ぐ「職員の公正な職務の執行のための条例」を制定の経緯を含めて市民に周知し徹底をはかる。

143. 議会基本条例を尊重し、議会報告会や議会広報の増ページなど必要な予算措置を講じるとともに、任期中一回の慣例的な議員の海外視察は予算化しない。

144. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには原則として公募市民枠を設ける。

145. 男女平等参画推進条例にもとづく施策を各分野で推進する。とくに市の各種委員会・審議会などでの女性比率が減少している。現在の34.8%から速やかに50%まで引き上げる。

(平和行政)

146. 市長の南京大虐殺否定発言を撤回し、侵略戦争と植民地支配への真摯な反省を前提にした友好都市交流を進める。

147. 「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。非核平和都市宣言を行う。名古屋港の軍事利用に反対し、非核証明がない艦船の名古屋港入港は認めない。名古屋空港の基地機能強化に反対し、市街地での行軍訓練中止を自衛隊に申し入れる。中学校の自衛隊基地での職業体験を直ちに中止する。

資料3 減税日本のピラと責任を追及する決議 (10月10日)

委員会審査の混乱の責任を糾弾するとともに、正常な委員会審査の回復を求める決議

2014年10月10日
総務環境委員会

このたびの9月定例会、25年度決算審査のさなか、減税日本ナゴヤの一部議員は、自ら提案し、賛成した地域委員会に係る附帯決議について、あたかも提案者になっていないと受け取られかねない内容のピラを市内5区(名東区、緑区、守山区、瑞穂区、南区)で配付した。そればかりか、このピラには、地域委員会に対して減税日本ナゴヤ議員の思いなどという都合のいい解釈と思い込みを市民に与えかねない、明らかに事実と異なる記載が数多く見られた。さらに、当委員会所属の減税日本ナゴヤ団長は、それまで、一部の議員による編集・発行と説明していたが、決算審査の意思決定を迎える段に至って、これまでの説明を疑わせる新たな事実が発覚するなど、さらに市民の信頼を失墜しかねない事態にまで至ってしまった。

このような委員会審査における行為は、自らの議決を否定し、目下開催中の決算審査を混乱させるものと言わざるを得ず、これまでの本市会の委員会審査に対する信頼を著しく失墜させるものである。

よって、減税日本ナゴヤによる委員会審査の混乱の責任を糾弾するとともに、正常な委員会審査の回復を求めるものである。

以上、決意する。

(参考)

減税日本のピラ



「非公開の理事会」を知っていますか？

なぜ減税日本は三大公約にこだわるのか？

「減税日本」は、市民の声を代弁する地方議員の責任が問われる。...

政治は数、数は力？

「減税日本」の理念を裏切ることになるのでなく、市民の声を代弁する地方議員の責任が問われる。...

日本ナゴヤ誕生からの名古屋市政の取り組み

「日本ナゴヤ」の誕生は、市民の声を代弁する地方議員の責任が問われる。...

「非公開の理事会」を知っていますか？

「減税日本」の理念を裏切ることになるのでなく、市民の声を代弁する地方議員の責任が問われる。...

(参考) (ピラの内容についての議運理事会での経過説明)

議会運営委員会理事会 御中

ピラに対して頂戴したご質問に回答いたします。

平成26年10月9日

質問項目	回答	
ピラに対して	会派として、ピラの発行を容認したのか、5人が勝手に発行したのか？…「減税日本ナゴヤ」の表記の下に発行者5人の表記がある	「議員5人の責任で作成したものです。
政治は数、数は力？について	「数は力」という考えに対する減税日本ナゴヤの認識？…市長は過半数を目指していたが、現実問題、組むことについて減税日本ナゴヤはどう考えるのか	政策を実現するために、組むことが必要な場合もあると考えます。
	「本来組むはずのない自民・公明・民主+α…」と記載した趣旨は？	「リコール活動～40名以上」までを削除します。
議員報酬800万円について	中村議員、黒川議員について、「2月定例会会期中は減税日本ナゴヤ所属として扱われていた」、「H26.3.28議会において、両議員の会派離脱届が受理される」と表現した意図は？…減税からは3.28に届け出があり、「扱われていた」という表現は誤解を生じ、即日受理している	会派除名を26年1月30日に行っているため、このような表現となりました。
	問い合わせ先として、法制課の電話番号を掲載した理由は？…政治は数、数は力？」に書かれたことを法制課に聞けるように受け取られる	パブリックコメントの説明を記載します。
地域委員会について	全会一致で特例条例を議決したにもかかわらず、「残念なこと」と、無理矢理可決したと受け取られかねない表現をした真意は？	会派として恒久化を目指していたので、このような表現となりました。
	「手が上がるも実施されなかった学区」の例	「手が上がる」＝「申請書が受理された」という認識ではなかったため、誤解を招く結果となりました。この部分は、「地域委員会を立ち上げたいという市民もおみえになりました。」と訂正させていただきます。

続き

	質問項目	回答
地域委員会について	減税日本ナゴヤが附帯決議の共同提案者になっていないと受け取られかねない表現をした真意は？	間違いでしたので削除します。
	「学区連絡協議会が反対したら、申請すら出来ない」という、学区連協を冒涇していると受け取られかねない表現をした真意は？	学区連協との協議が必要なことを踏まえ、このような表現になってしまいましたが、誤解を受けた点を深く受け止め、下記のように訂正します。「学区連協との協議を深め、申請に結び付けるようにしたい。
	付帯決議の注意書きについて、「それに阻まれることもある」と表現した真意は？	「阻まれる」は間違いでしたので、この部分は削除します。
	減税日本ナゴヤが「議案提出権」を行使しようとした事例	平成23年4月 議員報酬800万円条例の提出。
	さきの本会議で表決権を放棄しておきながら、議員の重大な職務上の責任を遂行するための主要な権限として表決権」と記載した意図は？	地方自治法で定める議員の職務の例としてあげました
	「議案提出権」、「表決権」の行使に理事会の承認は不要だと思うが、それに対する減税日本ナゴヤの見解と、議事日程の手続き等を決定・確認している理事会・議運の役割に関する減税日本ナゴヤの認識は？	議運・理事会は、議会運営に係る事項等を協議するために設置されているものと認識しています。
	「『理事会』での承認が基本的に必要」との記載に関し、「議案提出権」、「表決権」の行使に当たって、承認・不承認に遭遇した具体例は？	具体的な例はありません。承認は訂正して協議に変えます。「非公開の理事会の発言や決定が重視されています」は削除します。
	「多数派工作が行われれば市民の代表としての意見が潰され、少数意見を尊重するという民主的な議会運営が損なわれる可能性がある」という記載の真意は？	削除します。
	多数派工作によって市民の代表としての意見が潰された具体例は？	ありません。
	手続的には少数の意見は尊重されていると思うが、「少数意見を尊重するという民主的な議会運営が損なわれ」た具体例は？	具体例はありません。
『非公開の理事会』を知っていますか？、について	「同意を求められ深夜にまで及ぶことができました」との記載について、それを裏づける事実は何？いつの理事会で、どういう問題について同意を求められたか	一例として、受任者名簿の目的外使用についての請願についての決議文の発議について同意を求められた。(平成25年12月4日)
	「そこには議会リコールで誕生した減税日本ナゴヤによって、議員報酬800万円になった事への思いがあるのでしょうか」という記載の真意は？	削除します。
	理事会が「調整の場」としての「本来の目的」を果たしていない具体的事実は何？	具体例はありません。削除します。
	「『具体的な政策の最終決定』と『行財政運営の批判と監視』が達成できるよう懸命に努力することが議員の本来の仕事だ」という部分と「理事会の非公開」の記述との関係は？…理事会が非公開だから、議員本来の仕事ができないと言いたいのか	一般論として、『具体的な政策の最終決定』と『行財政運営の批判と監視』が達成できるよう懸命に努力することが議員の本来の仕事だと考えています。
	「より良い名古屋となるよう現状を変えなくてはなりません」という記載について、「現状」とは非公開の理事会のことを指すのか、その他にもあるのか？	削除します。
	「今後も…『非公開の理事会』の『公開』を目指したい」とあるが、以前提出された同趣旨の請願に紹介議員の署名をしなかった理由は？	会派のコンセンサスが得られていなかったためです。削除します。
	理事会の公開について、これまでどのような働きかけをしてきたのか？…「今後も私たちは、『非公開の理事会』の『公開』を目指したい」という記載は、今まで何回も言っていたように受け取られかねない	会派として何も働きかけはしていません。
	なぜ、田山幹事長は「非公開の理事会」に出席しているのか？なぜ、「理事会の公開」について言及しないのか？	会派としてコンセンサスが得られていないので、言及していません。
	図に、予算と条例が議運に提案と矢印で表記されているが、市長は本会議に提案するのであり、なぜこういう理解をするのか？	ウェブサイト等で訂正させていただきます
	理事会の傍聴に関する問い合わせ先はないはずなのに、なぜここに市会事務局総務課の電話番号を記載したのか？…理事会の傍聴について、事務局に答えさせるつもりか、減税日本ナゴヤが答えるべきではないか	「上の記事とは関係ありません」というコメントを記載します

続き

質問項目	回答
「減税日本ナゴヤ誕生からの名古屋市政の取り組み」について	どういう意図でこれらの事業を掲載したのか?…全て減税日本ナゴヤが政策的にやったと言いたいのか、読んだ人はそういう捉え方をする
発行について	田山幹事長は最終的な原稿を見ていないということか、発行することは知っていたのか、携わっていないのか?
	このピラは写真が掲載されている5人の責任の下に作成されたのか?
	この5人以外の他の団員は、このピラに関与していないのか?
	このピラはどれだけ刷って、どれくらい配布したのか?
	このピラが配布されたのは5人の選挙区だけか?
	5人以外の団員は、このピラを見てどう考えているのか?

以上、回答いたします。

減税日本 団 長 鹿島としあき
幹事長 田山宏之

(別紙)

質問項目	回答
会派の責任及び公党としてどう考えるか?	今回の広報誌に関しては、名古屋市の議員及び関係各位に多大のご迷惑をお掛けしたことに深くお詫び申し上げます。5人の団員により、自分たちの思いを述べた広報誌ではあるものの、一部表記に誤解を招いたり、事実と反する事項も見られたことに、会派としての責任を痛感しています。今後はこのような事態を起こさないことと、訂正記事等を、当会派ホームページ等で記載し、市民に正しい情報をお知らせします。名古屋市の一公党として、市民に信頼され親しまれる会派運営に心がける所存でございます。
5人の責任について	今回のような議会で混乱を与えた5人の責任は重きものと受け止めています。よって、近日開催される団会議に於いて、処分は決めたいと思っています。まずは、記事訂正を含め、議会及び市民の方々に対し信頼回復に努めるよう指示してまいります。
どこに何枚配布したのか? 配布の現状は?	名東区 67,000部、緑区 70,000部 守山区 60,000部、瑞穂区 42,000部、南区 50,000の配布予定でしたが、現在、何部配布されたか調査中です。また、10月8日配布の中止指示を出しましたが、9日になっても一部地域で連絡が付かず、配布された地域も認められました。10月9日の時点では、全ての配布を止めるように団長からの指示をしております。
平成26年10月9日 減税日本 団 長 鹿島としあき 幹事長 田山宏之	

資料4 市民本位の「なごや改革ビジョン」 (10月15日)

一、日本共産党を伸ばして安倍政権の暴走ストップ、市民のみなさんの暮らしと営業、雇用を守る市政を

安倍政権の消費税増税・社会保障解体路線は、庶民の暮らしを直撃しています。日本共産党名古屋市議団が3月からとりくんだ、市政アンケート調査(回答者約4900人。10月14日現在)では、76%の人が「生活が苦しくなった」と回答しています。「年金は減る一方なのに、負担ばかり増えて困る」「これ以上消費税が上がったら生活出来ない」などの悲鳴が寄せられるとともに、安倍政権がねらう消費税率10%への再増税について、約8割の人が「反対」「5%に戻すべき」と答えています。

国保料や介護保険料・利用料の軽減、医療体制の充実を求める声もたくさん寄せられています。

それでは、こうした市民の切実な声に、河村市政はこたえているのでしょうか。

河村市政はこの間、「行革」の名のもとに福祉・市民サービスを切り捨て、消費税増税分を公共料金に上乗せするなど、市民の願いに背き続けてきました。それを、自民・公明・民主・減税などの事実上の「オール与

党」が支えています。その一方で、中部財界いいなりに、リニア中央新幹線計画を「起爆剤」にした名古屋駅周辺再開発など、不要不急の大型開発をおしすすめています。過大な需要予測、財政負担、環境への影響、在来線へのしわ寄せ、エネルギー浪費など様々な問題を抱えるリニア計画は中止すべきであり、これを前提とした再開発構想もきっぱり断念すべきです。

河村市長も、それを支える減税や自民、公明、民主も、安倍政権の暴走から市民を守ることはできません。

国の政治でも、地方政治でも、安倍政権の暴走と真正面から対決し、国民の立場に立った対案を示し、その実現へ国民のみなさんと共同を広げる日本共産党の議席を伸ばすことが、市民のみなさんの暮らしと営業、雇用を守る確かな力になります。

二、「228万市民が輝く、なごや改革ビジョン」を提案します

日本共産党が行った市政アンケートでも、市の施策に求めることの第一は「ムダな公共事業の削減」です。S L走行や1000mタワーなど、派手なイベントや巨大なハコモノで一過性の人寄せをする市長のやり方に、市民の大きな批判が広がっています。

いま求められているのは、「名古屋に住んでいてよかった」、「名古屋は住みやすい」と思えるような、いのちと暮らし、雇用を守る施策を充実させることです。その財源は、リニア頼みの駅前再開発など大型開発の見直し、巨大な儲けをあげている一部の大企業と高額所得者優遇の「減税」をやめることでつくりだすことができます。また、開発型公共事業の押し付けなどで地方財政を悪化させた国にたいし、しっかり責任を果たすよう求めていきます。

日本共産党は市民の暮らし・福祉最優先の新しい市政への転換をめざす、「228万市民が輝く、なごや改革ビジョン」を提案します。

(1) 「福祉日本一」「子育てするなら名古屋」を実現する改革プラン

河村市長は、大企業や富裕層に手厚い市民税「減税」の一方で、「減税」による税収減を口実に、介護保険料の大幅引き上げや市営住宅の駐車場使用料を値上げしました。子育て世代の願いに背を向け、市立保育園を廃止・民営化し、認可保育園の運営についても、営利企業に門戸を開きました。

また、水道・下水道料金、バス・地下鉄料金への消費税増税の転嫁、公立高校授業料無料制度への所得制限の導入による負担増、70歳からの医療費窓口負担の1割から2割への引き上げと、安倍政権の悪政をそのまま市民に押し付けました。市民運動と日本共産党議員団の共同が守り抜いた敬老パス制度についても、河村市長は予算に上限を設け一部負担金の値上げなどをねらっています。

自民、公明、民主、減税各党は、河村市長の福祉・市民サービス削減に手を貸すとともに、消費税増税分を公共料金に転嫁する予算に賛成し、新たに30億円もの負担を市民に強いるなど、「オール与党」ぶりをあらわにしています。

日本共産党は、以下の3つの柱で「福祉日本一」と言われた名古屋を取り戻すために力をつくします。

第1の柱—安心の医療・介護のまち名古屋を

- 高すぎる国保料を1人1万円引き下げ、国に対しても国庫負担を増やすよう求めます。本人の申請が必要な市の特別軽減制度（国保法定減額世帯対象、1人年2千円）を自動的に受給できるよう改めます。
- 介護保険料を一般会計からの繰り入れで引き下げ、減免制度を創設します。特養ホーム待機者ゼロをめざして施設整備をすすめます。6月に成立した医療・介護総合法によって、要支援者の訪問・通所介護を介護保険から外すなど、医療介護サービスが質・量ともに低下することが指摘されています。名古屋市として少なくとも現行の医療・介護サービスの水準を維持するための施策を行うとともに、法の撤回を国に求めます。
- 愛知県に福祉医療制度の堅持を強く働きかけるとともに、市独自の高齢者医療費助成制度を創設します。産科・小児科の医師や看護師など医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋医療圏の医療供給体制を整備・充実します。
- 75歳以上の医療費窓口負担を無料にします。

－18歳以下の医療費窓口負担を無料にします。

第2の柱－子育て応援、子どもたちが輝く名古屋を

- －市立保育園の廃止・民間移管計画を撤回し、公立を含めた認可保育所の抜本増設で待機児童解消をめざします。保育料を値下げします。子育て支援センターを中学校区に1カ所配置し、乳幼児を持つ保護者が気軽に子育て相談を行うことのできるようにします。一時保育、病児保育など多様な保育施策を拡充します。営利と相容れない保育事業への企業参入の拡大は許しません。
- －小中学校の給食費を無料にします。正規教員の大幅増員で30人以下学級を小中学校全学年に段階的に拡大し、子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を実現します。
- －学童保育所の運営費助成を増額するとともに、大規模化の解消、施設・設備の改善、指導員の正規化・労働条件の改善、複数配置、利用料の軽減などをすすめます。放課後の学校開放事業としてのトワイライトスクールと、子育て支援の施策である学童保育の役割分担を明確にして、それぞれにふさわしい役割が発揮できるよう財政的な支援を強めます。
- －市独自の給付制奨学金制度を導入します。

第3の柱－安心して住み続けられる名古屋を

- －国に対し、消費税増税・社会保障制度解体をやめるようはたらきかけます。
- －敬老パスの現行制度を維持し、対象路線の拡大をすすめます。地域住民の声を活かして市バス路線をきめ細かく充実させます。市営地下鉄のホームドアの設置計画を前倒しするとともに、民間鉄道にも早期導入を求めます。
- －「住宅は福祉」の立場で、市営住宅の増設、UR住宅や民間賃貸住宅を市として借り上げて市営住宅並みの家賃で提供するなど、公的な住宅政策を充実させます。新婚家庭や高齢者向けの家賃補助制度を創設します。

(2) 地域に根ざした産業や中小企業を応援し、「働きやすさナンバーワン都市なごや」をめざします

河村市政は、中部財界の要請にもとづいて、リニア新幹線を「起爆剤」にした名古屋駅周辺大改造に多額の税金をつぎ込もうとしています。さらに、名古屋城天守閣の木造復元（事業費計400億円）や笹島地域の巨大地下通路建設（事業費134億円）、金城ふ頭の巨大な市営立体駐車場建設（191億円）、木曾川導水路建設、中部国際空港の二本目滑走路の建設、あおなみ線へのSLの運行など、ゼネコン・大企業優先の公共事業が目白押しです。

「大企業さえ呼び込めば、そのおこぼれで地域が栄える」というやり方は時代遅れです。地域経済を支える中小企業と働く人を応援し、正規雇用を増やして、家計消費を増やし、内需主導型の地域振興策に転換します。

・中小企業を応援する施策

- －中小企業振興基本条例を具体するための「振興条例推進室」（仮称）を設置し、すべての小規模事業所を対象にした職員の訪問調査を行ないます。
- －中小企業向け官公需発注比率（2013年度60・8％）を引き上げます。住宅や商店のリフォーム助成制度を創設し、太陽光発電設置や障害者、介護保険、耐震などの改修・補修工事に対する補助制度とセットで実施します。
- －小規模企業等振興資金の利用者に対する保証料補助制度を創設します。小規模事業金融公社への支援を強め、融資対象を拡大します。
- －技術力をもった中小企業の連携を促し、販路拡大を支援します。
- －市内中小企業等へ就職した若者への奨学金返還支援制度を創設します。
- －国に対し、大企業応援型から、家計所得を増やし、中小企業を応援する内需主導型の産業政策への転換を求めます。

・働く人を応援する施策

- －公契約条例を制定し公共事業・委託事業で働く人の時給を1000円以上に引き上げます。
- －市職員定数の削減をやめ、看護師、保育士、消防士、ケースワーカーなどの正規採用を増やします。
- －ブラック企業やブラックバイトの解消にとりくみます。

(3) 南海トラフ大地震、放射能汚染から市民を守る、安全・安心のまちづくり防災対策改革プラン

- 「大地震が来たらどうしよう」「放射能汚染から子どもたちを守りたい」。大規模自然災害や、原発事故による放射能汚染への不安が広がっています。市民の安全を守るために、以下の施策を行ないます。
- －南海トラフ大地震などに備え、海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など水際の防災施設の総点検を行い、構造物の耐震化や地盤の液状化対策など必要な補強改修を急ぎます。福祉避難所の設置を拡大するとともに、避難所のバリアフリー化をすすめます。上下水道管などライフラインの耐震化・老朽化対策をすすめます。ゼロメートル地帯に高台・丘をつくります。
 - －「脱原発」宣言を行ない、原発ゼロを国に求めます。自然エネルギーの普及を促進し、大気や食品などの放射線を測定できるように、放射線測定機器を各保健所に備えます。
 - －大気汚染の常時監視測定局を増設するとともに、すべての測定局で微小粒子状物質（pm2.5等）の測定ができるようにします。里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率30%目標（2010年現在23.3%）を早期に達成します。
 - －「脱ダム」宣言を行ない、徳山ダム導水路事業から撤退します。

(4) 「ライフエリア（生活圏）」整備で、暮らしやすいまちをつくる改革プラン

- 「近所のスーパーがなくなり、買い物に困っている」。大都市名古屋でも、買い物難民が急増しています。お年寄りが歩ける範囲（少なくとも小学校区単位）で、福祉・介護、生活必需品の購入など必要なサービスを受けることができる、「ライフエリア」づくりをすすめます。
- －買い物環境に関する調査を行ない、買い物弱者対策をすすめます。中小小売業者やNPO法人などが行なう買い物支援事業にも補助を拡大します。地域住民の声を活かして市バス路線をきめ細かく充実させます。
 - －地域の問題解決のための予算を決定する権限を地域に委ねるなど、地域コミュニティづくりを積極的に応援します。住民合意のない学校統廃合は行ないません。
 - －常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整えます。各種審議会などには原則として公募市民枠を設け、女性比率を抜本的に引き上げます。
 - －女性や子ども、高齢者、障害者、性的マイノリティーなどすべての人の人権を守ります。
 - －地方自治を破壊する道州制に反対します。道州制導入と一体に、近隣市町村と名古屋市を合体させ、大型開発を名古屋に集中させるしくみをつくる、「尾張名古屋共和国構想」はきっぱり断念します。

(5) アジアと世界の平和を担う「国際友好都市なごや」への改革プラン

河村市長は、戦力不保持・交戦権否認の憲法9条2項を改定し、自衛隊保持の明記や軍法会議の設置、首相の靖国神社参拝を主張しています。日本軍「慰安婦」の強制性や南京大虐殺の事実を否定し、中国・南京市との友好都市提携をはじめアジア諸国との友好関係を悪化させています。市議会の改憲右派議員もこうした河村市長の言動を支えています。

市政アンケートには、世代の違いを超えて「憲法9条を守り抜いてほしい」という声が多数寄せられています。安倍政権による集団的自衛権の行使容認など9条改悪の動きが強まるなか、商業港の名古屋港への軍艦の相次ぐ入港や、武装した陸上自衛隊員による街中の行軍訓練が行われ、市民から不安の声が広がっています。

- －侵略戦争と植民地支配への真筆な反省を前提に、北東アジアをはじめ世界各国との友好都市交流をすすめます。
- －平和首長会議加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進し、「非核名古屋都市宣言」を行ないます。
- －名古屋港の軍事利用に反対し、非核証明がない艦船の名古屋港入港は認めません。名古屋空港の基地機能強

化および米軍利用に反対し、市街地での行軍訓練中止を自衛隊に求めます。
 一 集団的自衛権行使容認をはじめ、平和憲法を破壊するいかなる企てにも反対の意思を明確に示します。北東アジアに平和的環境をつくる外交努力を追求するよう、国にはたらきかけます。秘密保護法の廃止を国に求めます。

(6) 不正をただし、市民に開かれた議会をめざす改革プラン

「市議会は市民のためにしっかり仕事をしてほしい」。市民の期待に応える議会にするため以下の改革にとりくみます。
 一 議会報告会の定期開催や、議会に提出される資料の公開など情報公開をすすめます。
 一 議員の質問時間の不平等をなくします。
 一 政務活動費の不正根絶。任期中一回の慣例的な議員の海外視察は廃止します。議員の政治倫理条例をつくり、二度と不正疑惑が起こらないよう議会みずからエリをただします。

三、河村市政を支える自民党主導の「オール与党」

名古屋市議会の政党地図はこの間激変しています。河村市長率いる減税日本は3年前の選挙で28議席を獲得し第一党になりました。しかし減税議員の政務調査費（現・政務活動費）の不正受給が相次いで発覚し市民の信頼を失い、分裂を繰り返して15議席に激減しました。

市議会第一党となった自民党は、安倍政権直結・財界いいなり市政づくりをねらっています。公明党は国政と同様、自民党政治の翼賛・補完勢力そのものです。かつて第1党だった民主党は第4党に転落し、去年の市長選挙では元自民党市議の市長候補を支援し、自民党政治の補完勢力と化しています。

これら、自民、公明、民主、減税各党は、河村市政と一体に福祉・市民サービスを切り捨て、不要不急の公共事業を推進するとともに、消費税増税の中止を国に求める意見書採択や、認可保育所の増設や介護保険料・利用料の減免制度の創設など、市民団体が提出した請願にことごとく反対し、否決させるなど、市民との矛盾を深めています。

今の市議会は、安倍政権直結・中部財界いいなりの河村市政を支える、自民党主導「オール与党」と、日本共産党との文字どおり「自共対決」の様相です。

四、日本共産党が伸びれば市政が変わる

日本共産党は、悪政と正面から対決し、建設的な提案を行い、広範な人たちと共同する「対決・対案・共同」の政治姿勢をつらぬく党です。日本共産党市議団は、「市政の監視役」「悪政から市民を守る防波堤」「市民要求実現の推進力」という、かけがいのない役割を果たしています。

(1) 日本共産党市議団は、安倍政権と一体に河村市長がすすめる福祉・市民サービスの切り捨てやムダな公共事業に反対するとともに、消費税増税分を市民に押しつける公共料金の値上げにもきっぱり反対しました。また、市民運動と連携して、河村市政がねらった保育料の値上げを6年間おさえ、第3子保育料無料制度も継続させ、敬老パスの改悪をくい止めるなど、悪政から市民を守る防波堤の役割を果たしています。

(2) 日本共産党市議団は、定例会前の市政懇談会やシンポジウム、学習会、市政アンケート（2年に1回）などを通じて、市民の声を市政に届け市民要求実現に奮闘しています。

これまで、中学校卒業までの医療費無料化実現、小・中学校の教室へのエアコン設置、中小企業振興基本条例の制定、公共施設での太陽光発電、地震防災対策の強化、平和首長会議への加入など、多くの市民要求を実現してきました。

また、市民の要請で党市議団が紹介議員になった請願の件数は今期（2011年3月～2014年2月）で100件と、自民党（37件）など他会派を大きく上まわっています。ブラック企業対策や過労死防止基本法の制定を国に求める意見書が全会一致で採択されるなど、党市議団提案の意見書が採択されるケースも、期を追うごとに増えています。

2014年10月18日
中日新聞

長大トンネル 難問山積

十七日に太田昭宏国土交通相が工事認可したリニア中央新幹線計画。東京・品川・名古屋間を四十分で結ぶ前例のない巨大プロジェクトが動き出す。ルートが九割近くがトンネルとなるだけに、リニアの工事は土の格闘だ。十三年後の開業を目指すJR東海にとって、大量の事業残土の処理や南アルプスの掘削といった難問が立ちほだかる。(1)リニア取材班

リニア工事認可



南アルプスを含む計画のリニア中央新幹線。難工事が予想される。10月2日、本社撮「たかね」世一

リニア工事で発生する残土の活用先の進捗よく ※単位=立方メートル

残土量	JR東海が活用		受け入れのめどが立った候補地		調整中の受け入れ候補地	
	検討中	なし	なし	なし	なし	なし
愛知県	650万	検討中	なし	なし	産業団体が鉱山の埋め戻し用に検討	
岐阜県	1280万	300万	なし	なし	濃飛横断自動車道の工事、民間からは37カ所	
長野県	974万	検討中	なし	なし	10市町村と県の機関から提示	
静岡県	360万	なし	7カ所の置き場で保管			
山梨県	676万	240万	道路造成などに210万		市町村や民間から13カ所	
神奈川県	1140万	360万	なし	なし	複数の公共事業	
東京都	600万	検討中	なし	なし	現時点でJR東海への情報提供なし	
合計	5680万	900万	570万			

核心

■悩みの種

「可能な限り早期に多量の建設残土の活用先を確保すること。環境影響評価(環境アセスメント)をめぐり、太田国土相は七月、JR東海が提出した詳細書に注文を付けた。

リニア工事では、ナゴヤドームと三杯分の五百六十万立方メートルの残土が発生するとされる。自社だけでは処理できないほどの膨大な量。残土の活用先が決まらなければ、工事の遅れにつながる。

JR東海は沿線の都県をめぐり、候補地を多く探しているが、昨秋の沿線住民への説明会では、活用方法について「調整中」との回答を繰り返した。当初の詳細書でも、活用先を明記していたのは山梨、静岡県内の一部だけ。

住民からは「説明が不十分」と不満の声が上がっていた。七月以降、岐阜、長野両県が、残土の受け入れ候補地をJR東海に提示。愛知県内では、産業団体が採掘中の鉱山の埋め戻し用に受け入れを検討している。ここにきて残土活用に向けた動きが加速している。

国交省にも、めぐまが立っている候補地、JR東海の活用先を合わせるべく、全量二割割、それとは別に各県から示された候補地は、現在、全量の八割以上を占めている。

膨大な残土の量だけに、運び出す工事車両の数も桁違いだ。唯一の幹線道路は、残土の運搬車が一日最大で千七百台も走ると予測されている。長野県大田村、村瀬光協会の平瀬長安全会長は「残土を運ぶトラックが通る道路は、高学年の通学や日々の買い物だけで、教習車も使う村の生命線。大量にトラックが走ると、村民の生活が脅かされる」と不安をのぞかせる。

南アルプスでは、今もJR東海がボーリング調査を続けていて、着工となれば、本坑を掘る前、地験的に近く穴を開けて、地中の状態を確認しながら工事を進めるという。JR東海は、工事の技術も進歩している。工期通り仕上げられる」と説明する。

リニア中央新幹線の開業までの流れ

- 1962年 旧国鉄がリニアの研究を始める
- 72年 リニアの浮上走行に成功
- 73年 11月 国が中央新幹線の基本計画決定
- 77年 7月 宮崎実験線で走行試験開始
- 97年 4月 山梨実験線で走行試験開始
- 2003年 12月 有人走行で最高時速581kmを記録
- 07年 12月 JR東海が自己負担での建設を表明
- 11年 5月 国交相がJR東海に建設指示
- 13年 9月 JR東海が詳細ルートと駅的位置を公表
- 14年 10月 国交省が工事計画認可
- 27年 東京・品川―名古屋間が開業予定
- 45年 大阪まで延伸予定

たまた、候補地の多くは、地権者の同意を受け入れ量の調整など協議が本格化するのはいくらも。首都圏での残土処理も悩ましい。現在までに東京都から候補地の提示はない。JR東海の植種機長は「首都圏は残土が出る他の事業もあり、難しい状況。先が見えていない」と話す。

掘つてみないと分からない。それがトンネル工事の難しさだ。最深千四百メートルの山中を二十五キロわたって掘り進む南アルプスの掘削は、一番の難所とされる。長大で深いだけでなく、崩れやすい地質で大量の出水も予測される。南アルプスを迂回するルートも検討されたが、今の施工技術で対応可能として最短区間で工費の安い現ルートが選ばれた。

一九八二年に開業した上越新幹線は、トンネル工事に泣かされた。群馬、新潟県境を貫く大清水トンネル(長さ三十二キロ、最深千三百メートル)の掘削では、わき水があふれたり、巨大な岩石がはがれ落ちたりして何度も工事が中断。開業が五年遅れ、総工費は三・五倍に膨れた。

南アルプスでは、今もJR東海がボーリング調査を続けていて、着工となれば、本坑を掘る前、地験的に近く穴を開けて、地中の状態を確認しながら工事を進めるという。JR東海は、工事の技術も進歩している。工期通り仕上げられる」と説明する。

「ターミナルスクエア」(仮称)をつくらせたり、乗り換えなどの案内サインを充実させた。国内外から来る人も使いやすい駅にする。また、駅と名古屋高速道路とを接続するための手段も確保している。

リニア「まちづくり構想」

名古屋駅周辺 国際的な拠点に
名古屋は20日、2027年のリニア中央新幹線開業に向け、名古屋駅と周辺の新設なまちづくりの基本方針となる「名古屋駅周辺まちづくり構想」を策定し、発表した。年内にも設置する分野別の会議で、今後、構想に沿った具体策などが話し合われる。

市は、構想に基づき、国や県、鉄道事業者、まちづくり団体などと連携し、それぞれの分野の課題や対策などを話し合い、「プロジェクト調整会議」(仮称)を開催し、20年度をめどに、具体的な整備内容や資金の調達方法をまとめる。プランの具体化を図っていく方針だ。

2014年9月30日
読売新聞

2014年10月5日
日経新聞

2014年9月11日 中日新聞

減税、6市議非公認へ

名古屋市長選、活動足りず

河村たかし名古屋市長が代表を務める地域政党「減税日本」は、来年四月の名古屋市長選（定数七五）で、党所属の現職市議十六人のうち六人を公認しない方針を固めた。

二人は自ら公認を辞退したが、四人は地元での議員活動が不十分であることを理由に、党の判断として公認しない。

減税は党勢が低迷しているが、現職であっても活動が不十分な場合は出馬を認

めない厳しい方針を示すことと、党再生を有権者にアピールする狙いがある。

公認申請を出さなかった二人は家庭の事情などを理由に挙げ、議員活動を引退するとみられる。

残る四人は公認を求めていたが、河村市長ら党幹部が認めない判断をした。市長らが党支持者と協議したところ、地元での活動などが不十分で、支援は難しいとの意見が相次いだという。

減税は十一口にも、現職の公認候補を発表する。六人を除いた十人全員が公認されるかは不透明で、公認を外れる現職は、さらに増える可能性もある。

前回二〇一二年の名古屋市長選は、解散請求（リコール）の成立に伴って行われた。減税は二十八議席を獲得し、第一会派に躍進。しかし、高級外車によるあて逃げや政務活動費の不適切受給などの不祥事が続き、所属議員は減った。

介護離職者5年で倍増

家族の介護のために仕事を辞める人が急増している。2013年の介護離職者は前年比41%増の9万3000人。高齢化が加速するなかで、5年前の2倍に膨らんだ。特に40～50代の女性が目立ち、介護の負担が女性に偏っている実態が浮き彫りになった。

昨年9.3万人に

厚生労働省の雇用動向調査を基に、離職理由に介護を挙げた人を集計した。男女で比べると、13年の介護離職者のうち、女性が7万人と76%を占めた。女性の年代別で最も多いのは、40代後半（1万8000人）、50代前

40～50代女性で顕著

半（1万3000人）、50代後半（1万人）が続いた。子育てが一段落して再び働きやすくなる年代でもあるが、親の介護で離職を余儀なくされるケースが多い。

一方、男性は2万3000人で、年代別では50代後半の6000人が最も多かった。

2014年9月19日
毎日新聞

2014年10月4日
中日新聞

山崎市議が 民政ク離脱

山崎議員は、憲法解釈の変更で集团的自衛権の行使を認めることに反対する意見書提出を求め、九月九日の総務課境委員会では、会派の意向に従い「不採択」に賛成した。しかし、今月一日の本会議では一時退席し、採決に参加しなかった。

市議会の会派「民政クラブ」の山崎正裕議員が三日、会派からの離脱を鶴飼春美議長に届けた。民政クの所属議員は五人に減った。

山崎議員は、憲法解釈の変更で集团的自衛権の行使を認めることに反対する意見書提出を求め、九月九日の総務課境委員会では、会派の意向に従い「不採択」に賛成した。しかし、今月一日の本会議では一時退席し、採決に参加しなかった。

会派内から「委員会と本会議で態度が異なるのはおかしい」と批判が出ていた。山崎議員は取材に「本会議では自分の思いに従った」と説明した上で、「会派に迷惑を掛けたので、はじめを切りたい」と話した。

民政クラブは地域政党・減税日本を離れた

カジノ誘致是非 判断の情報収集

名古屋市長が開始したカジノを中心とした統合型リゾート施設（IR）の整備を進めるための法案（通称・カジノ法案）が臨時国会で審議されることを受けて、名古屋市長は18日、カジノ誘致の是非を判断するための情報収集を早急に進める考えを示した。

市議会9月定例会本会議で、浅井正仁市長（自民）の個人質問に、葛迫憲治総務局長が答えた。

浅井市長は「実際に設置する場合は別として、都市間競争を勝ち抜くために検討が必要だが、市長は調査を急いでいない」と話した。これに対し、葛迫局長は「IRの立地はメリット・デメリットを整理したうえで判断する必要がある。早急に国などからの情報収集に努め、関係局と調整したい」と述べた。

カジノについては、安倍晋三首相が解禁に積極的で、全国各地で誘致に向けた動きが出ている。【井上直樹】

2014年9月19日
読売新聞

2014年10月16日
中日新聞

堀田、片桐市議 民政ク離脱

堀田議員は減税日本を除名された。堀田議員は来春の市議選に向け、他の政党入りを検討しており、「会派を離れた方が動きやすくなる」と話している。

片桐議員は「堀田議員が離れ五人未満の会派になれば、議会運営への影響力がなくなる。一人で活動した方がいいと考えた」と話している。

73万円返還「決めてない」

愛知県議・半田晃士氏（56）が政務活動費73万円で知人女性に海外視察を委託した問題で、半田氏は18日、県議会議事堂で取材に応じ、「まだ（返還するか）決めていない。返すべきか検証している」と述べた。半田氏は女性が作成した報告書のほぼ全編がインターネットからの引き写しと判明したことを受け、今年7月、報道陣に委託費73万円を返還する意向を示し、所属していた地域政党・減税日本を離脱した。

半田氏はこの日開会の9月県議会に出席するために登壇し、「弁護士や大学教授は『女性がきちんと調査し、その報告書を受けたのなら返さなくてもいい』と言っている。どっちにしようか考慮中」とし、来年4月の任期満了までに結論を出すとした。7月の記者会見で公表するとした73万円の内訳については「示す必要はない」と語った。

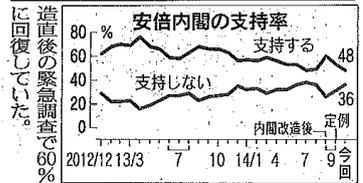
2014年10月27日 日経新聞

内閣支持率48%に低下

2閣僚辞任「首相に責任」66%

日本経済新聞社とテレ東による24、26日の世論調査で、安倍内閣の支持率は48%と9月末の前回調査より5ポイント下がった。7月と並んで第2次三首相に「責任がある」という回答が66%を占めた。(関連記事2面に)

内閣支持率は7月の集団的自衛権の行使容認の閣議決定などの影響で低下し、9月3日の内閣改造に回復していた。



閣議決定後の政治資金収支報告書が指摘された小沢氏の辞任については「当然だった」が70%で、「辞任する必要はなかった」が20%。地元選挙区で討議資料として「どちら」を配った松島氏の辞任に関しては「当然だった」が56%で、「必要はなかった」が31%。

調査は日経リサーチが全国の成人男女を対象

に乱数番号(RDD)方式で電話で実施した。有効回答は1579世帯から1020件の回答を得た。回答率は64.6%。

2014年10月20日 毎日新聞

消費増税「反対」73%

本社世論調査 地方創生「期待」58%

毎日新聞は18、19日に全国世論調査を実施した。来年10月の消費増税10%への引き上げについて尋ねたところ、「反対」が73%で、「賛成」が25%を大きく上

回った。今年4月に税率が8%引き上げられる前に比べて賛成し向きがどうなったかについては45%が「悪くなった」と回答し、増税への抵抗感は根強く、賛成し向きをめぐると

け止めも厳しい。安倍首相は14日の衆院本会議で「引き上げない」とのリスクも含め、経済状況などを総合的に勘案して本年中に適切な判断をする」と述べた。

引き上げ反対は前回調査(6月)の88%より5ポイント増え、依然として高水準となっている。内閣、自民党支持層とも57%が反対だった。男性では68%、女性では76%が反対だった。

消費増税を10%へ引き上げると同時に生活必需品などに軽減税率を導入すべきだとしたのは74%。自民党支持層では73%が導入を求めた。

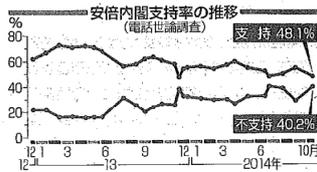
安倍政権が看板政策に掲げる地方活性化策の「地方創生」に対しては「期待する」が58%と「期待しない」の39%を上回った。内閣支持層では「期待する」が76%にのぼった。アベノミクスによる景気回復の効果

地方に十分及んでいないと指摘されるなか、期待感は強い。

日本前政府が年内をめどに改定を目指している防衛協力指針(ガイドライン)に拡大することへの賛否を問いたところ、賛成が59%、反対が39%だった。

内閣支持率は47%で、前回調査と同じだった。不支持率は36%で前回より4ポイント上回った。

【田中裕之】



共同通信社が18、19日に実施した全国電話世論調査で、内閣支持率は48.1%となり、9月の前回調査より5ポイント下がった。

安倍政権が掲げる企業での女性登用拡大に関し「効果がある」とある程度効果が認められている。安倍政権の経歴に対する国民の「知る権利」侵害については、58.6%が「不安を感じている」と回答した。「感じている」は34.5%。

「地方創生」の取組みに「期待する」は57.7%、「期待しない」は37.0%。新党改革と答えた人はなかった。支持政党なしは39.2%だった。

の計40.2%を上回った。

日本防衛協力指針(ガイドライン)改定に向けた中間報告で、相互協力を地球規模に広げる方向性を出したことについて「支持する」は38.4%だった。47.3%が「支持しない」と答えた。

野党再編をめぐっては「進め方がよい」51.3%、「進めなかつてもよい」37.2%だった。

政党支持率は、自民党が前回比5.1ポイント増の36.9%、民主党は3.4ポイント増の8.1%、共産党4.2%、維新の党3.7%、公明党3.3%、社民党1.5%、みんなの党1.1%、生活の党0.7%、次世代の党0.3%、太陽の党0.2%、新党改革と答えた人はなかった。支持政党なしは39.2%だった。

内閣支持48%に下落

世論調査「政治とカネ」影響か

調査は日経リサーチが全国の成人男女を対象に乱数番号(RDD)方式で電話で実施した。有効回答は1579世帯から1020件の回答を得た。回答率は64.6%。

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)

岡田ゆき子

TEL 915-2705



(西区)

わしの恵子

TEL 532-7965



(港区)

山口きよあき

TEL 651-1002



(緑区)

さはしあこ

TEL 892-5190



(天白区)

田口かずと

TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ

日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail mail.dan@n-jcp.jp

名古屋市政資料

2014年9月議会

NO. 184 2014年10月30日

ホームページをご覧ください

<http://www.n-jcp.jp/>